

「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の 2 年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2026 年度以降）〔改訂版〕」及び
「容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編（別冊）容量停止計画の調整業務」の策定及び公表について

容量市場における容量停止計画の調整業務の実施にあたり、業務規程第 32 条の 5 の規定に基づき、容量停止計画の調整業務の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の 2 年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2026 年度以降）〔改訂版〕」及び「容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編（別冊）容量停止計画の調整業務」を策定し、公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、2025 年 5 月 27 日（火）から 2025 年 6 月 10 日（火）まで意見募集を実施している。

<参考 業務規程>

（容量市場業務マニュアルの策定）

第 3 2 条の 5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以 上

別紙 1：容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の 2 年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2026 年度以降）〔改訂版〕

別紙 2：容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編（別冊）容量停止計画の調整業務

別紙 3：「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の 2 年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2026 年度以降）〔改訂版〕」へのご意見および本機関回答

別紙 4：「容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編（別冊）容量停止計画の調整業務」へのご意見および本機関回答

容量市場
業務マニュアル
容量停止計画の調整業務 編
(実需給年度の 2 年度前に行う容量停止計画の調整)

2025 年 6 月 25 日 第 2 版 発行

電力広域的運営推進機関

（変更履歴）

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2024年6月20日
第2版	第1章 はじめに ～第4章 容量確保契約金額の減額の確定手続	容量確保契約約款（2025年1月）附則（2023年8月2日（2025年1月30日改定））第2条、第3条の内容に文言を修正	2025年6月25日
	第1章 はじめに 図 1-1	実需給年度-1年に供給信頼度確保状況の公表を行う旨の追記	
	第1章 はじめに 図 1-2	第5章 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務の追加に伴い図を修正	
	1.1 本業務マニュアルの構成 図 1-3 第2章容量停止計画の提出手続 図 2-1 第3章容量停止計画の調整手続 図 3-1 第4章容量確保契約金額の減額の確定手続 図 4-1	第5章 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務の追加に伴い図を修正	
	1.3 本業務の対象となる容量停止計画	日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合の補修の扱いについて注で明確化	
	表 2-7 容量市場システムにおけるステータス一覧	容量市場システムのステータス遷移及び可能な操作について修正	
	図 2-16 容量市場システムのステータス遷移図	容量市場システムのステータス遷移図を追加	
	3.1 調整が必要なエリア・時期の確認	調整時のブロック構成、ブロック構成の更新方法、調整不調電源の判定、減額率	

		の算定について注を追記	
	3.1 調整が必要なエリア・時期の確認 図 3-4	ブロック構成の更新方法のイメージ図を追加	
	3.1 調整が必要なエリア・時期の確認 図 3-5	ブロック構成の変化に伴う調整不調電源の判定図を追加	
	3.1 調整が必要なエリア・時期の確認 表 3-1	電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値に関する表を追加	
	3.1 調整が必要なエリア・時期の確認	電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値に関する表を追加	
	4.2 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告	調整に応じることができないやむを得ない理由の報告様式が掲載されているリンクを追記	
	4.6 最終的な判断結果の確認 図 4-6	やむを得ない理由が認められても調整不調電源となる旨を追記	
	第5章 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務	容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務を追記	

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	5
1.1	本業務マニュアルの構成	7
1.2	本業務の対象となる電源等	7
1.3	本業務の対象となる容量停止計画	7
第2章	容量停止計画の提出手続	13
2.1	年間作業停止計画の共有	15
2.2	長期固定電源の容量停止計画の提出	16
2.3	流通設備作業の情報共有	27
2.4	長期固定電源以外の容量停止計画の提出	29
第3章	容量停止計画の調整手続	41
3.1	調整が必要なエリア・時期の確認	42
3.2	容量停止計画の変更検討	47
3.3	変更調整後の容量停止計画の提出	50
第4章	容量確保契約金額の減額の確定手続	51
4.1	調整不調電源の確認	53
4.2	容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告	55
4.3	やむを得ない理由の審査結果の受領	56
4.4	審査結果への異議申立	58
4.5	異議申立の妥当性審査結果の受領	58
4.6	最終的な判断結果の確認	58
第5章	容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務	61
5.1	影響を受ける他の事業者の同意の取得	63
5.2	変更が生じた旨の連絡	64
5.3	容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の容量停止計画の提出	65
Appendix.1	図表一覧	74
Appendix.2	業務手順全体図	76
Appendix.3	様式一覧	82

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編以下「本業務マニュアル」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは対象実需給年度が2026年度以降の容量確保契約の電源に適用し、容量市場に参加する容量提供事業者が実施する手続のうち、実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の提出手続、容量停止計画の調整手続及び容量確保契約金額の減額に関して必要な手続及び容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。なお、実需給期間中の容量停止計画のリクワイアメントは、別途公表される容量市場業務マニュアルを参照してください。容量停止計画の提出・調整については指定された期間内に実施してください（図1-1参照）。

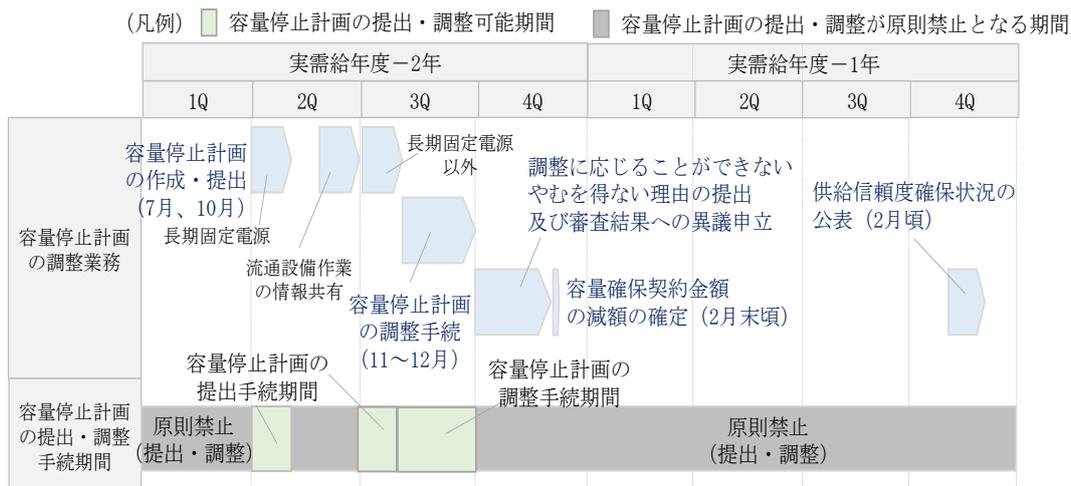


図 1-1 容量停止計画の調整業務に関する実施期間

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達又はリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

容量停止計画の調整業務は、容量停止計画の提出手続、容量停止計画の調整手続、容量確保契約金額の減額の確定手続、容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務で構成されます(図 1-2 参照)。

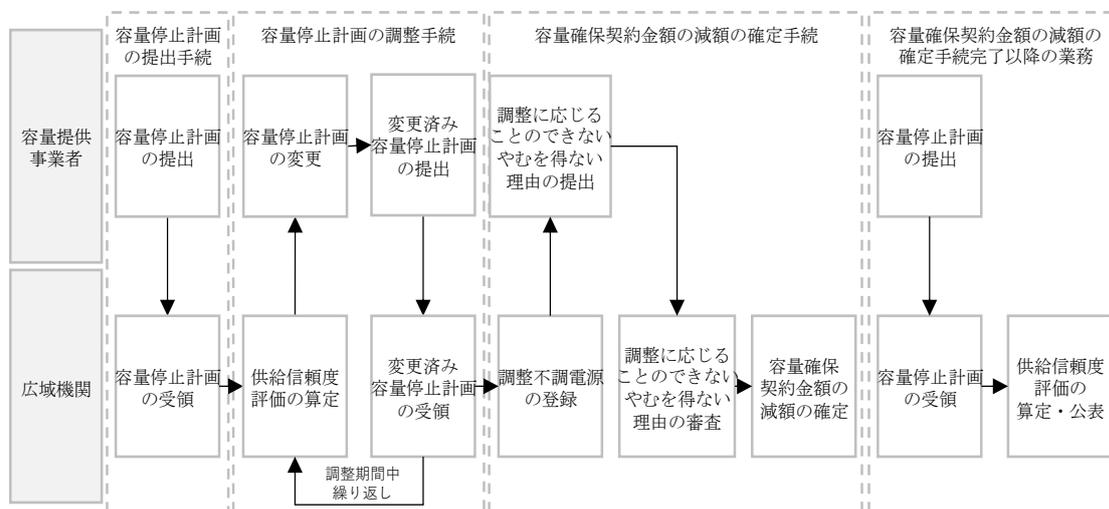


図 1-2 容量停止計画の調整業務の構成

容量停止計画の調整業務の具体的な手続に関しては第2章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.3も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる電源等
- 1.3 本業務の対象となる容量停止計画

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

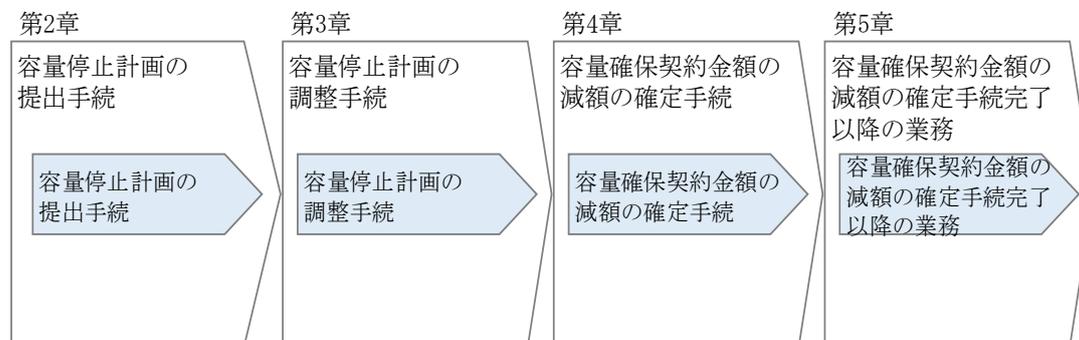


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

容量停止計画の提出手続に関する業務は第2章、容量停止計画の調整手続に関する業務は第3章、容量確保契約金額の減額の確定手続に関する業務は第4章、容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務は第5章を参照してください。

1.2 本業務の対象となる電源等

容量停止計画の調整業務の対象となる電源等は、以下となります。

- ① メインオークションで落札した安定電源及び変動電源（単独）
- ② ①の差替先となった電源等

以下の本資料においては、①、②を総称して「対象電源」といいます。

1.3 本業務の対象となる容量停止計画

対象電源により供給力を提供する容量提供事業者は、実需給年度において、以下のいずれかの理由に伴い、電源の出力が停止又は抑制（以下、「出力停止等」という。）する計画がある場合、容量停止計画を提出します（詳細は第2章を参照）。

なお、応札単位に電源が複数ある場合、容量市場システムに登録している電源等情報の詳細情報単位で容量停止計画を提出する必要があります。

- ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合
（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修を対象）
- ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合
（高圧及び低圧等の流通設備作業は対象外）
- ③ 地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

容量停止計画を提出したエリア・期間が追加設備量を利用する場合の基準又は供給信頼度確保に影響を与える場合の基準（以下、「供給信頼度の基準」という。）を満たしていない場合、容量停止計画の調整に応じていただきます。調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア（ブロック）・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額が減額されます。

注1：対象となる容量停止計画

「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」で、計画補修、定期補修、中間補修は次のとおり定義しています。

計画補修：定期補修及び中間補修とし、発電機別に付帯作業等も考慮した実計画補修日数を考慮。

定期補修：定期的に実施する点検・補修作業で定期自主検査などが該当。

中間補修：定期補修に対し必要に応じ実施される補修作業などが該当。

注2：注1に記載の計画補修や定期補修、中間補修に該当する場合でも、日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、通常、停止電力としては見込まず、本業務マニュアルの調整対象には含みません。

注3：電源等の維持・運営に必要な作業以外（事故や運用による供給力の減少、燃料制約など）に起因する出力停止等は本業務マニュアルの調整対象には含みません。

注4：計画補修による停止電力の算定（図 1-4～図 1-6 参照）

「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」で、停止電力の算定方法は次のとおり定義しています。

- ・計画補修による停止電力は、原則、月平均値とします。
- ・調整係数が適用される電源の出力可能容量は調整係数を乗じて算定します。
- ・供給力は本機関が供給区域毎に指定する記載断面³の「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」、「前半」、「後半」の平均値として算定します。
- ・月を跨ぐ作業計画は、それぞれの月単位で出力可能容量を算定します。

注5：応札単位に電源が複数ある場合

応札単位に電源が複数ある場合、各電源の供給力は、電源単位で出力可能容量を算定します。応札単位に電源が複数あり、計画補修等で出力可能容量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回る場合は、作業のない電源についても号機単位で出力可能容量を提出する必要があります。

³対象実需給年度2年前のものを参照して算定します。

ただし、作業停止などを踏まえて応札容量を決定している場合、各号機の計画補修時においても出力可能容量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回ることがなければ、容量停止計画の提出を省略することができます。

なお、純揚水・蓄電池の出力可能容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。

変動電源（単独）は、調整係数に停止電力が考慮されているため、容量停止計画において停止電力の反映は不要ですが、作業計画把握のため「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」として容量停止計画を提出する必要があります。

注6：水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している場合

基本的に容量停止計画は号機単位で作成いただきますが、水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源毎のアセスメント対象容量分に按分し契約電源毎に提出する必要があります。

注7：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者と作業調整を行ったうえで、容量停止計画を提出する必要があります。

注8：端数処理について

出力可能容量の単位は1kWとし、小数点以下第1位を切り捨てとします。

月平均値の算出例（月間）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・4月1日～10日まで計画補修
- ・算定期間：月間

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (10\text{日} \div 30\text{日}) = 333.3\text{kW}$$

月平均した供給力（出力可能容量※1）

$$1,000\text{kW} - 333.3\text{kW} = 666\text{kW} \quad \text{※2}$$

※1：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※2：小数点以下第1位切り捨て

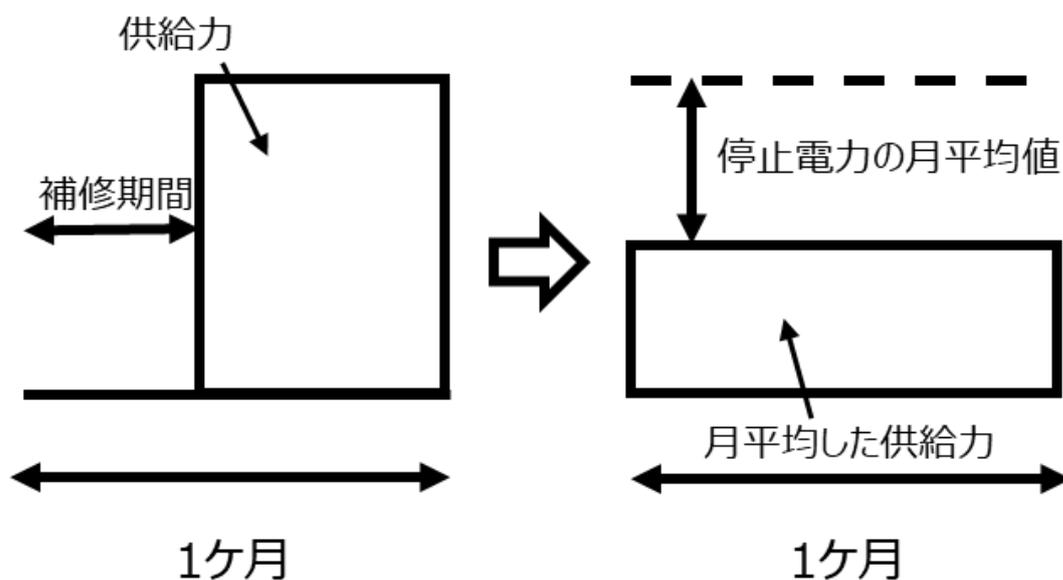


図 1-4 月平均値の算定方法（「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」の月の例）

月平均値の算出例（後半）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・7月10日～20日まで計画補修
- ・算定期間：後半※1

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (5\text{日} \div 16\text{日}) = 312.5\text{kW}$$

月平均した供給力（出力可能容量※2）

$$1,000\text{kW} - 312.5\text{kW} = 687\text{kW} \text{※3}$$

※1：31日の月は16日～31日(16日)となる

※2：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※3：小数点以下第1位切り捨て

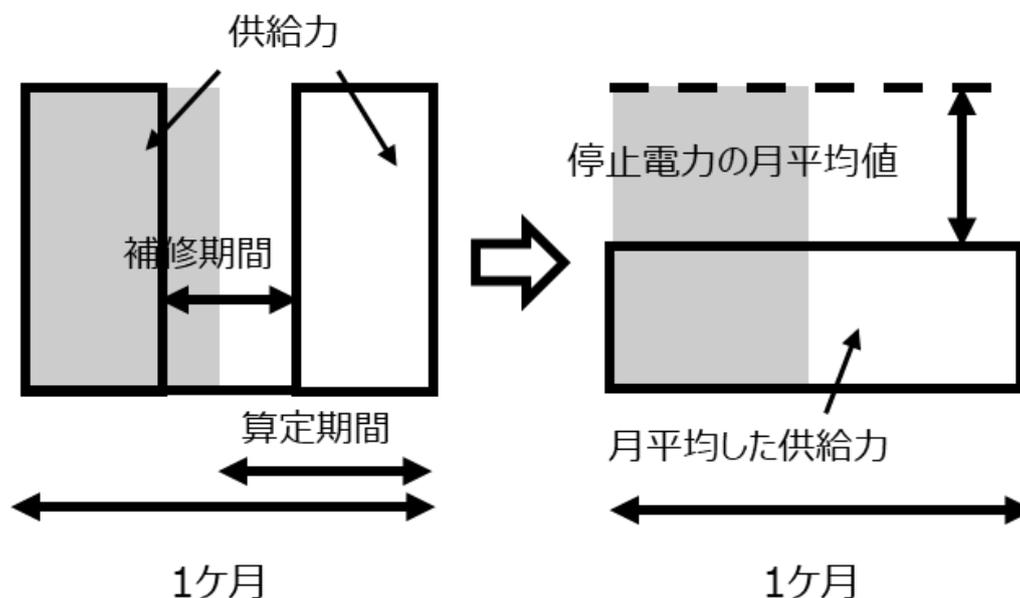


図 1-5 月平均値の算定方法（「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「後半」の月の例）

月平均値の算出例（月を跨ぐ作業）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・4月11日～5月5日まで計画補修
- ・算定期間：月間

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (20\text{日} \div 30\text{日}) = 666.7\text{kW}(\text{4月})$$

$$1,000\text{kW} \times (5\text{日} \div 31\text{日}) = 161.3\text{kW}(\text{5月})$$

月平均した供給力（出力可能容量※1）

$$1,000\text{kW} - 666.7\text{kW} = 333\text{kW}(\text{4月})^{\ast 2}$$

$$1,000\text{kW} - 161.3\text{kW} = 838\text{kW}(\text{5月})^{\ast 2}$$

※1：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※2：小数点以下第1位切り捨て

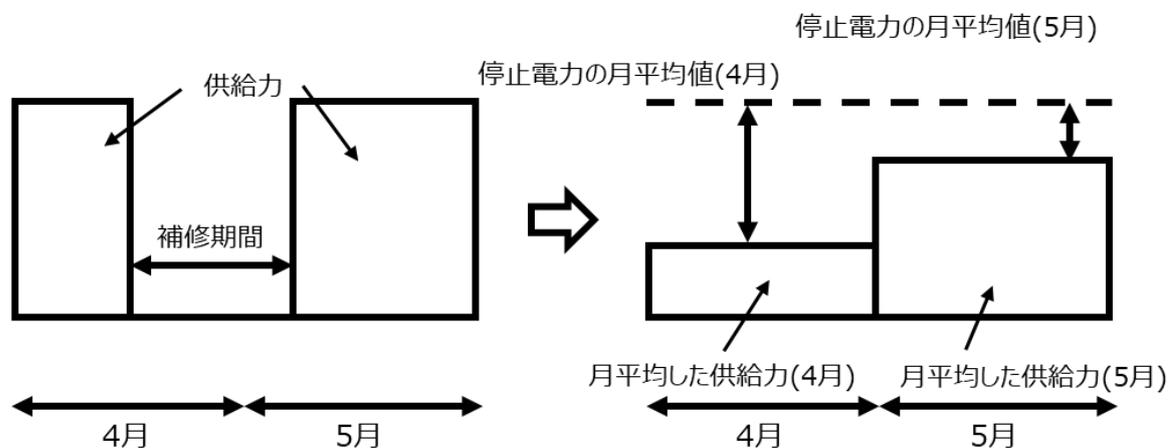


図 1-6 月平均値の算定方法（月を跨ぐ作業の例）

第2章 容量停止計画の提出手続

本章では、容量停止計画の提出手続に関する以下の内容について説明します（図 2-1、図 2-2 参照）。

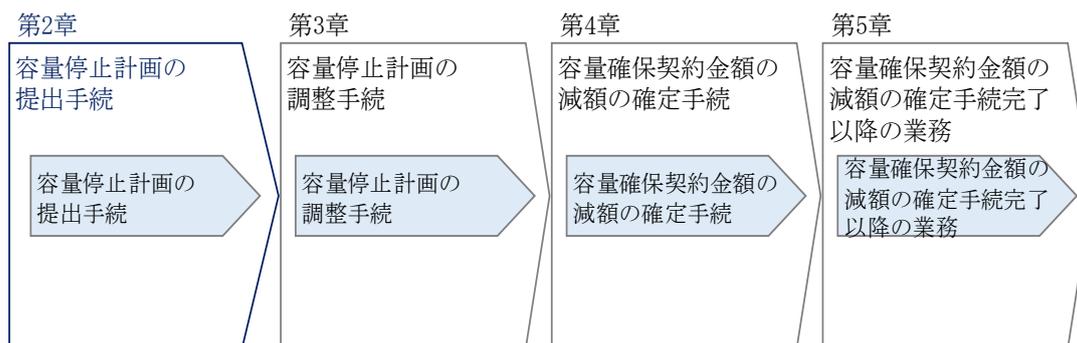
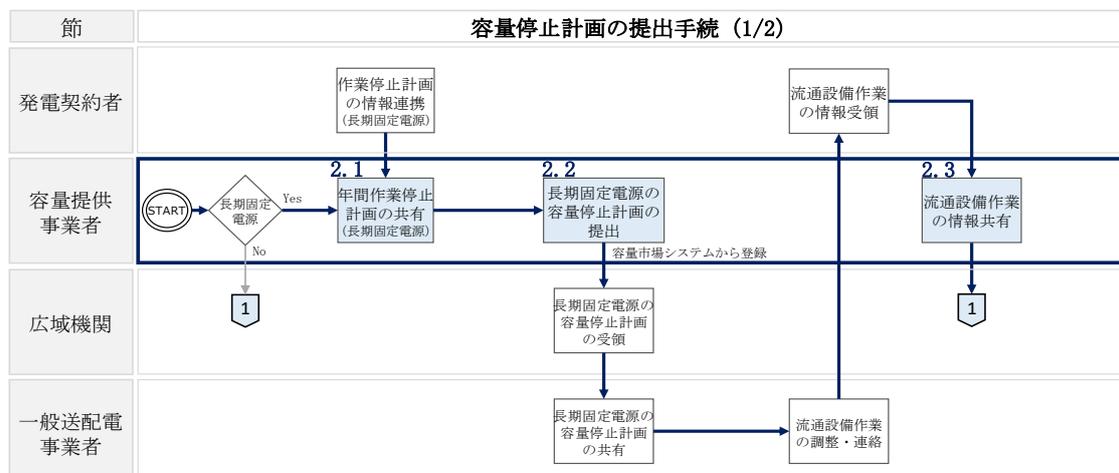


図 2-1 第2章の構成

- 2.1 年間作業停止計画の共有
- 2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出
- 2.3 流通設備作業の情報共有
- 2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出

凡例 → 容量停止計画の提出手続に必要な業務の流れ



凡例 → 容量停止計画の提出手続に必要な業務の流れ

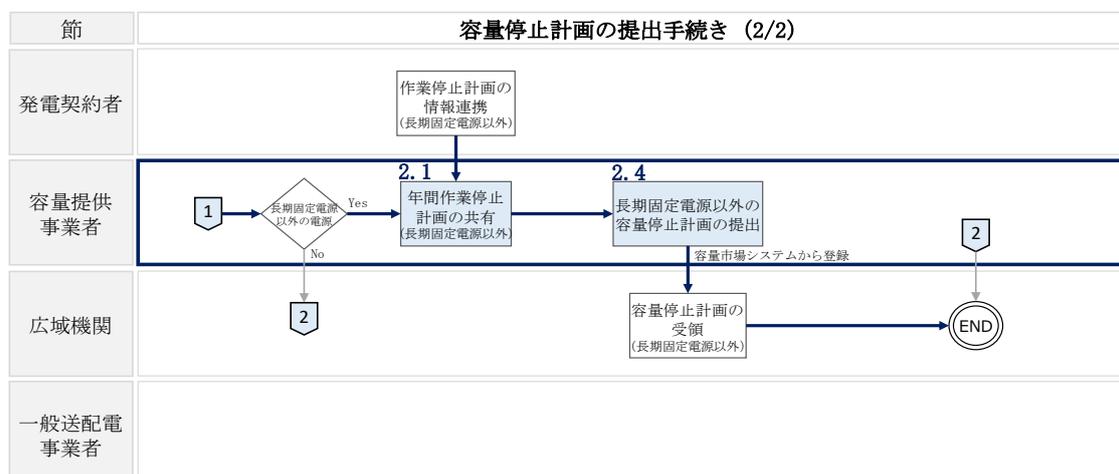


図 2-2 容量停止計画の提出手続の詳細構成

(詳細は Appendix. 2 参照)

2.1 年間作業停止計画の共有

容量停止計画は、年間作業停止計画と整合を図ったうえで、提出する必要があるため、本項では、まず作業停止計画の共有について説明します。

発電契約者は、電力設備の点検や修繕等の作業停止計画を作業停止計画調整マニュアルに基づき提出する必要があります。発電契約者が広域機関システムへ作業停止計画を登録する方法については、広域機関システム操作マニュアル入力支援ツール（作業停止計画）⁴を参照してください。

容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図ったうえで、本章『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』において容量停止計画を提出する必要があります。

⁴ <https://www.occto.or.jp/octosystem2/manual.html>

2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出

本項では、長期固定電源の容量停止計画の提出方法について説明します。当該年度において長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）に出力停止等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則として調整されますが、各エリアの系統状況や計画停止調整状況により同調できない場合があります。当該年度において出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める長期固定電源を保有する容量提供事業者は、実需給2年度前の7月末日までに、容量市場システムに該当する長期固定電源の容量停止計画を提出する必要があります。その他の電源は『2.4 長期固定電源以外の長期固定電源以外の容量停止計画の提出』にて実需給2年度前の10月末日までに容量停止計画を提出する必要があります。

長期固定電源の容量停止計画は作業ごとに提出する必要があります。同年度内に複数の作業がある場合、それぞれの作業で個々に長期固定電源の容量停止計画を提出してください。また、月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能容量を算定し、作業ごとに長期固定電源の容量停止計画を提出してください。

注1：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量提供事業者と発電契約者が異なる場合においても、容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図ったうえで、本章『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』において容量停止計画を提出する必要があります。

注2：容量停止計画提出後の変更について

容量市場システムに流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画を提出した以降は、属地一般送配電事業者と同調に関係する他の事業者の同意が得られることを条件に追加・変更が認められます。

容量市場システムへの容量停止計画の提出方法としては次の2通りがあり、それぞれについて説明します。

- CSV ファイルのアップロードによる登録（新規登録を一括で実施する場合）
- 容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）

【詳細説明】

<CSV ファイルのアップロードによる登録方法（新規登録を一括で実施する場合）>

容量停止計画の提出は、容量市場システムからダウンロードする CSV ファイルを用いて、以下の記載項目一覧（表 2-1 参照）に沿って、登録してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号（10桁）」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します(図 2-3 参照)。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめて提出することも可能です。

なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用 CSV ファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- 1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- 1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号（10桁）をファイル名に記載してください。
- 容量停止計画は号機単位で作成してください。ただし、水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源毎のアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出してください。
- 月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- 複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- 容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除のうえ提出してください。

必要事項を入力する（表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧）を参照

【停止情報追加後】

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備（号機単位の名称）”、“系統コード（号機単位）”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

```
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,1,1号機,21111,20260401,1000,20260430,2000,1234567,1500,
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,2,2号機,22221,20260515,1000,20260530,2000,1234568,2500,
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,3,3号機,23331,20260620,1000,20340630,2000,1234569,3500,
```

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 2-3 容量停止計画設定 CSV

表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 （登録済みの場合は変更不要）
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号（10桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください

CSV データ配列	項目	留意点
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号（22桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑨	停止設備 （号機単位の名称）	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑩	系統コード（号機単位）	提出する容量停止計画の電源等の系統コード（5桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例：2025年10月1日に作業開始の場合「20251001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例：2025年10月3日に作業終了の場合「20251003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号（7桁）を入力 ※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzz」と入力
⑯	出力可能容量[kW]	1以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が0kWの場合は「1」と入力
⑰	容量停止計画登録状況	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）

CSV データ配列	項目	留意点
⑱	登録区分	1, 2 のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更（2回目以降）

容量停止計画の入力後、保存をして容量市場システムに提出します。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください⁵。

例) ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV

⏟
⏟
⏟
⏟

事業者 対象 電源等 変更
 コード 実需給年度 識別番号 回数

例) ファイルを2個に分割する場合

1 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV

⏟
⏟
⏟
⏟
⏟
⏟

事業者 対象 電源等 枝番 変更
 コード 実需給年度 識別番号 回数

2 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV

⏟
⏟
⏟
⏟
⏟
⏟

事業者 対象 電源等 枝番 変更
 コード 実需給年度 識別番号 回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します（図 2-4 参照）。

注：容量停止計画の提出

容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、突発的な事象や一般送配電事業者との調整によって容量停止計画の調整期間の終了以降に出力停止等が必要となった場合は、例外的に容量停止計画の調整期間の終了以降にも容量停止計画の提出が認められます。この場合の手

⁵ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

続きについては、5章の容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務を参照してください。

なお、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

市場退出した場合は、提出した容量停止計画の変更若しくは取消をしてください。

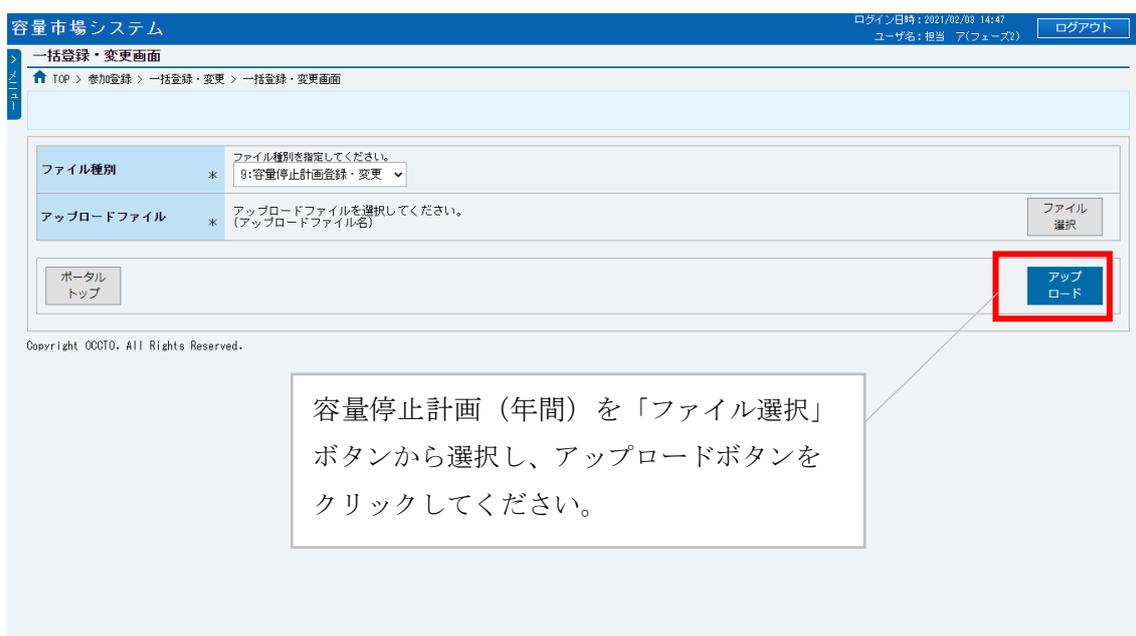


図 2-4 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます（図 2-5 参照）。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておりませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し⁶、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

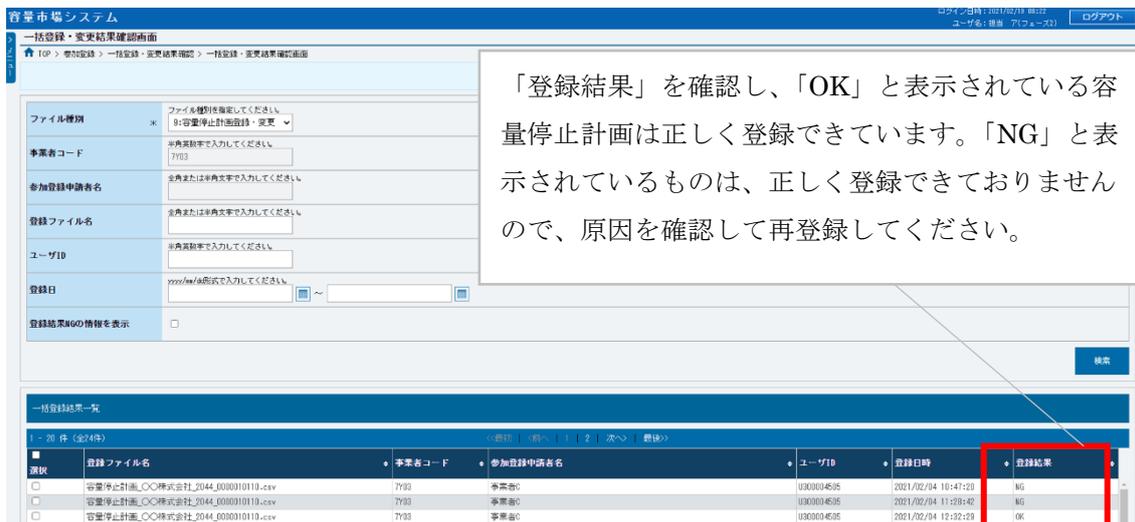


図 2-5 一括登録・変更結果確認画面

<容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）>

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することが可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号（10桁）」を入力、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択の上、画面に従って必要項目を入力してください（図 2-6 参照）。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

⁶ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL形式で開くと文字化け等によりうまく読み取れないことがあります。その場合はTXTファイル形式等で開き、内容を確認してください。

容量市場システム

容量停止計画情報登録画面

電源等識別番号 * 半角英数字で入力してください。 0000005060

電源等連替ID 半角数字で入力してください。

検索

選択	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	実需給年度	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	1	H115電源1_1号機	H1150	火力	石炭	500,000	2024/05	2052	詳細
<input type="checkbox"/>	2	H115電源1_2号機	H1150	火力	LNG (GDFC)	300,000	2024/05	2052	詳細
<input type="checkbox"/>	3	H115電源_3号機	H1150	火力	LNG (その他)	200,000	2024/05	2052	詳細

必須項目を入力

提出元事業者コード H115

作業開始日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。

作業終了日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。

広域受付番号 * 全角または半角文字で入力してください。

出力可能容量[kW] * 半角数字で入力してください。

図 2-6 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態であれば、容量停止計画は取下げ⁷が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後（「調整不調電源反映済」）の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消⁸することができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます（図 2-7 参照）。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」、「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます（図 2-8 参照）。

また、容量停止計画のシステム登録手続き一覧を表 2-2 に、容量市場システムにおける容量停止計画に登録ステータス一覧を表 2-3 に、ステータスの遷移図を図 2-9 に示します。

⁷ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

⁸ 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。



図 2-7 容量停止計画一覧画面イメージ

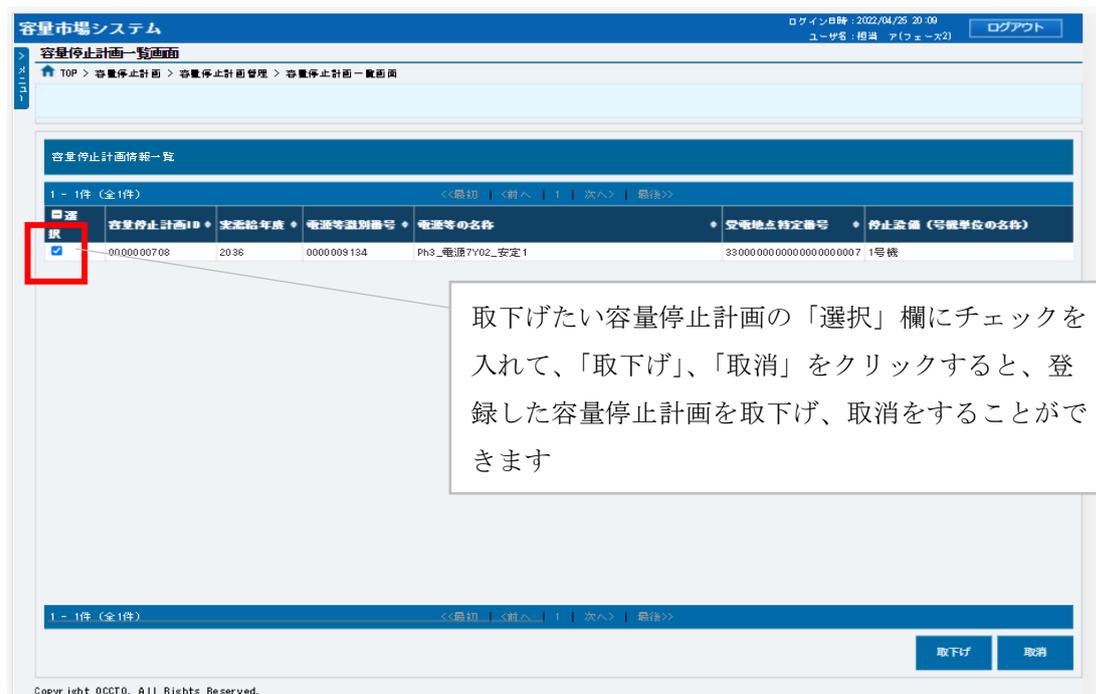


図 2-8 容量停止計画の取下げ・取消イメージ

表 2-2 容量停止計画のシステム登録手続き一覧

手続	状態	留意点
初回登録	容量停止計画を新規で提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする ・ 提出時に容量停止計画 ID が入力されている場合は取込エラーとなる ・ 容量停止計画 CSV の登録区分は「1」で入力
変更	提出済みの容量停止計画を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする ・ システムの登録状況が「登録確認待」若しくは「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能 ・ 容量停止計画 CSV の登録区分は「2」で入力 ・ 変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
取消	提出済みの容量停止計画を取消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場システムにおいて操作 ・ 提出済みの容量停止計画が削除される ・ システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の申請中の容量停止計画を取下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場システムにおいて操作 ・ 手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくなる ・ システムの登録状況が「登録確認待」、「変更確認待」、「取消確認待」の際に手続きが可能

表 2-3 容量市場システムにおけるステータス一覧

ステータス		状態
①	なし	容量停止計画が提出されていない状態です。
②	登録確認待	初回登録の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、③登録確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑩登録確認待取下げのステータスに移行します。
③	登録確認中	本機関において初回登録された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
④	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の更なる変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑤変更確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑪変更確認待取下げのステータスに移行します。
⑤	変更確認中	本機関において変更された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑥	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態であり取下げのみ可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑦取消確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて取下げを行うと⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑦	取消確認中	本機関において取消された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑨調整不調電源取消済のステータスに移行します。
⑧	調整不調電源反映済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(登録・変更)が反映された状態です。
⑨	調整不調電源取消済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(取消)が反映された状態です。
⑩	登録確認待取下げ	新規登録の容量停止計画を取下げた状態です。
⑪	変更確認待取下げ	変更の容量停止計画を取下げた状態です。

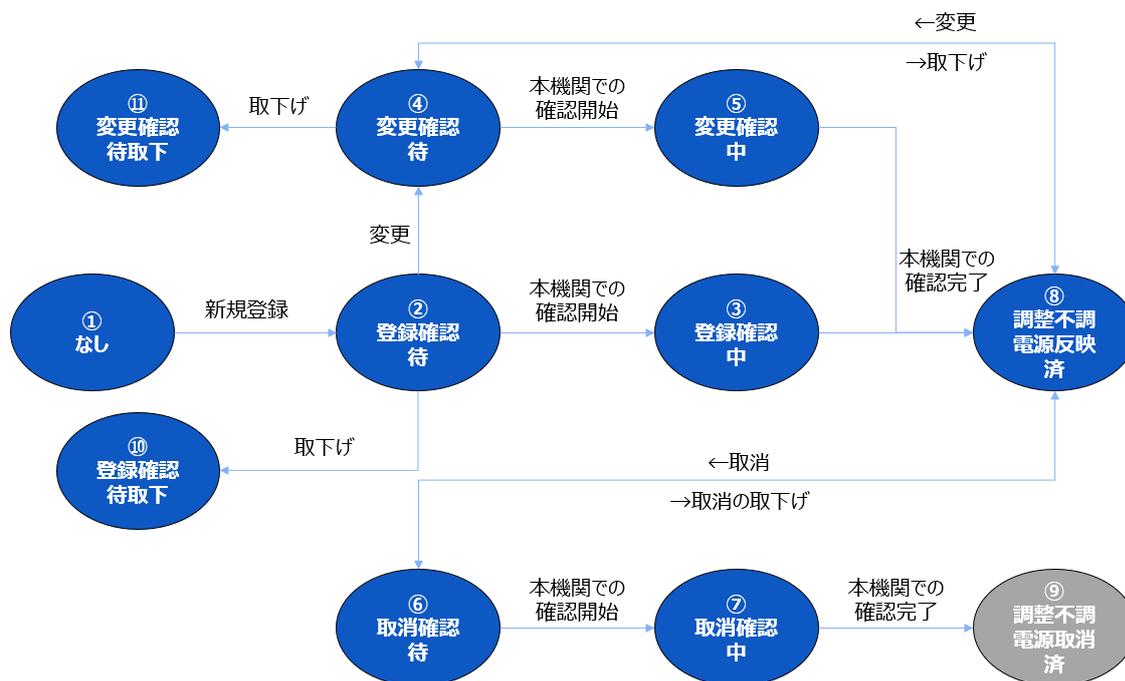


図 2-9 容量市場システムのステータス遷移図

2.3 流通設備作業の情報共有

本項では、流通設備作業の情報共有について説明します。

属地一般送配電事業者は、『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』において提出された容量停止計画に同調することを原則とし電源の出力停止等を伴う流通設備作業を調整し、当該流通作業に関する以下の事項（表 2-4 参照）について、実需給2年度前の9月末までに、出力停止等が必要となる発電契約者に EXCEL ファイル（様式1）にて通知します。

流通設備の作業に追加・変更があった場合は属地一般送配電事業者から変更後の出力停止等が関係する発電契約者に通知されます。

表 2-4 流通設備作業として通知される事項

項目	備考
作業停止範囲	対象となる流通設備名及び番号
作業開始時刻	流通設備作業の開始時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
作業終了時刻	流通設備作業の終了時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
作業内容	流通設備作業の内容
制約開始時刻	作業制約の開始時刻

項目	備考
	形式：MM月DD日 hh時mm分
制約終了時刻	作業制約の終了時刻 形式：MM月DD日 hh時mm分
制約対象発電機	制約の対象となる発電機
制約量	属地一般送配電事業者から通知される内容を確認
制約理由	制約の理由

注1：流通設備作業に関する事項の通知について

流通設備作業に関する事項については、属地一般送配電事業者から発電制約が必要となる発電契約者に通知されます。

なお、原則として、実需給2年度前の9月末までに流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画が通知されます。ただし、各エリアの計画停止調整状況により、通知期日以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、都度通知されます。

注2：流通設備作業に伴う発電制約一覧（様式2）について

属地一般送配電事業者が制約量を「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」及び「発電機作業停止がない場合における発電制約量（送電端）」の2種類で通知した場合、「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」の制約量を用いて検討をお願いいたします。

特殊日は需要等に影響がある日として属地一般送配電事業者毎に定めます。

2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出

本項では、長期固定電源以外の容量停止計画の提出手続について説明します。

出力停止等（『2.3 流通設備作業の情報共有』において属地一般送配電事業者から通知された出力停止等を含む）を必要とする電源を有する場合は、実需給2年度前の10月末日までに、容量市場システムに容量停止計画を提出する必要があります。ただし、『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』において、長期固定電源の容量停止計画を提出している場合、再提出は不要となります。

容量停止計画の調整期間においては、原則容量停止計画の新規の提出はできません。ただし、容量停止計画の変更に伴う新規追加は除きます。

長期固定電源以外の容量停止計画は作業ごとに提出する必要があります。同年度内に複数の作業がある場合、それぞれの作業で個々に容量停止計画を提出してください。また、月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能容量を算定し、容量停止計画を提出してください。

注1：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量提供事業者と発電契約者が異なる場合においても、容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図ったうえで、本章『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.4 長期固定電源以外の長期固定電源以外の容量停止計画の提出』において容量停止計画を提出する必要があります。

注2：容量停止計画の調整期間以降に新規の容量停止計画の提出が認められる場合

提出済みの容量停止計画の変更のために新規で提出する場合のみ認められます。

例：作業時期変更により新たな月に計画変更する場合

変更前 11月1日～11月30日（11月分を提出）

変更後 11月15日～12月15日（11月分を変更及び12月分を新規提出）

容量市場システムへの容量停止計画の提出方法としては次の2通りがあり、それぞれについて説明します。

- ・ CSV ファイルのアップロードによる登録（新規登録を一括で実施する場合）
- ・ 容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）

【詳細説明】

＜CSV ファイルのアップロードによる登録方法（新規登録を一括で実施する場合）＞

容量停止計画の提出は、容量市場システムからダウンロードする CSV ファイルを用いて、以下の記載項目一覧（表 2-5 参照）に沿って、登録してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号（10桁）」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します(図 2-10 参照)。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめて提出することも可能です。

なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用 CSV ファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- ・1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号（10桁）をファイル名に記載してください。
- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。ただし、水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源毎のアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出してください。
- ・月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- ・複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除のうえ提出してください。

必要事項を入力する（表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧）を参照

【停止情報追加後】

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備（号機単位の名称）”、“系統コード（号機単位）”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

```
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,330000000000000000020,1,1号機,21111,20260401,1000,20260430,2000,1234567,1500,1
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,330000000000000000020,2,2号機,22221,20260515,1000,20260530,2000,1234568,2500,1
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,330000000000000000020,3,3号機,23331,20260620,1000,20340630,2000,1234569,3500,1
```

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 2-10 容量停止計画設定 CSV

表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 （登録済みの場合は変更不要）
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号（10桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください

CSV データ配列	項目	留意点
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号（22桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑨	停止設備 （号機単位の名称）	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑩	系統コード（号機単位）	提出する容量停止計画の電源等の系統コード（5桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例：2025年10月1日に作業開始の場合「20251001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例：2025年10月3日に作業終了の場合「20251003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号（7桁）を入力 ※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzz」と入力
⑯	出力可能容量[kW]	1以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が0kWの場合は「1」と入力
⑰	容量停止計画登録状況	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）

CSV データ配列	項目	留意点
⑱	登録区分	1, 2 のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更（2回目以降）

容量停止計画の入力後、保存をして容量市場システムに提出します。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください⁹。

例) ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV

⏟
⏟
⏟
⏟

事業者 対象 電源等 変更
 コード 実需給年度 識別番号 回数

例) ファイルを2個に分割する場合

1 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV

⏟
⏟
⏟
⏟
⏟

事業者 対象 電源等 枝番 変更
 コード 実需給年度 識別番号 回数

2 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV

⏟
⏟
⏟
⏟
⏟

事業者 対象 電源等 枝番 変更
 コード 実需給年度 識別番号 回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します（図 2-11 参照）。

注：容量停止計画の提出

容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、突発的な事象や一般送配電事業者との調整によって容量停止計画の調整期間の終了以降に出力停止等が必要となった場合は、例外的に容量停止計画の調整期間の終了以降にも容量停止計画の提出が認められます。この場合の手

⁹ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

続きについては、『第5章容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務』を参照してください。

なお、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

市場退出した場合は、提出した容量停止計画の変更若しくは取消をしてください。

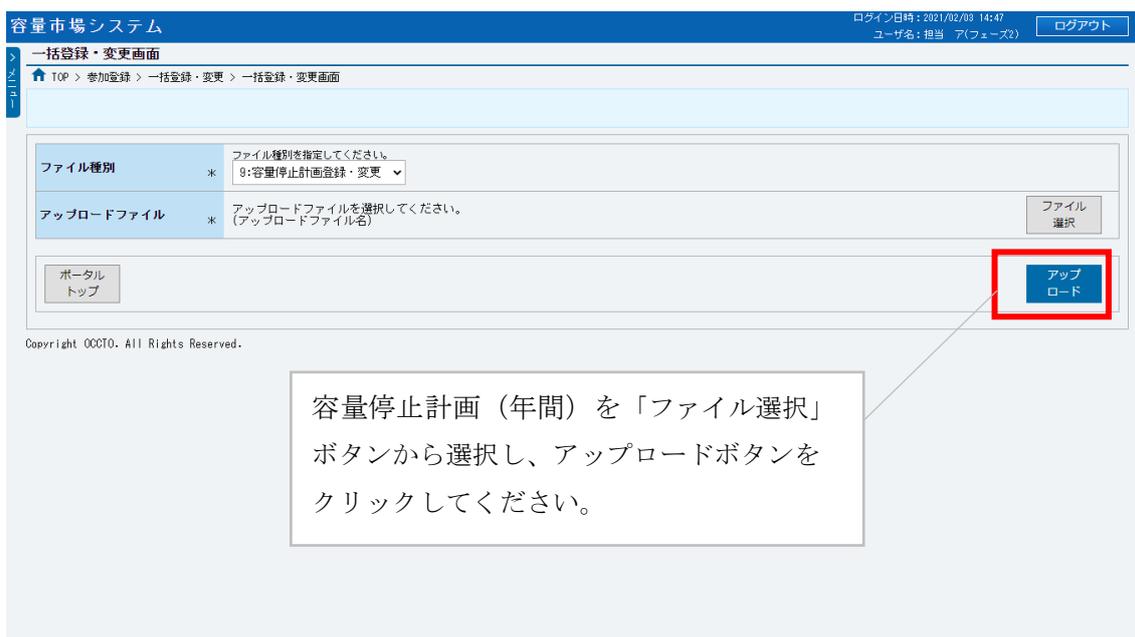


図 2-11 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます（図 2-12 参照）。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておりませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し¹⁰、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

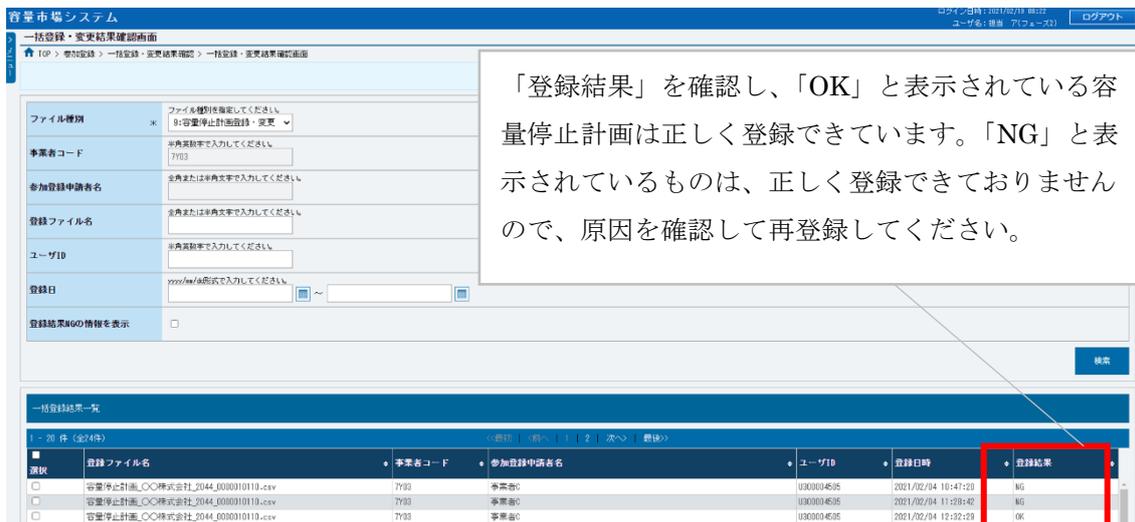


図 2-12 一括登録・変更結果確認画面

<容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）>

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することが可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号（10桁）」を入力、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択の上、画面に従って必要項目を入力してください（図 2-13 参照）。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

¹⁰ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL形式で開くと文字化け等によりうまく読み込めないことがあります。その場合はTXTファイル形式等で開き、内容を確認してください。

容量市場システム

容量停止計画情報登録画面

電源等識別番号 * 半角英数字で入力してください。 0000005060

電源等連替ID 半角数字で入力してください。

検索

選択	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	実需給年度	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	1	H115電源_1号機	H1150	火力	石炭	500,000	2024/05	2052	詳細
<input type="checkbox"/>	2	H115電源_2号機	H1150	火力	LNG (GDFC)	300,000	2024/05	2052	詳細
<input type="checkbox"/>	3	H115電源_3号機	H1150	火力	LNG (その他)	200,000	2024/05	2052	詳細

必須項目を入力

提出元事業者コード H115

作業開始日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。

作業終了日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。

広域受付番号 * 全角または半角文字で入力してください。

出力可能容量[kW] * 半角数字で入力してください。

図 2-13 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態であれば、容量停止計画は取下げ¹¹が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後（「調整不調電源反映済」）の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消¹²することができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます（図 2-14 参照）。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」、「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます（図 2-15 参照）。

また、容量停止計画のシステム登録手続き一覧を表 2-6 に、容量市場システムにおける容量停止計画に登録ステータス一覧を表 2-7 に、ステータスの遷移図を図 2-16 に示します。

¹¹ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

¹² 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。



図 2-14 容量停止計画一覧画面イメージ

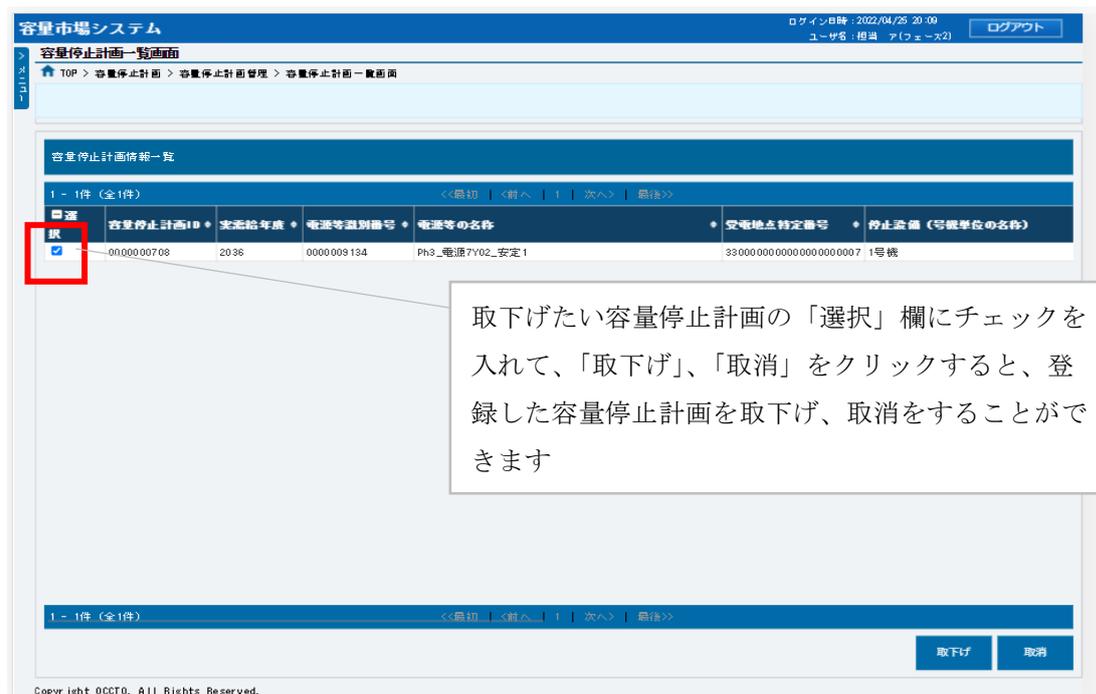


図 2-15 容量停止計画の取下げ・取消イメージ

表 2-6 容量停止計画のシステム登録手続き一覧

手続	状態	留意点
初回登録	容量停止計画を新規で提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする ・ 提出時に容量停止計画 ID が入力されている場合は取込エラーとなる ・ 容量停止計画 CSV の登録区分は「1」で入力
変更	提出済みの容量停止計画を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする ・ システムの登録状況が「登録確認待」若しくは「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能 ・ 容量停止計画 CSV の登録区分は「2」で入力 ・ 変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
取消	提出済みの容量停止計画を取消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場システムにおいて操作 ・ 提出済みの容量停止計画が削除される ・ システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の申請中の容量停止計画を取下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場システムにおいて操作 ・ 手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくなる ・ システムの登録状況が「登録確認待」、「変更確認待」、「取消確認待」の際に手続きが可能

表 2-7 容量市場システムにおけるステータス一覧

ステータス		状態
①	なし	容量停止計画が提出されていない状態です。
②	登録確認待	初回登録の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、③登録確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑩登録確認待取下げのステータスに移行します。
③	登録確認中	本機関において初回登録された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
④	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の更なる変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑤変更確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑪変更確認待取下げのステータスに移行します。
⑤	変更確認中	本機関において変更された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑥	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態であり取下げのみ可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑦取消確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて取下げを行うと⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑦	取消確認中	本機関において取消された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑨調整不調電源取消済のステータスに移行します。
⑧	調整不調電源反映済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(登録・変更)が反映された状態です。
⑨	調整不調電源取消済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(取消)が反映された状態です。
⑩	登録確認待取下げ	新規登録の容量停止計画を取下げた状態です。
⑪	変更確認待取下げ	変更の容量停止計画を取下げた状態です。

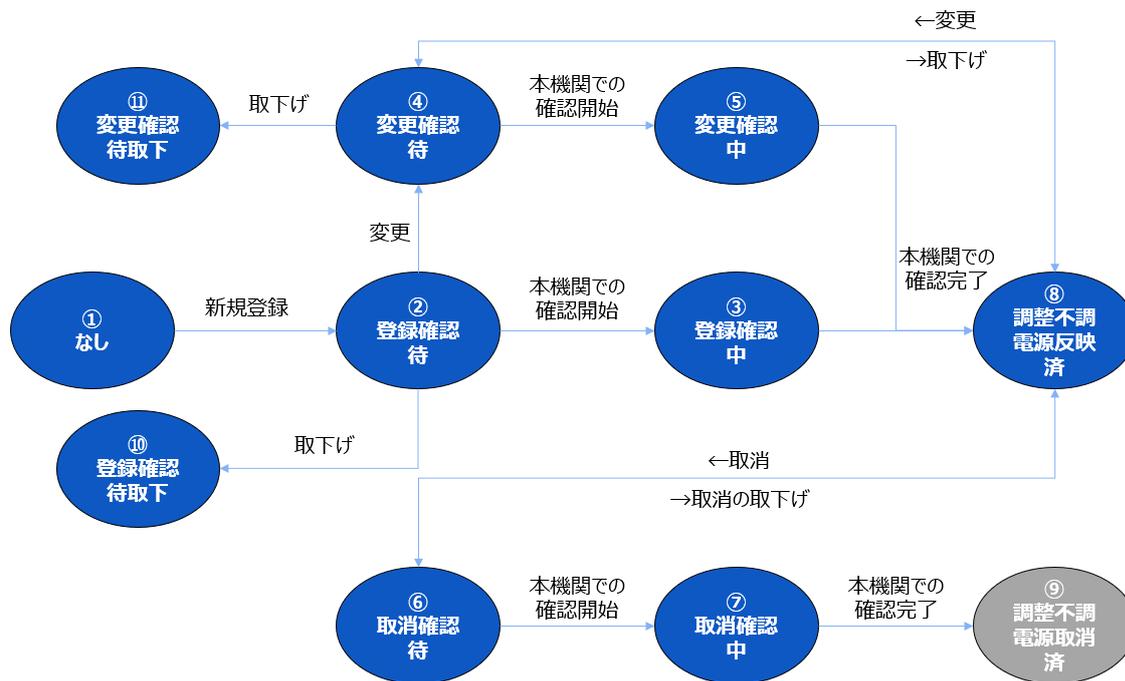


図 2-16 容量市場システムのステータス遷移図

第3章 容量停止計画の調整手続

容量停止計画を提出したエリア（ブロック）・期間が「供給信頼度の基準」を満たしていない場合、容量停止計画の調整に応じていただきます。調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア（ブロック）・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額が減額されます。

本章では、容量停止計画の調整手続に関する以下の内容について説明します（図3-1、図3-2参照）。

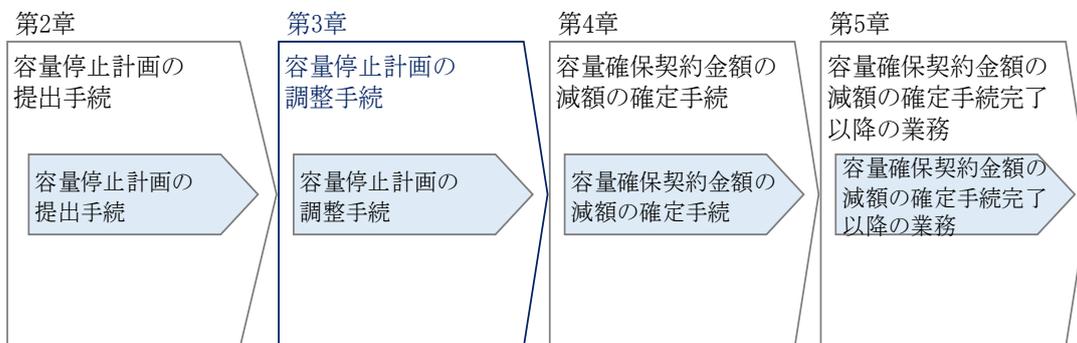


図 3-1 第3章の構成

- 3.1 調整が必要なエリア・時期の確認
- 3.2 容量停止計画の変更検討
- 3.3 変更調整後の容量停止計画の提出

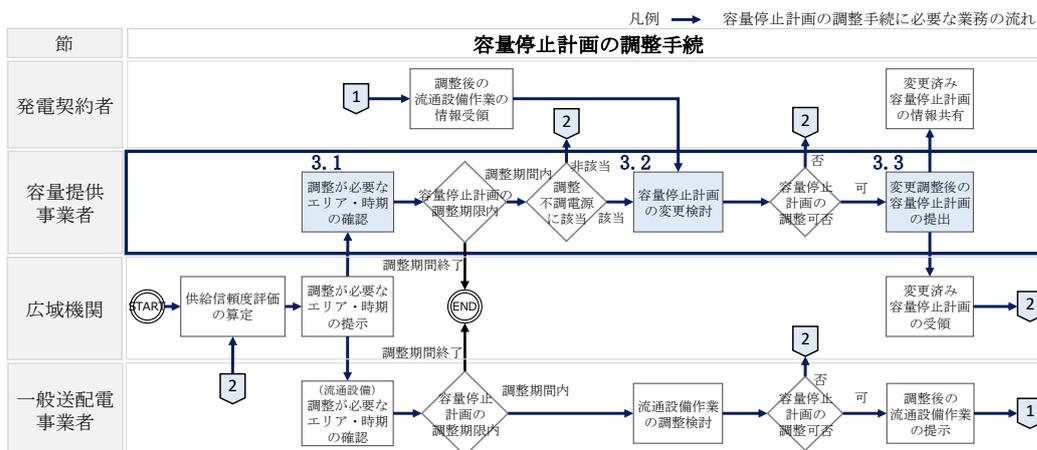


図 3-2 容量停止計画の調整手続の詳細構成

(詳細は Appendix. 2 参照)

注1：調整期間における手続について

容量停止計画の調整が必要である場合は、調整期間の間に容量停止計画の変更ができません。容量提供事業者は、必要に応じて『3.1 調整が必要なエリア・時期の確認』から『3.3 変更調整後の容量停止計画の提出』を期間中に繰り返し行うこととなります。なお、容量停止計画の調整期間は、供給力の確保状況により必要により延長する場合があります。

注2：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について

容量停止計画の調整期間が終了すると、『第4章容量確保契約金額の減額の確定手続』に移行します。

容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。

同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。この場合の具体的な業務については『第5章容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務』を参照してください。

なお、実需給年度1年度前の3月末以降の容量停止計画の変更は、実需給期間中の容量停止計画として提出いただきます。

また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

3.1 調整が必要なエリア・時期の確認

本項では、調整が必要なエリア・時期の確認について説明します。

本機関が次の処理を行った場合、対象となる容量提供事業者にもメールで通知されます。

- ① 本機関において調整が必要なエリア・時期の算定を行った場合
- ② 特定のエリア・時期で供給力が一定の水準を下回り、電源が調整不調電源として登録された場合

- ③ 一度調整不調電源として登録された後、作業調整の結果、調整不調電源情報（日数、減額率、広域機関判断結果）に更新があった場合

調整不調電源として登録された場合及び登録状況が変更された場合、調整が必要なエリア・時期の算定を行った場合の通知メールは、容量市場システムの事業者情報に登録されているメールアドレス及び管理者のユーザ ID（2件）に登録されているメールアドレスに対して送付されます。

調整が必要なエリア・時期は広域機関 HP¹⁷の供給信頼度の確保状況にて確認ができます（図 3-3 参照）。



図 3-3 調整が必要なエリア・時期の情報イメージ

注 1：調整のブロック構成について

対象実需給年度：2026 年度以降の調整業務より、どのエリアのどの時期の停止計画を調整すれば良いかを見やすくし、より効果的に調整業務を行えるようにするため、調整の範囲となるブロックについて、最新の供給信頼度状況を踏まえてブロック構成を随時更新します。

なお、STEP1 では約定結果時点のブロック構成にもとづいて開始し、調整期間中の調整状況により、ブロック構成を更新し、更新後のブロック単位で信頼度確保状況を確認します。

注 2：ブロック構成の更新方法について

オークション結果をもとに設定した各エリア・各月の供給信頼度に影響を与える基準（赤基準）と、容量停止計画を反映した供給信頼度の算定結果を比較し、当該月の不足・充足を確認します。停止計画の変更要否がより明確になるよう、全ての月の状況が完全に一致している隣接エリアでブロックを構成し、ブロック毎・月毎の供給信頼度確保状況を公表します。なお、追加設備量を利用する基準

¹⁷ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/>

（緑基準）を超過している月は、充足している月として扱います（図 3-4 参照）。

注3：調整不調電源の判定について

供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源は、調整不調電源の対象外として登録されます。調整不調電源の判定は各STEP終了時点のブロック構成での供給信頼度確保状況にて行います。このため、調整不調月に容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変化し、調整不調月ではなくなった場合、容量停止計画の変更をしていなくても、調整不調電源の対象外として登録されます。ブロック構成が変化しても、調整不調月のままだった場合は、調整不調電源として登録されます。

また、調整不調月ではない月に容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変化し調整不調月となったとしても、容量停止計画を変更していなければ、調整不調電源として登録されません（図 3-5 参照）。

1つの電源で複数作業を登録している場合は、全ての作業が上記条件に合致した場合に調整不調電源の対象外として登録されます。

注4：減額率は約定時点ブロック構成における作業停止量で算定します。

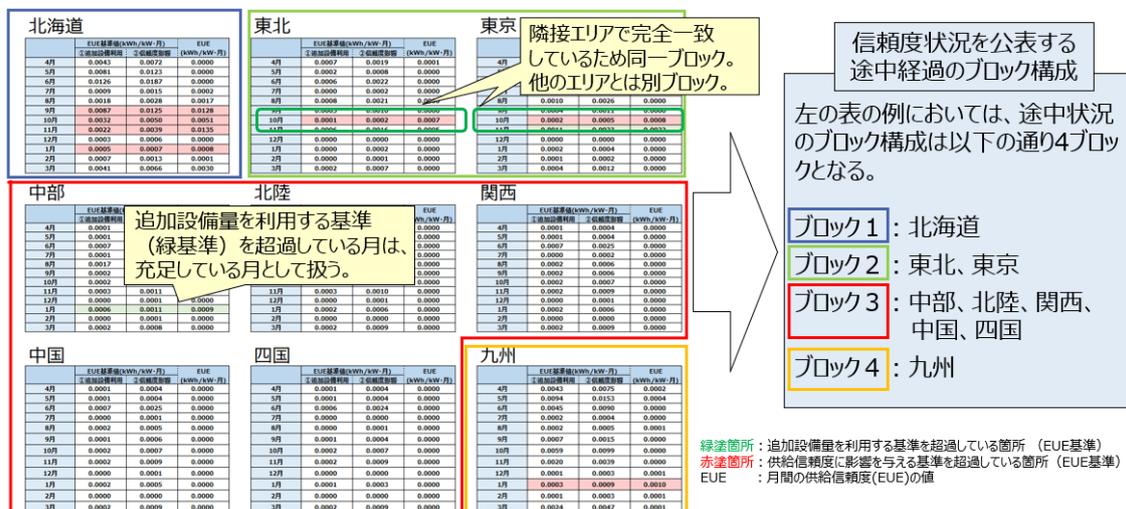
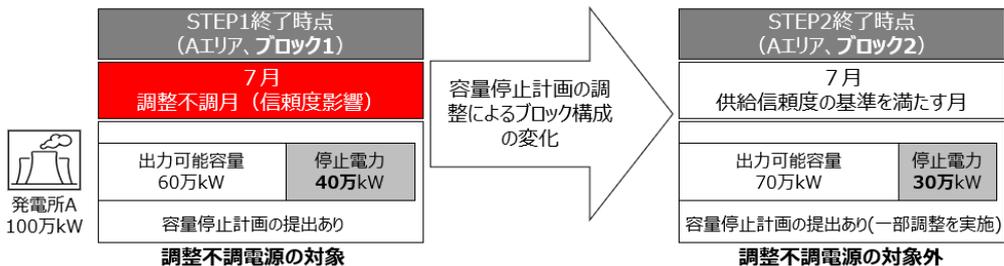
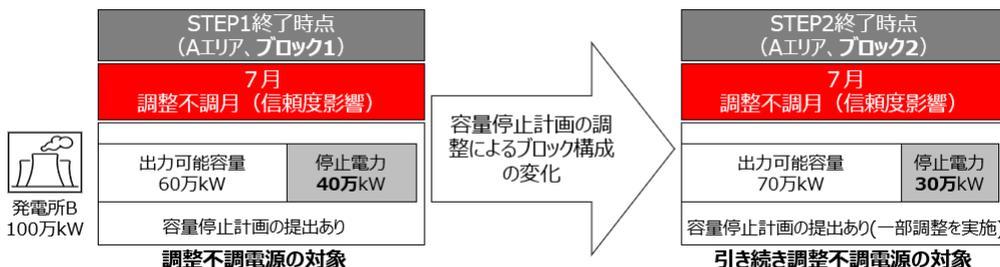


図 3-4 ブロック構成の更新方法のイメージ

＜例1:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化に伴い調整不調電源の対象外となる例＞



＜例2:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象となる例＞



＜例3:ブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象外となる例＞

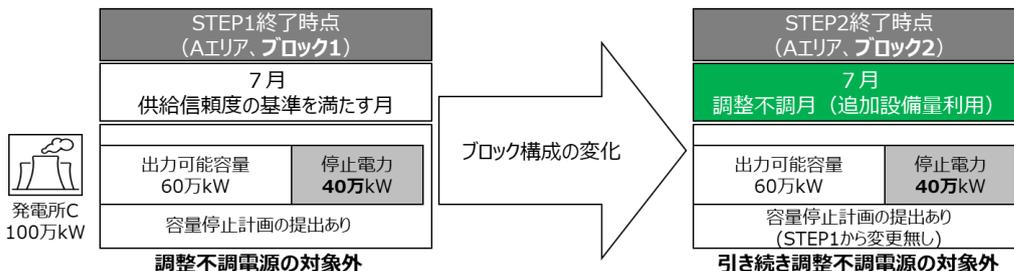


図 3-5 ブロック構成の変化に伴う調整不調電源の判定

調整不調電源の登録状況は、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧」画面へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独）」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックします。「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」「広域機関判断結果」を確認してください（図 3-6 参照）。電源が調整不調電源として登録された場合、作業調整の結果に基づく「日数」「減額率[%]」¹⁸が表示されます。なお、各 STEP 終了時に登録される「日数」「減額率[%]」は表 3-1、表 3-2

¹⁸ 減額率、調整不調日数が両方変数のため、算定は減額率を 0.3%で固定し、調整不調相当の日数を算定。

のとおりです。電源が調整不調電源でない場合は、「広域機関判断結果」が「調整不調対象外」と表示されます。

＜電源が調整不調電源として登録された場合＞

容量市場システム		
実需給年度	2044	
事業者コード	7103	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者C000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数【%】	59.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率【%】	6.0000
広域機関判断結果		
削除状態	未削除	

＜電源が調整不調電源でない場合＞

容量市場システム		
実需給年度	2044	
事業者コード	7104	
参加登録申請者名	事業者D	
電源等識別番号	0000010123	
電源等の名称	事業者D000_安定5	
受電地点特定番号	2345678901234567890125	
系統コード	20045	
エリア名	関西	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数【%】	59.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	0.0000
	減額率【%】	0.0000
広域機関判断結果	調整不調対象外	
削除状態	未削除	

図 3-6 調整不調電源としての登録状況の画面イメージ

表 3-1 電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率[%]	広域機関判定結果
STEP1 期間中	999.9999	0.0000	空白
STEP1 終了時	作業調整の結果に基づく結果 ²¹	0.3000 ²⁰	
STEP2 終了時			
STEP3 終了時			
STEP4 終了時			

表 3-2 電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率[%]	広域機関判定結果
STEP1 期間中	999.9999	0.0000	空白
STEP1 終了時	0.0000	0.0000	調整不調対象外
STEP2 終了時			
STEP3 終了時			
STEP4 終了時			

3.2 容量停止計画の変更検討

本項では、容量停止計画の変更検討について説明します。

容量停止計画を提出した電源のうち、本機関から調整不調電源として登録された旨が通知された電源は、調整に応じることができないやむを得ない理由がない限り、調整期間中において容量停止計画の調整依頼に応じていただきます。

容量停止計画の調整が必要な電源等を保有する容量提供事業者は、出力停止等の理由をふまえ、必要に応じ発電契約者等の関係者と停止容量・停止時期等の調整が可能か確認します。

調整が可能である場合、必要に応じ発電契約者等の関係者と停止容量・停止時期等の調整及び変更を行い、容量停止計画を提出してください（図 3-7 参照）。

注 1：調整期間中の容量停止計画の変更について

調整期間中は各ステップで変更可能な電源を対象とし容量停止計画の変更ができます。調整期間中及び調整期間終了後の新規追加は原則できませんので、実需給2年度前の10月末までに提出をお願いします。提出に関するスケジュール詳細は別途広域機関 HP にて公表します。

²¹ 減額率、調整不調日数が両方変数のため、算定は減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を算定します。

なお、STEP1 からのすべての STEP において供給信頼度（EUE）評価を調整不調電源の判定基準とし、各 STEP の終了時点で供給信頼度の基準を満たしていない月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象として登録されます。

・STEP1（3週間程度）

全ての電源を対象に容量停止計画の変更が可能です。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP1 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月にのみ容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP2（2週間程度）

STEP2 の期間は、STEP1 終了時に本機関が提示する情報で、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が STEP1 終了時より増加する変更は原則できません。

上記を条件とし、条件に当てはまらないすべての電源を対象に容量停止計画の変更が可能です。なお、STEP1 終了時点で調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、調整不調電源の対象外として判定された状態が一旦無効となります。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP2 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月にのみ容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP3（2週間程度）

STEP3 の期間は、本機関が提示する情報で、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更は原則できません。

上記を条件とし、原則として、STEP2 終了時点で調整不調電源となり、供給信頼度の基準を満たしていない月に計画している容量停止計画のみ変更が可能です。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP3 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP4（2週間程度）

STEP3 までの作業調整の結果、供給信頼度に影響を与える状況が解消されなかった場合に限り、個別調整が実施されます。

個別調整が実施される場合、事業者情報に登録されているメールアドレスに直接調整依頼のメールが送付されます。容量停止計画の変更が可能な容量提供事業者は、調整に応じてください。

なお、供給力の確保状況により調整期間を延長する場合があります

注2：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者から情報共有を受け、作業調整を行ったうえで、容量停止計画を提出する必要があります。

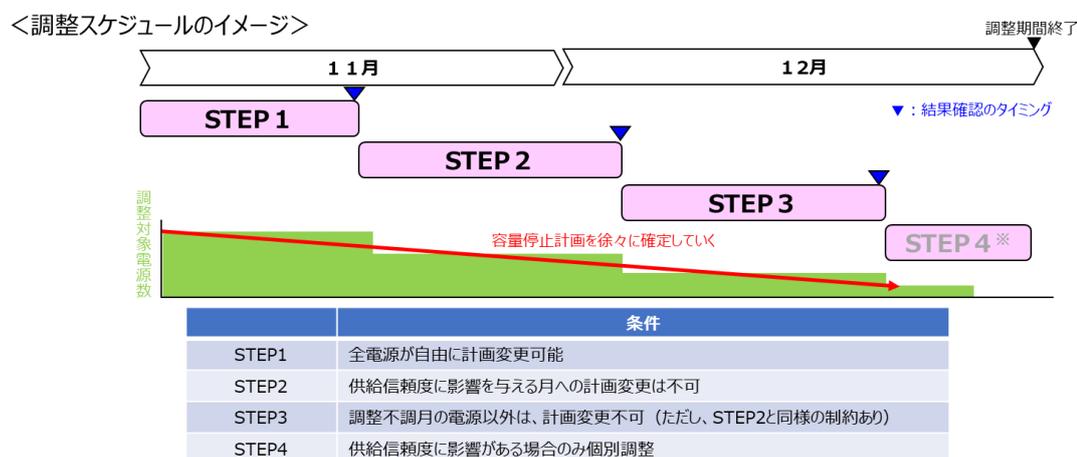


図 3-7 容量停止計画調整スケジュールのイメージ

調整期間終了時において調整不調電源と通知されている電源のうち、調整を行わず容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の提出を行わなかった電源及びやむを得ない理由が認められなかった電源は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額が確定し、容量確保契約金額が減額されます。

3.3 変更調整後の容量停止計画の提出

本項では、変更調整後の容量停止計画の提出手続について説明します。

容量停止計画の出力可能容量を調整した容量提供事業者は、変更調整後の容量停止計画を容量市場システムに登録する必要があります。

容量停止計画の提出用 CSV ファイルは、容量市場システムからダウンロードして修正してください。容量停止計画の提出方法は、『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』を参照してください。なお、修正登録に対しては以下の点を留意してください。

（留意点）

- ・ 容量停止計画設定 CSV の「登録区分」項目には半角数字の「2」を入力してください。
- ・ 修正した容量停止計画のファイル名は『第2章容量停止計画の提出手続』を参照し、「容量停止計画_事業者コード（4桁）_実需給年度_電源等識別番号（10桁）_R変更回数.CSV」としてください。
- ・ 水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源毎のアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出してください。

一括登録・変更画面

TOP > 参加登録 > 一括登録・変更 > 一括登録・変更画面

ファイル種別 *	ファイル種別を指定してください。	「9:容量停止計画登録・変更」を選択
アップロードファイル *	アップロードファイルを選択してください。 (アップロードファイル名)	ファイル 選択

ポータル
トップ

アップ
ロード

図 3-6 容量停止計画登録・変更

第4章 容量確保契約金額の減額の確定手続

本章では、容量確保契約金額の減額の確定手続に関する以下の内容について説明します（図 4-1、図 4-2 参照）。

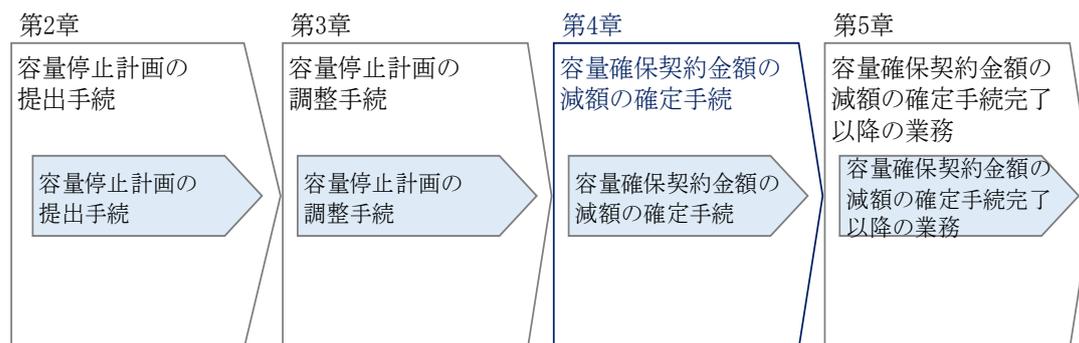
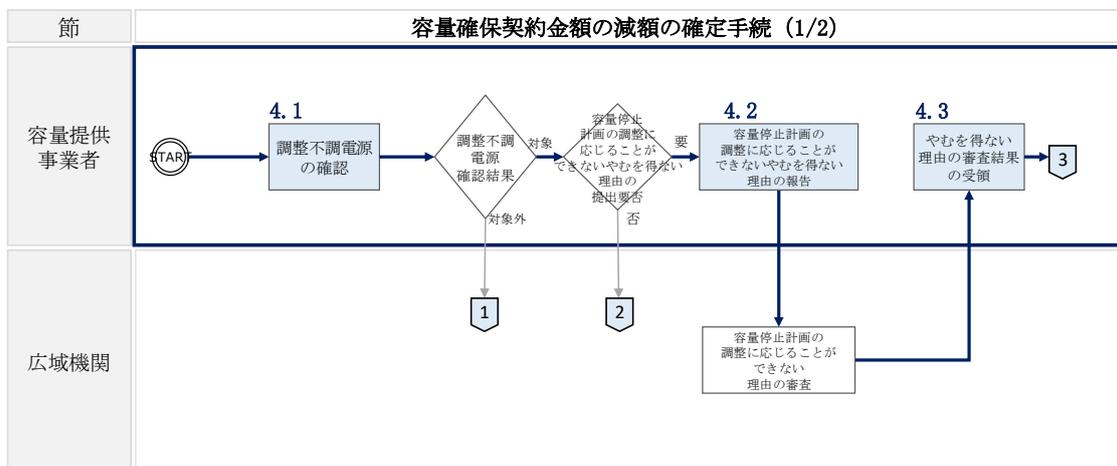


図 4-1 第4章の構成

- 4.1 調整不調電源の確認
- 4.2 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告
- 4.3 やむを得ない理由の審査結果の受領
- 4.4 審査結果への異議申立
- 4.5 異議申立の妥当性審査結果の受領
- 4.6 最終的な判断結果の確認

凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ



凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ

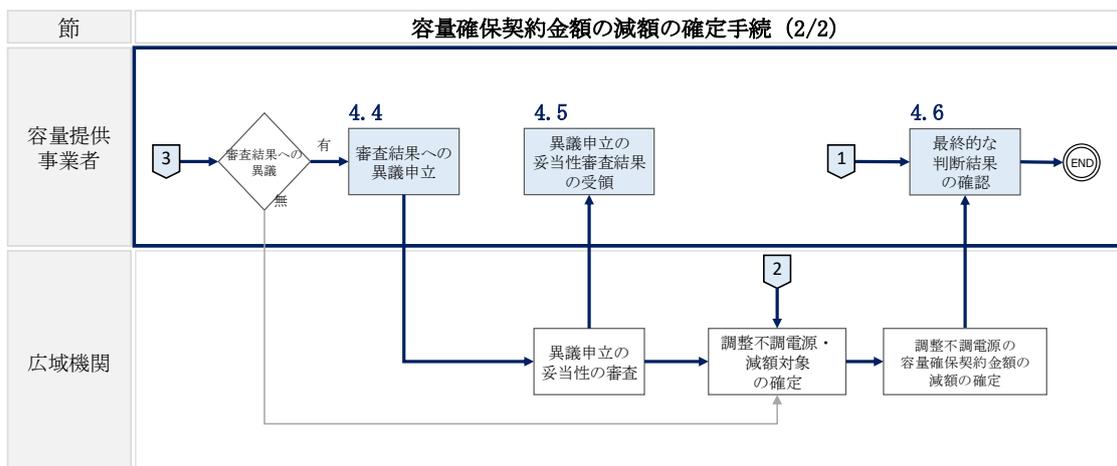


図 4-2 容量確保契約金額の減額の確定手続の詳細構成

(詳細は Appendix. 2 参照)

4.1 調整不調電源の確認

本項では、調整不調電源の確認について説明します。

容量停止計画の調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア（ブロック）・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額が減額されます。

容量停止計画の調整期間終了後、調整不調電源の対象外と登録されている電源は容量確保契約金額の減額対象とはなりません。

調整不調電源の登録状況は、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧」画面へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独）」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックします。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」を確認してください（図 4-3 参照）。電源が調整不調電源でない場合は、「日数」「減額率[%]」の欄が「0」と表示されます。なお、容量停止計画を提出していない場合は、「空欄」となります。

< 電源が調整不調電源として登録された場合 >

電源等情報詳細画面		
実需給年度	2044	
事業者コード	7703	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者C000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[%]	59.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率[%]	6.0000
広域機関判断結果	調整不調対象	
削除状態	未削除	

< 電源が調整不調電源でない場合 >

電源等情報詳細画面		
実需給年度	2044	
事業者コード	7704	
参加登録申請者名	事業者D	
電源等識別番号	0000010123	
電源等の名称	事業者D000_安定5	
受電地点特定番号	2345678901234567890125	
系統コード	20045	
エリア名	関西	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[%]	59.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	0.0000
	減額率[%]	0.0000
広域機関判断結果	調整不調対象外	
削除状態	未削除	

図 4-3 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ

4.2 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告

本項では、容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告について説明します。

電源が調整不調電源の登録を受けた後でも、調整に応じることができないやむを得ない理由があるときは本機関に理由を報告し、本機関が容量停止計画の調整ができなかった理由が合理的と判断する場合や、一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の対象外となる可能性があります。

容量停止計画の調整に応じられなかった場合、別途公表する期日までに、下記の注に記載されているやむを得ない理由をメールにて報告することができます。必要事項を記載した「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について_報告様式」（<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/index.html>）と、調整相手が作成したやむを得ない理由を証明する資料を添付してメールにて報告してください。送付先は以下の通りです。

容量市場受付窓口：youryou_uketsuke@occto.or.jp

なお、調整に応じることができないやむを得ない理由がない場合は、調整に応じることができないやむを得ない理由の報告を行う必要はありません。その場合、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額が確定し、容量確保契約金額が減額率に基づいて減額されます（『4.6 最終的な判断結果の確認』参照）。

注1：調整に応じることができないやむを得ない理由

容量停止計画の調整が必要となる場合でも、やむを得ない理由により調整に応じることができない場合は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の対象とならない可能性があります。やむを得ない理由としては以下が挙げられます。具体的には理由を本機関に提出していただき、個別に確認いたします。

- ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）
- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・その他、本機関が妥当であると認めた場合

注2：「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」の対象外とならない理由

調整不調電源となった場合、容量停止計画を提出しているエリア・時期の供給信頼度の確保状況に応じて、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」と

「追加設備量を利用する場合の減額」が科されます。

調整に応じることができないやむを得ない理由を提出し、「追加設備量を利用する場合の減額」の対象外となった場合においても、次の理由の場合は、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」については減額対象外となりません。

- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・その他本機関が対象外であると判断した場合

注3：調整相手が作成したやむを得ない理由を証明する資料

- ・作業調整を実施した相手先（他部所を含む）が作成した資料

4.3 やむを得ない理由の審査結果の受領

本項では、やむを得ない理由の審査結果の受領について説明します。

容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由を提出した電源の審査結果が別途公表する期日までに本機関よりメールで送付されます。容量提供事業者は本機関からの審査結果を受領後、内容を確認してください。

メールには、電源ごとの審査結果（複数号機ある場合は号機ごと）と、減額率が記載されています。

注1：減額の算定

減額（円）は、容量確保契約金額から容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額を差し引いた額に本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。減額率は、追加設備量利用する場合と供給信頼度確保に影響する場合で異なります（図 4-4 参照）。

・減額＝（契約単価×契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額）×減額率⁽¹⁾×調整不調の日数⁽²⁾

(1) 減額率

減額率 ＝ 追加設備量を利用する場合の減額率⁽¹⁻¹⁾＋供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率⁽¹⁻²⁾

(1-1) 追加設備量を利用する場合の減額率

追加設備量を利用する場合の減額率

＝ 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量) × (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(1-2) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率＝

0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

(2) 調整不調日数＝

出力可能容量に関する補正率⁽²⁻¹⁾ × 1ヶ月の日数

(2-1) 出力可能容量に関する補正率

出力可能容量に関する補正率＝

$$(1 - \text{出力可能容量} \div \text{応札単位のアセスメント対象容量})$$

注2： 調整期間の終了以降に容量停止計画を提出・変更した場合の減額率

容量停止計画の調整期間の終了以降にやむを得ない理由がなく作業調整の対象となる容量停止計画を追加・変更し、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。



図 4-4 減額率の補正の考え方

4.4 審査結果への異議申立

本項では、審査結果への異議申立について説明します。

本機関から受領したやむを得ない理由の審査結果に対して異議がある場合、容量提供事業者は審査結果の受領から5営業日以内に異議申立を行うことができます。

異議申立を行う際は、別紙（調整に応じることができないやむを得ない理由）に「やむを得ない理由の妥当性審査結果」、「異議申立の内容」を明記し、メールにて送付します。送付先は以下の通りです。

容量市場受付窓口：youryou_uketsuke@occto.or.jp

4.5 異議申立の妥当性審査結果の受領

本項では、異議申立の妥当性審査結果の受領について説明します。

本機関は異議申立受領後、異議申立の妥当性について審査し、容量提供事業者はその結果をメールにて連絡します。容量提供事業者は、本機関からの異議申立の妥当性審査結果を受領後、内容を確認してください。

異議申立が認められた場合は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の対象となることを免れ、減額対象ではなくなります。ただし、容量停止計画を提出しているエリア・時期が供給信頼度確保に影響を与えている場合は、メーカー・作業員の確保の理由等で調整不調電源に科される追加設備量を利用する場合の減額対象となることを免れたとしても、供給信頼度確保に影響を与える際の減額対象であることは変わりません。

異議申立が認められなかった場合は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額が確定します。調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額が確定した場合は、容量確保契約金額が減額率に基づいて減額されます。

4.6 最終的な判断結果の確認

本項では、本機関の最終的な判断結果の確認について説明します。

容量停止計画の調整業務の対象となる電源等は、実需給2年度前の2月末頃、調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額が確定します。

容量提供事業者は、対象の電源が調整不調電源となっているか減額対象となっているか、本機関が行った最終的な判断結果の確認を行ってください。

電源が調整不調電源となっているか否かは、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧画面」へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独）」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックして「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」「広域機関判断結果」を確認してください（図 4-5 参照）

電源等情報詳細画面		
実需給年度	2044	
事業者コード	7Y03	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者C000_安定 1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[%]	50.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率[%]	6.0000
	広域機関判断結果	

図 4-5 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ

「広域機関判断結果」は「ペナルティ要素対象外」、「ペナルティ要素対象」、「調整不調対象外」の何れかが登録されますので確認を行ってください。（図 4-5 参照）確認の結果、「広域機関判断結果」が「ペナルティ要素対象」となっている場合、容量確保契約金額の減額を反映した変更契約書の締結が必要となります。

ペナルティ要素対象となった事業者に対しては、本機関より減額される容量確保契約金額を記載した「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書（以下、減額通知書）」（図 4-7 参照）及び契約変更等の手続を記載したメールを送付しますので、内容をご確認ください。当該減額通知書をもって契約変更を実施いたします。

変更契約に係る手続は、容量市場業務マニュアル（メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編）を参照してください。

	やむを得ない理由	減額の有無 契約変更の有無	日数	減額率[%]	広域機関判断結果
調整不調電源	認められた場合	無	0.0000	0.3000%	ペナルティ要素対象外
	認められなかった場合 /未提出	有※	*.****	0.3000%	ペナルティ要素対象
調整不調電源 以外	—	無	空欄or「0」	空欄or「0」	調整不調対象外

※減額率0%で減額が0円の場合は、ペナルティ要素対象外とする。

※やむを得ない理由が認められても調整不調電源となる。

図 4-6 「広域機関判断結果」

調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書

通知No	XXXX
通知日	2025年XX月XX日

XXXXXXXX 御中

■事業者情報

応札年度(年)	2025
事業者コード	XXXX
事業者名	事業者D
対象実需給年度(年度)	2027

■対象となる調整不調電源の詳細情報

電源等識別番号	XXXXX
電源等の名称	事業者D000_安定1
エリア名	関西
停止期間 (作業開始日時/終了日時)	2027MMDD/2027MMDD
出力可能容量[kW]	70,000

■広域機関判断結果

ペナルティ要素対象有無	ペナルティ要素対象	
減額情報	減額(円/年) ^{※1}	XXXX
判断結果の内訳	1) 算定時点の契約単価(円/kW/年) ^{※1}	XXX
	2) 算定時点の契約容量(kW)	XXX
	3) 減額率(%)	XXX
	4) 調整不調日数(日)	30

※1：実需給1年前の物価修正率の契約単価を用いた最終的な減額金額は、実需給年度の確保契約金額の算定時に包含し通知します
※2：減額 = 1)契約単価 × 2)契約容量 × 3)減額率 × 4)調整不調日数

■月別EUE及び供給信頼度/追加設備量への影響有無

図 4-7 「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書」のイメージ

第5章 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務

本章では、実需給年度2年度前の2月頃に実施する容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務に関する以下の内容について説明します（図5-1、図5-2参照）。

注：本業務については、実需給年度2年度前の2月頃に実施する容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降に容量停止計画の追加・変更が生じた場合の手続きとなります。このため、変更が発生していない容量提供事業者については、実施いただく業務はありませんので、対応は不要となります。

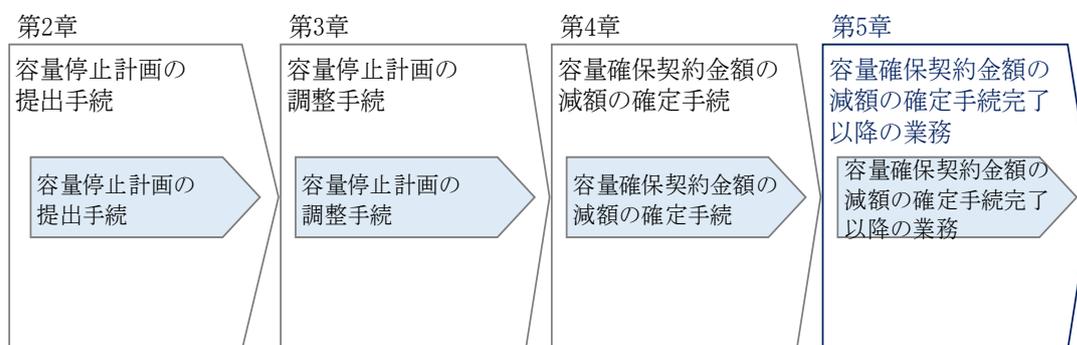


図 5-1 第5章の構成

- 5.1 影響を受ける他の事業者の同意の取得
- 5.2 変更が生じた旨の連絡
- 5.3 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の容量停止計画の提出

凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務の流れ

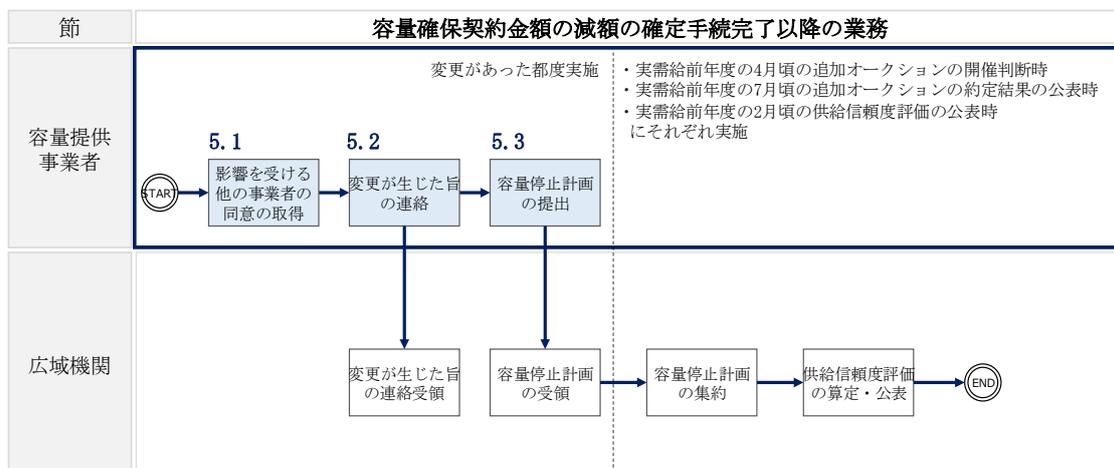


図 5-2 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務

（詳細は Appendix. 2 参照）

5.1 影響を受ける他の事業者の同意の取得

本項では、影響を受ける他の事業者の同意の取得について説明します。

注：容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。

同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。

作業変更等の必要が生じた場合は、作業工程を再検討したうえで、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意を取得してください。影響を受ける他の事業者については属地一般送配電事業者を確認を行ってください。また、同意を得るための調整は容量提供事業者が主体的に実施していただく必要があります。

5.2 変更が生じた旨の連絡

本項では、変更が生じた旨の連絡について説明します。

容量停止計画の追加・変更の必要が発生した場合は、速やかに以下の容量市場受付窓口にてその容量停止計画と変更前後の出力可能容量の増減値・変更理由を示す資料を送付してください。

容量市場受付窓口： youryou_uketsuke@occto.or.jp

注：容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、容量確保契約約款第16条より、実需給2年度前の2月末頃の判断結果で算定される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

5.3 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の容量停止計画の提出

本項では、容量停止計画の容量市場システムへの提出方法について説明します。提出方法としては次の2通りがあり、それぞれについて説明します。なお、変更後の容量停止計画については、供給計画や作業停止計画の内容と整合させることが必要です。

<CSV ファイルのアップロードによる登録方法（新規登録を一括で実施する場合）>

容量停止計画の提出は、容量市場システムからダウンロードする CSV ファイルを用いて、以下の記載項目一覧（表 5-1 参照）に沿って、登録してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号（10桁）」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します（図 5-3 参照）。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめて提出することも可能です。

なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用 CSV ファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- ・1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号（10桁）をファイル名に記載してください。
- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。ただし、水素・アンモニア混焼の火力電源において、メインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源毎のアセスメント対象容量分に按分し契約電源毎に提出してください。
- ・月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- ・複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除のうえ提出してください。

【停止情報追加後】

必要事項を入力する（容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧）を参照

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備（号機単位の名称）”、“系統コード（号機単位）”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

```

2026.0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,1,1号機,21111,20260401,1000,20260430,2000,1234567,1500,,1
2026.0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,2,2号機,22221,20260515,1000,20260530,2000,1234568,2500,,1
2026.0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,3,3号機,23331,20260620,1000,20340630,2000,1234569,3500,,1
    
```

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 5-3 容量停止計画設定 CSV

表 5-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 （登録済みの場合は変更不要）
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号（10桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください

CSV データ配列	項目	留意点
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号（22桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑨	停止設備 （号機単位の名称）	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑩	系統コード（号機単位）	提出する容量停止計画の電源等の系統コード（5桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例：2025年10月1日に作業開始の場合「20251001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例：2025年10月3日に作業終了の場合「20251003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号（7桁）を入力 ※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzz」と入力
⑯	出力可能容量[kW]	1以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が0kWの場合は「1」と入力
⑰	容量停止計画登録状況	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）

CSV データ配列	項目	留意点
⑱	登録区分	1, 2 のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更（2回目以降）

容量停止計画の入力後、保存をして容量市場システムに提出します。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください²²。

例) ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV

事業者 対象 電源等 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

例) ファイルを2個に分割する場合

1 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV

事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 枝番 回数

2 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV

事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 枝番 回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します（図 5-4 参照）。

²² 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

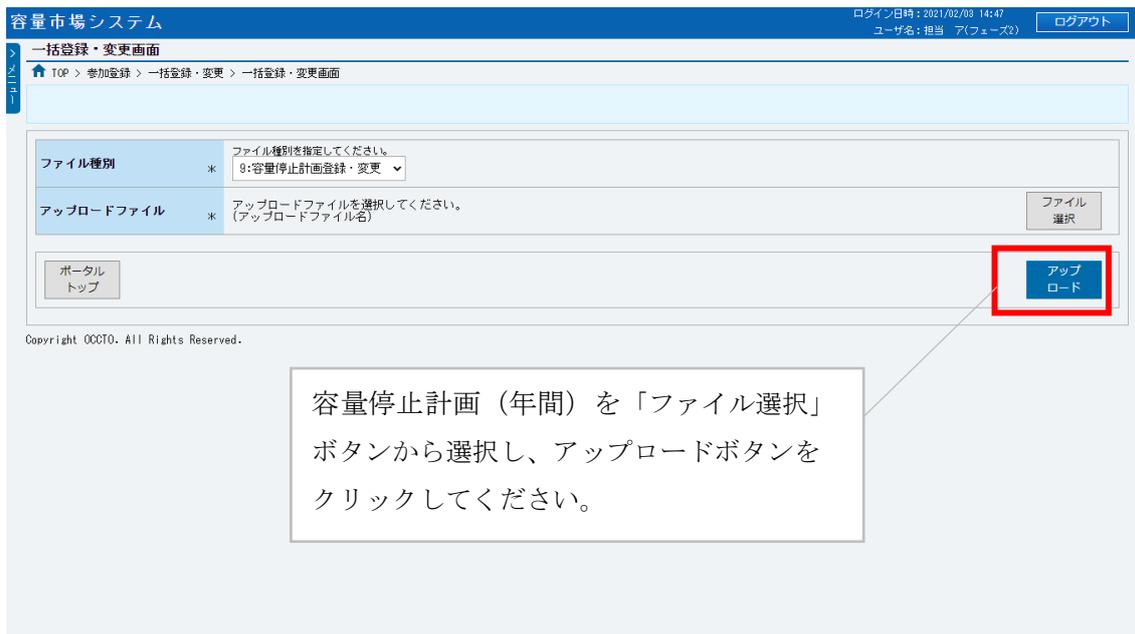


図 5-4 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます。（図 5-5 参照）

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておりませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し²³、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

²³ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL形式で開くと文字化け等によりうまく読み込めないことがあります。その場合はTXTファイル形式等で開き、内容を確認してください。

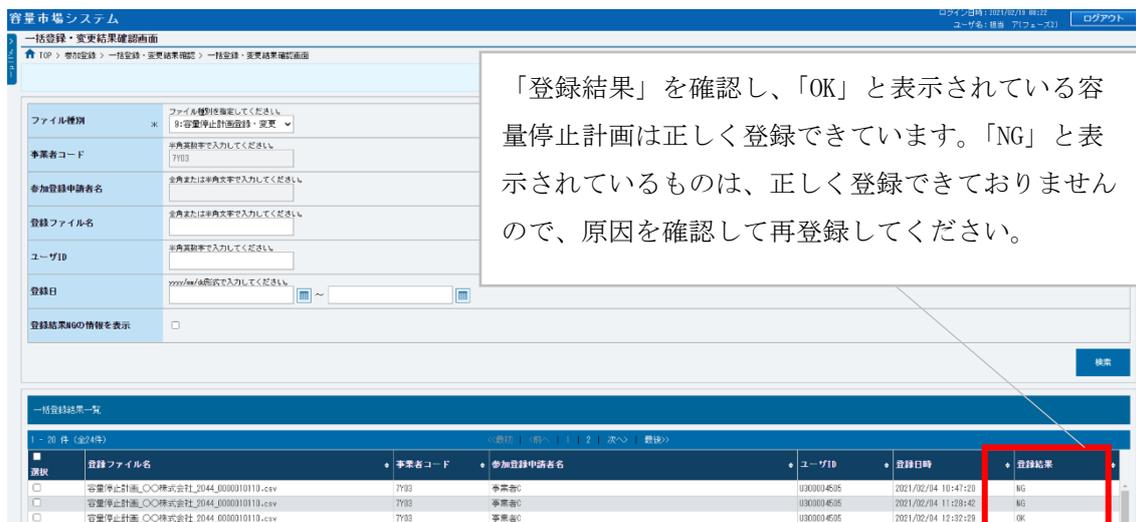


図 5-5 一括登録・変更結果確認画面

<容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）>

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することが可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号（10桁）」を入力、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択の上、画面に従って必要項目を入力してください（図 5-6 参照）。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

容量市場システム

容量停止計画情報登録画面

電源等識別番号 * 半角英数字で入力してください。 0000005060

電源等差替ID 半角数字で入力してください。

検索

選択	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	実需給年度	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	1	H115電源1_1号機	H1150	火力	石炭	500,000	2024/05	2052	詳細
<input type="checkbox"/>	2	H115電源1_2号機	H1150	火力	LNG (GDFC)	300,000	2024/05	2052	詳細
<input type="checkbox"/>	3	H115電源_3号機	H1150	火力	LNG (その他)	200,000	2024/05	2052	詳細

必須項目を入力

提出元事業者コード H115

作業開始日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。

作業終了日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。

広域受付番号 * 全角または半角文字で入力してください。

出力可能容量[kW] * 半角数字で入力してください。

図 5-6 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態であれば、容量停止計画は取下げ²⁴が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後（「調整不調電源反映済」）の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消²⁵することができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます（図 5-7 参照）。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」、「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます（図 5-8 参照）。

注：容量市場システム上のステータスは、容量停止計画の調整期間と同様（『02 長期固定電源の容量停止計画の提出』参照）になりますが、容量停止計画の調整期間終了後に登録された容量停止計画については、広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態で維持されます。実需給前年度の4月頃の追加オーク

²⁴ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

²⁵ 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。

シヨンの開催判断時、実需給前年度の7月頃の追加オークションの約定結果の公表時、実需給前年度2月頃の供給信頼度評価の公表時に、ステータスが変更されます。



図 5-7 容量停止計画一覧画面イメージ



図 5-8 容量停止計画の取下げ・取消イメージ

注：実需給前年度の4月頃の追加オークションの開催判断時、実需給前年度の7月頃の追加オークションの約定結果の公表時、実需給前年度の2月頃に容量停止計画調整期間終了後に提出のあった容量停止計画を集約して、供給信頼度評価を公表します。

実需給前年度の2月頃に公表する供給信頼度評価にて、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、容量確保契約約款第16条より、実需給2年度前の2月末頃の判断結果で算定される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

なお、実需給前年度の4月頃の追加オークションの開催判断時、実需給前年度の7月頃の追加オークションの約定結果の公表時の供給信頼度評価では、上記の算定は行いません。

1.5倍のペナルティ要素対象となった事業者に対しては、本機関より減額される容量確保契約金額を記載した「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書（調整期間終了後）（以下、減額通知書（調整期間終了後）」（図5-9参照）及び契約変更等の手続を記載したメールを送付しますので、内容をご確認ください。当該減額通知書（調整期間終了後）をもって契約変更を実施いたします。

調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書（調整期間終了後）

	通知No	XXXX
	通知日	2025年XX月XX日

XXXXXXXX 番中

■事業者情報

応札年度(年)	2025
事業者コード	XXXX
事業者名	事業者D
対象実需給年度(年度)	2027

■対象となる調整不調電源の詳細情報

電源等識別番号	XXXXX
電源等の名称	事業者D000_安定1
エリア名	関西
停止期間(作業開始日時/終了日時)	2027MMDD/2027MMDD
出力可能容量[kW]	70,000
容量停止計画提出時期	2025MMDD

■広域機関判断結果

ペナルティ要素対象有無	ペナルティ要素対象
ペナルティ倍率に変わる判断結果	容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加・変更により供給信頼度確保へ影響を与えたため1.5倍のペナルティを科す。
減額率	1.5
減額の内訳	XXXX
1) 算定時点の契約単価[円/kW/年] ^{※1}	XXX
2) 算定時点の契約容量[kW]	XXX
3) 減額率[%]	XXX
4) 調整不調日数	30
5) 調整期間の終了後の変更に係るペナルティ(倍)	1.5

※1：実需給1年前の最終修正後の契約単価を用いた最終的な減額金額は、実需給年度の確保契約金額の算定時に通知します
 ※2：減額 = 1) 契約単価 × 2) 契約容量 × 3) 減額率 × 4) 調整不調日数 × 5) 調整期間の終了後の変更に係るペナルティ

■月別EUE及び供給信頼度/追加設備量への影響有無

図 5-9 「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書（調整期間終了後）」のイメージ

Appendix.1 図表一覧

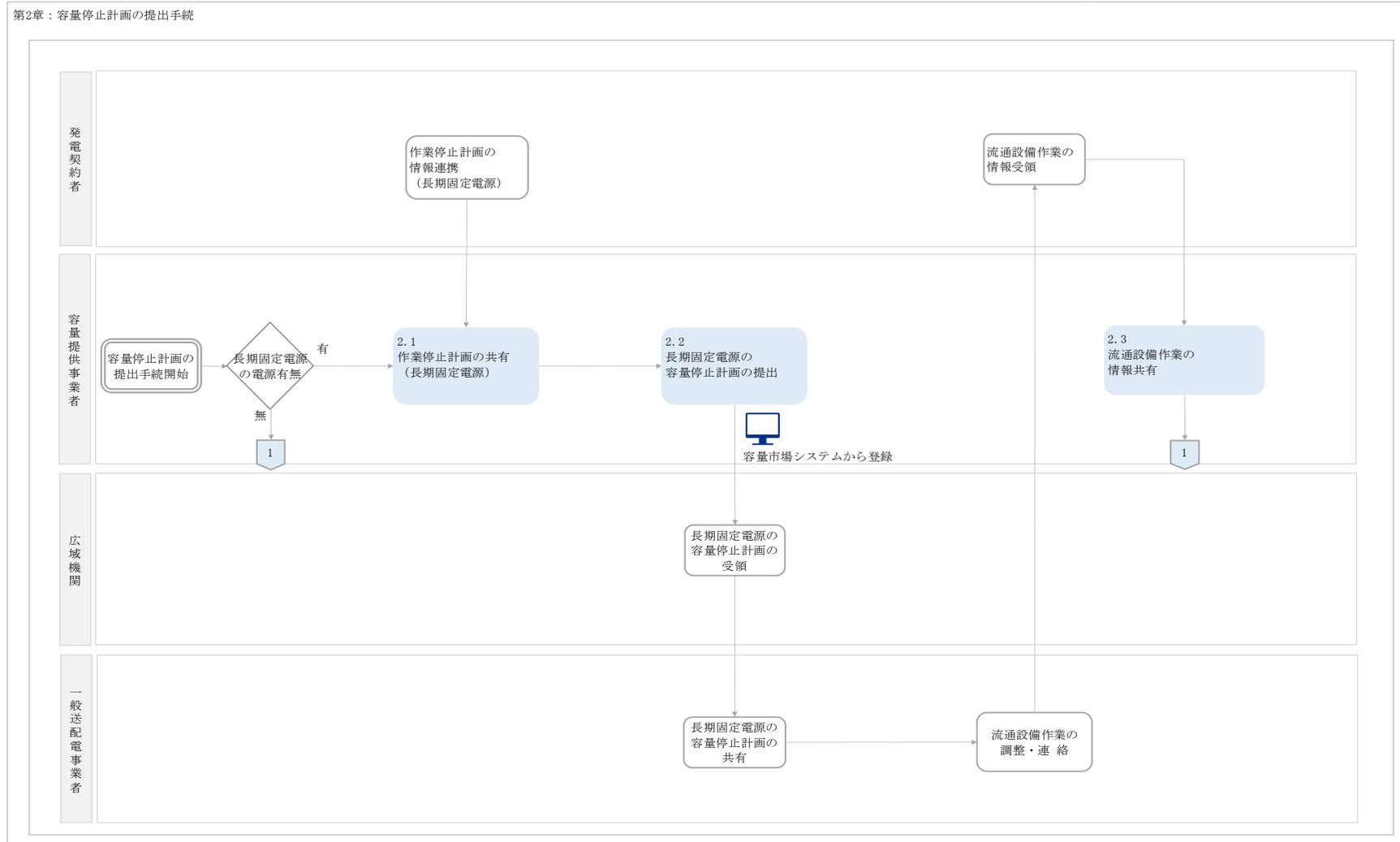
図 1-1 容量停止計画の調整業務に関する実施期間.....	5
図 1-2 容量停止計画の調整業務の構成.....	6
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）.....	7
図 1-4 月平均値の算定方法（「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」の月の例）.....	10
図 1-5 月平均値の算定方法（「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「後半」の月の例）.....	11
図 1-6 月平均値の算定方法（月を跨ぐ作業の例）.....	12
図 2-1 第2章の構成.....	13
図 2-2 容量停止計画の提出手続の詳細構成.....	14
図 2-3 容量停止計画設定 CSV.....	18
図 2-4 容量停止計画登録の画面イメージ.....	21
図 2-5 一括登録・変更結果確認画面.....	22
図 2-6 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ.....	23
図 2-7 容量停止計画一覧画面イメージ.....	24
図 2-8 容量停止計画の取下げ・取消イメージ.....	24
図 2-9 容量市場システムのステータス遷移図.....	27
図 2-10 容量停止計画設定 CSV.....	31
図 2-11 容量停止計画登録の画面イメージ.....	34
図 2-12 一括登録・変更結果確認画面.....	35
図 2-13 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ.....	36
図 2-14 容量停止計画一覧画面イメージ.....	37
図 2-15 容量停止計画の取下げ・取消イメージ.....	37
図 2-16 容量市場システムのステータス遷移図.....	40
図 3-1 第3章の構成.....	41
図 3-2 容量停止計画の調整手続の詳細構成.....	41
図 3-3 調整が必要なエリア・時期の情報イメージ.....	43
図 3-4 ブロック構成の更新方法のイメージ.....	44
図 3-5 ブロック構成の変化に伴う調整不調電源の判定.....	45
図 3-6 調整不調電源としての登録状況の画面イメージ.....	46
図 3-7 容量停止計画調整スケジュールのイメージ.....	49
図 4-1 第4章の構成.....	51
図 4-2 容量確保契約金額の減額の確定手続の詳細構成.....	52
図 4-3 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ.....	54

図 4-4 減額率の補正の考え方	57
図 4-5 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ	59
図 4-6 「広域機関判断結果」	60
図 4-7 「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書」のイメージ	60
図 5-1 第5章の構成	61
図 5-2 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務	62
図 5-3 容量停止計画設定 CSV	66
図 5-4 容量停止計画登録の画面イメージ	69
図 5-5 一括登録・変更結果確認画面	70
図 5-6 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ	71
図 5-7 容量停止計画一覧画面イメージ	72
図 5-8 容量停止計画の取下げ・取消イメージ	72
図 5-9 「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書（調整期間終了後）」	73
表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧	18
表 2-2 容量停止計画のシステム登録手続き一覧	25
表 2-3 容量市場システムにおけるステータス一覧	26
表 2-4 流通設備作業として通知される事項	27
表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧	31
表 2-6 容量停止計画のシステム登録手続き一覧	38
表 2-7 容量市場システムにおけるステータス一覧	39
表 3-1 電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値	47
表 3-2 電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値	47
表 5-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧	66

Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図

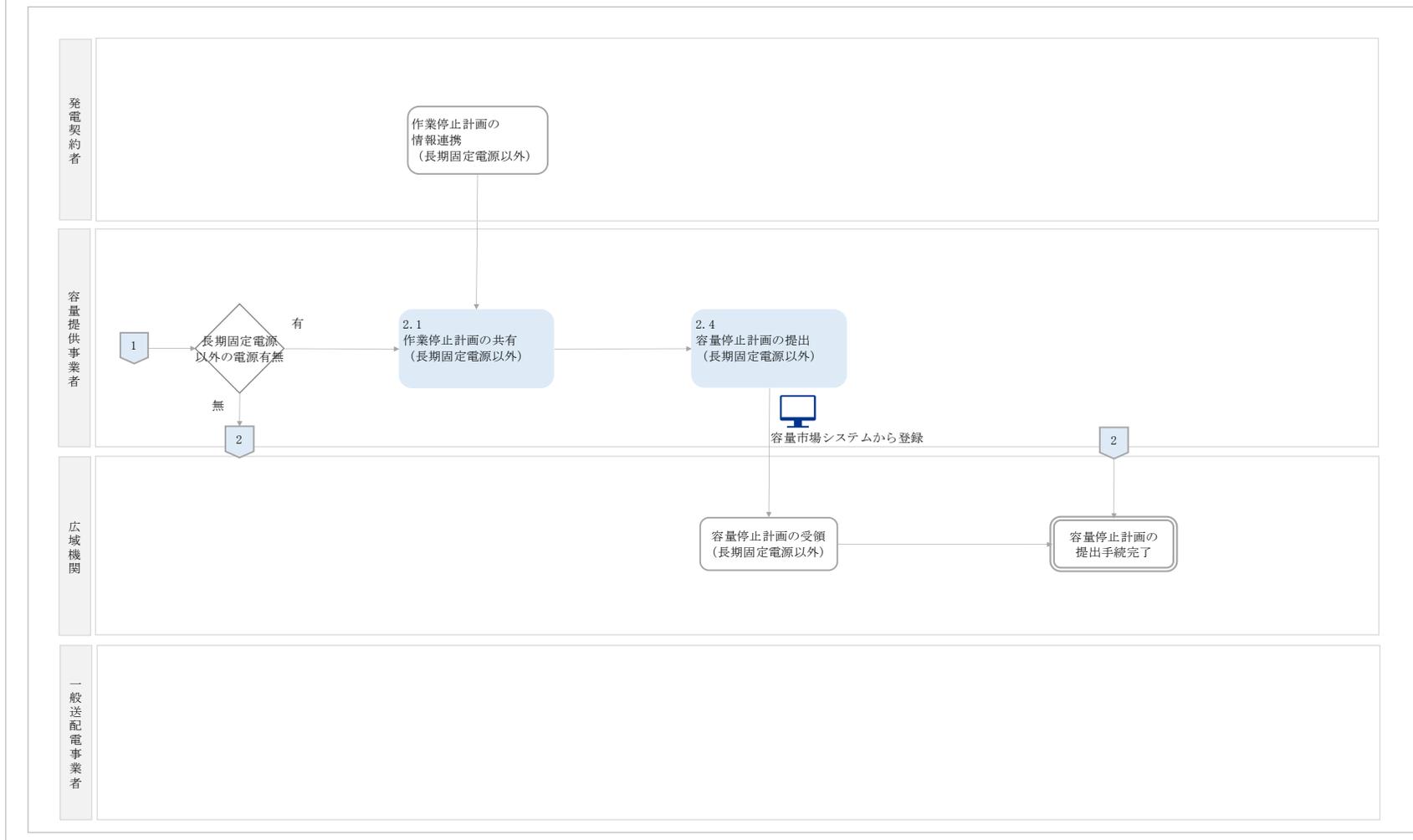
凡例  容量市場システム操作  メール通知



業務手順全体図

凡例  容量市場システム操作  メール通知

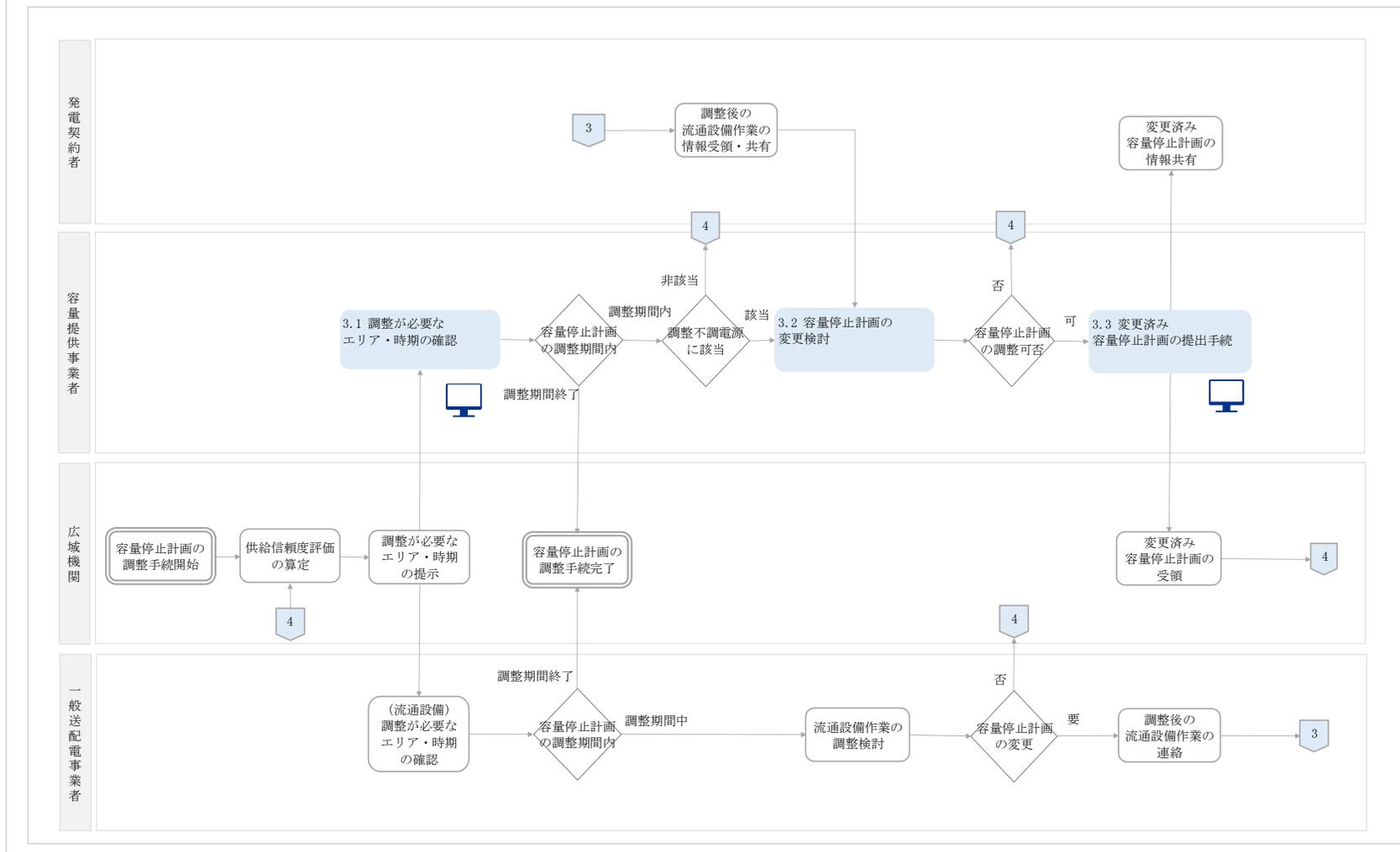
第2章：容量停止計画の提出手続



業務手順全体図

凡例  容量市場システム操作  メール通知

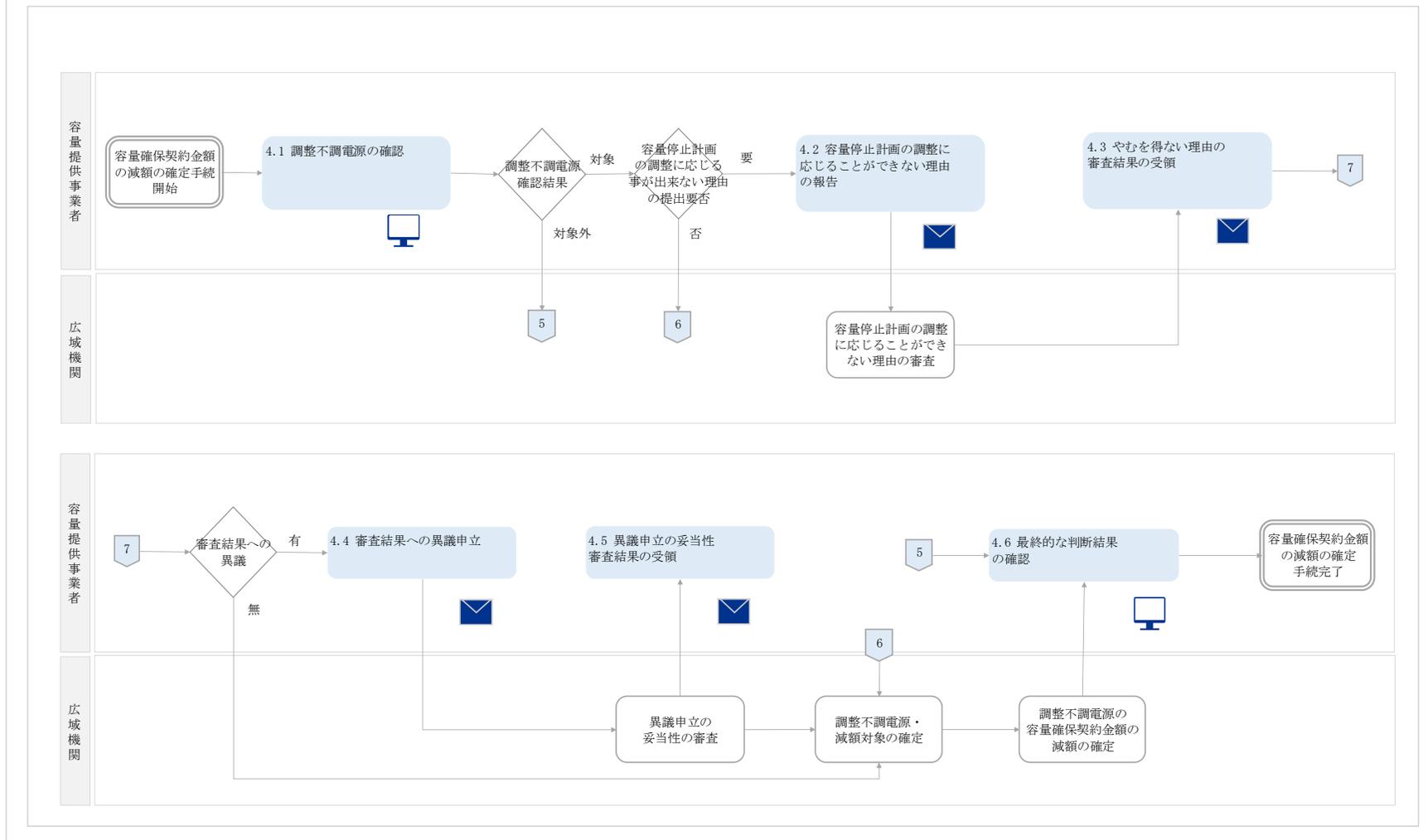
第3章：容量停止計画の調整手続



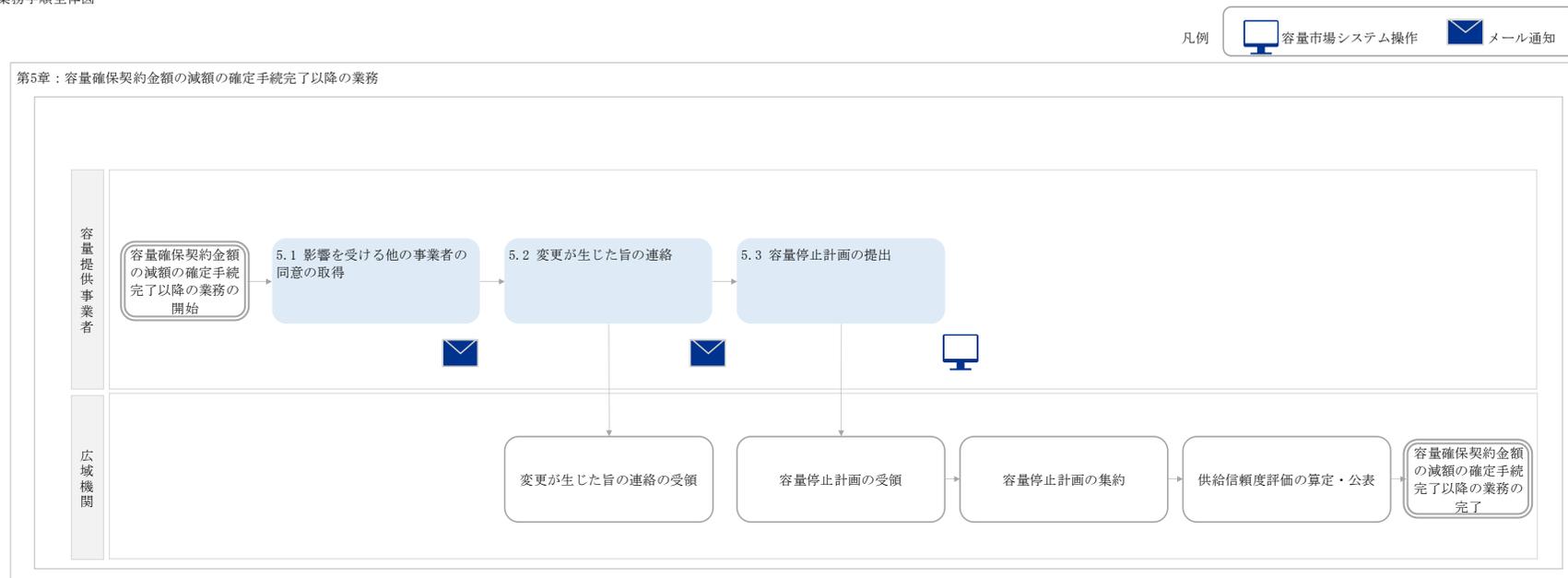
業務手順全体図

凡例  容量市場システム操作  メール通知

第4章：容量確保契約金額の減額の確定手続



業務手順全体図



Appendix.3 様式一覧

様式1 流通設備作業に伴う発電制約一覧

様式1 流通設備作業に伴う発電制約一覧

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧（YYYY年度 受渡分）』

YYYY年MM月DD日

〇〇株式会社殿
（または）電力広域的運営推進機関

〇〇電力〇〇株式会社
〇〇部 中央給電指令所
所長名 等

YYYY年度の流通設備作業停止に伴い、貴社の発電制約は以下のとおり必要となります。

作業 NO	作業停止範囲 (流通設備名・番号)		作業期間		区分	作業 内容	制約 NO	制約期間		制約対象 設備	制約対象 発電機	制約量	制約理由	備考
			開始	終了				開始	終了					
1	〇〇送電線	2号線	MM月DD日 hh時mm分	MM月DD日 hh時mm分				MM月DD日 hh時mm分	MM月DD日 hh時mm分			別紙〇		
2	△△変電所 275kV	乙母線												
3	□□変電所 154kV	1号変圧器												
4														
5														

〈補足事項〉

- ・区分：「単日」、「毎日」、「連続」（制約が発生する区分を記載）
- ・制約理由：「熱容量」、「安定度」、「電圧」、「短絡地絡容量」、「周波数」

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧（YYYY年度 受渡分）』（別紙○）

作業停止範囲	制約期間開始	制約期間終了	制約対象設備	制約対象発電機

【発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量(送電損値)】

(単位: kW)

時間	MMJ分				MMJ分			
	平日	土曜	日曜日	節休日	平日	土曜	日曜日	節休日
0:00~0:30								
0:30~1:00								
1:00~1:30								
1:30~2:00								
2:00~2:30								
2:30~3:00								
3:00~3:30								
3:30~4:00								
4:00~4:30								
4:30~5:00								
5:00~5:30								
5:30~6:00								
6:00~6:30								
6:30~7:00								
7:00~7:30								
7:30~8:00								
8:00~8:30								
8:30~9:00								
9:00~9:30								
9:30~10:00								
10:00~10:30								
10:30~11:00								
11:00~11:30								
11:30~12:00								
12:00~12:30								
12:30~13:00								
13:00~13:30								
13:30~14:00								
14:00~14:30								
14:30~15:00								
15:00~15:30								
15:30~16:00								
16:00~16:30								
16:30~17:00								
17:00~17:30								
17:30~18:00								
18:00~18:30								
18:30~19:00								
19:00~19:30								
19:30~20:00								
20:00~20:30								
20:30~21:00								
21:00~21:30								
21:30~22:00								
22:00~22:30								
22:30~23:00								
23:00~23:30								
23:30~24:00								

（補足事項）

- ・“-”と表記されたコマは「制約期間外のため発電制約無し」、「0」と表記されたコマにおいて「同属した発電機作業工區変更、送電線変更等が変更となった場合の制約量は【発電機作業停止がない場合における発電制約量(送電損値)】をご覧ください。
- ・発電機作業停止を実施しても制約設備の運用容量を超過する（発電制約が生じる）場合は、作業停止発電機も含めた発電機で発電制約量を算出しています。
- ・“特殊日”とは、○月○日(○の日)、○月○日(○の日)を指します。（一般送配電事業者等に定める日）

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧（YYYY年度 受渡分）』（別紙〇）

作業停止範囲	制約期間開始	制約期間終了	制約対象設備	制約対象発電機

【発電機作業停止がない場合における発電制約量(送電端値)】

(単位：kW)

時間	MM/分				MM/分			
	平日	土曜	日曜祝日	特殊日	平日	土曜	日曜祝日	特殊日
0:00~0:30								
0:30~1:00								
1:00~1:30								
1:30~2:00								
2:00~2:30								
2:30~3:00								
3:00~3:30								
3:30~4:00								
4:00~4:30								
4:30~5:00								
5:00~5:30								
5:30~6:00								
6:00~6:30								
6:30~7:00								
7:00~7:30								
7:30~8:00								
8:00~8:30								
8:30~9:00								
9:00~9:30								
9:30~10:00								
10:00~10:30								
10:30~11:00								
11:00~11:30								
11:30~12:00								
12:00~12:30								
12:30~13:00								
13:00~13:30								
13:30~14:00								
14:00~14:30								
14:30~15:00								
15:00~15:30								
15:30~16:00								
16:00~16:30								
16:30~17:00								
17:00~17:30								
17:30~18:00								
18:00~18:30								
18:30~19:00								
19:00~19:30								
19:30~20:00								
20:00~20:30								
20:30~21:00								
21:00~21:30								
21:30~22:00								
22:00~22:30								
22:30~23:00								
23:00~23:30								
23:30~24:00								

(補足事項)

- ・“-”と表記されたコマは「制約期間外のため発電制約無し」となります。
- ・“特殊日”とは、〇月〇日(〇〇の日)、〇月〇日(〇〇の日)を指します。(一般送配電事業者等に定める日)

容量市場
業務マニュアル
長期脱炭素電源オークション
実需給期間前から発生する
リクワイアメント対応 編
(別冊) 容量停止計画の調整業務
(実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整)

2025年6月25日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2025年6月25日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース	6
1.2	本業務マニュアルの構成	7
第2章	容量停止計画の調整	8
2.1	容量停止計画の提出手続	14
2.2	容量停止計画の調整手続	42
2.3	容量確保契約金額の減額の確定手続	53
2.4	容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務	64
Appendix.1	図表一覧	76
Appendix.2	業務手順全体図	78
Appendix.3	様式一覧	84

第1章 はじめに

容量市場 業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編 (別冊)容量停止計画の調整業務 (以下「本業務マニュアル」という。)は、電力広域的運営推進機関 (以下「本機関」という。)の業務規程 (第32条の5)の規定に基づき作成された文書です。

長期脱炭素電源オークション (以下「本オークション」という。)の容量提供事業者に係る契約締結以降の業務は、電源によって制度適用期間前から一部業務を実施いただきます。

当該業務の手続き等については、本業務マニュアルのほか、『実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編』、『電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編』、『ペナルティ・容量確保契約金額対応編』に記載されています (図 1-1 参照)。



図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルに掲載中の業務

各マニュアルに記載されている業務は関連していますので、必要に応じて本業務マニュアル以外もご参照ください。

本業務マニュアルは 2023 年度応札以降の容量確保契約の電源に適用し、容量市場に参加する容量提供事業者が実施する手続きのうち、実需給期間前から課せられるリクワイアメントのうち、容量停止計画の調整に係る業務手順についてのみ記載しており、対象実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の提出手続、容量停止計画の調整手

続、容量確保契約金額の減額に関して必要な手続及び容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。(図 1-2 参照)。

対象実需給年度中の容量停止計画のリクワイアメントは、別途公表される容量市場業務マニュアルを参照してください。

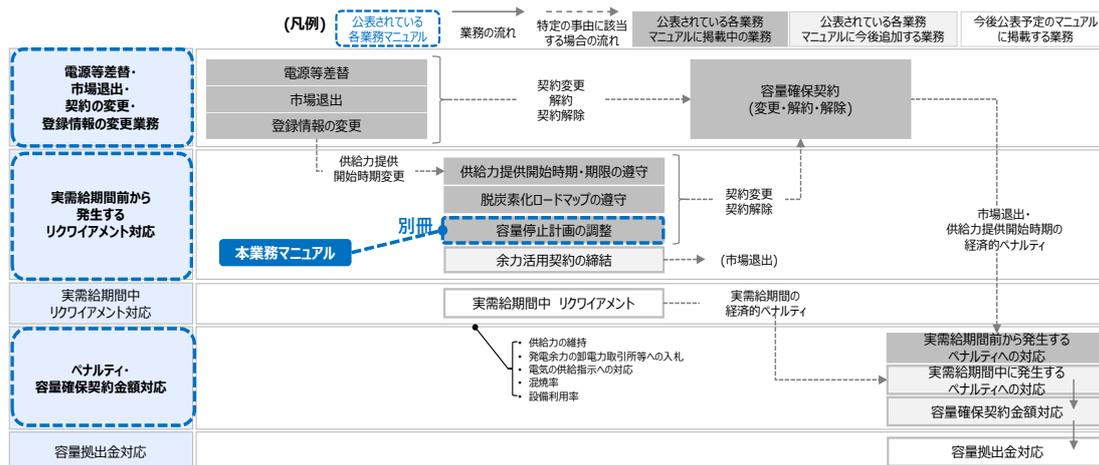


図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務

容量停止計画の提出・調整については指定された期間内に実施してください(図 1-3 参照)。

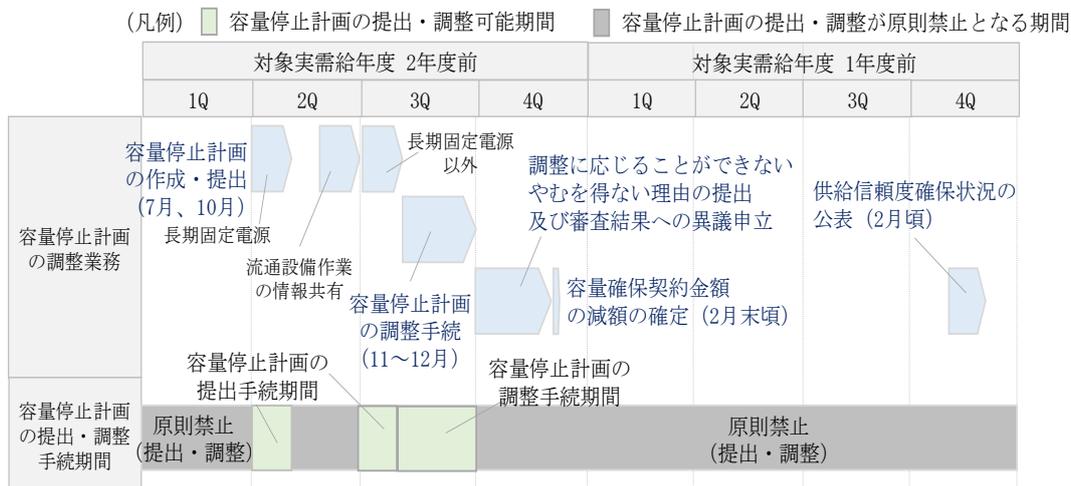


図 1-3 容量停止計画の調整業務に関する実施期間

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守していただく必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

注1：本オークションにおける容量停止計画の調整業務の実施頻度
本オークションは原則20年の制度適用期間となることから、制度適用期間の各年度が対象実需給年度となり、対象実需給年度ごとに容量停止計画の調整を毎年度実施する

容量停止計画の調整業務は、容量停止計画の提出手続、容量停止計画の調整手続、容量確保契約金額の減額の確定手続、容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務で構成されます(図 1-4 参照)。

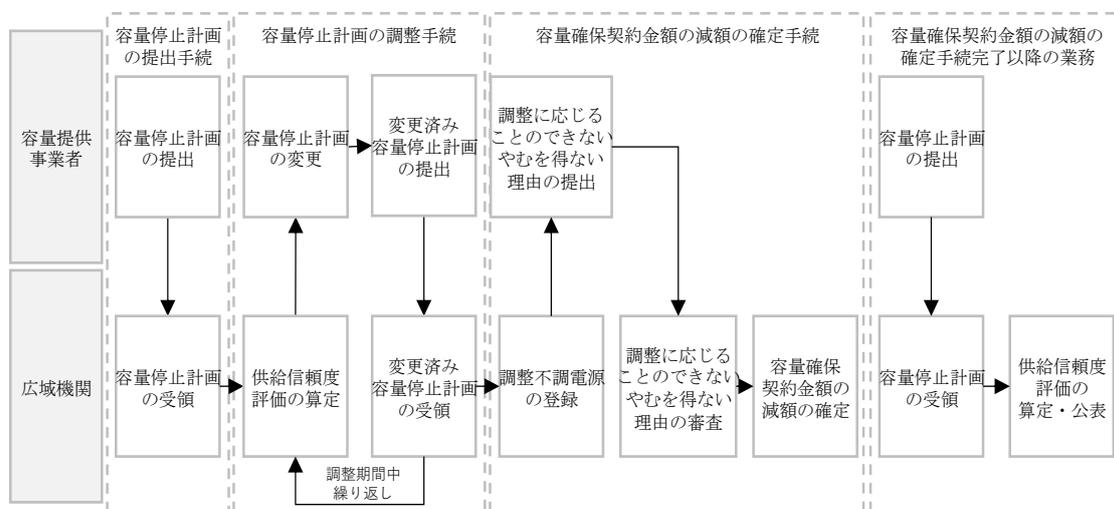


図 1-4 容量停止計画の調整業務の構成

容量停止計画の調整業務の具体的な手続に関しては第2章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1~1.2も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース
- 1.2 本業務マニュアルの構成

1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース

本業務マニュアルの対象事業者は、本オークションの容量提供事業者です。
以下のケースが発生した際に、該当の章を参照のうえ、対応を行ってください(表1-1参照)。

表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース

対応する章	リクワイアメント・アセスメント名	対象事業者	参照の対象ケース
2章	容量停止計画の調整	全容量提供事業者	対象実需給年度の2年度前における容量停止計画の提出時期が到来し、容量提供事業者が容量停止計画を提出する場合

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです (図 1-5 参照)。

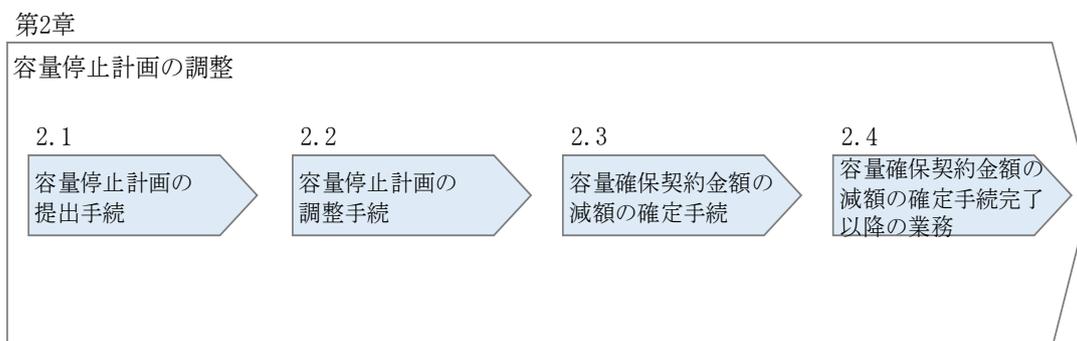


図 1-5 本業務マニュアルの構成 (第1章除く)

容量停止計画の提出手続に関する業務は『2.1 容量停止計画の提出手続』、容量停止計画の調整手続に関する業務は『2.2 容量停止計画の調整手続』、容量確保契約金額の減額の確定手続に関する業務は『2.3 容量確保契約金額の減額の確定手続』、容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務は『2.4 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務』を参照してください。

第2章 容量停止計画の調整

本章では、容量停止計画の調整に関する以下の内容について説明します(図 2-1 参照)。

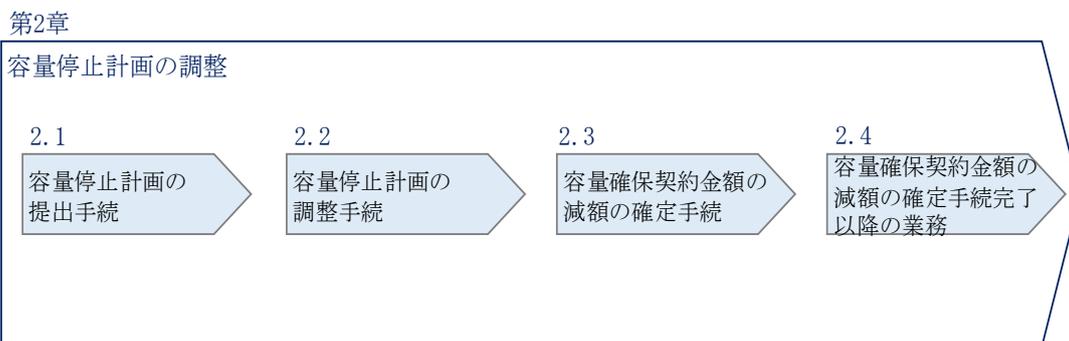


図 2-1 第2章の構成

<本業務の対象となる電源等>

容量停止計画の調整業務の対象となる電源等は、以下となります。

- ① 本オークションで落札した安定電源及び変動電源
- ② ①の差替先となった電源等

以下の本資料においては、①、②を総称して「対象電源」といいます。

<本業務の対象となる容量停止計画>

対象電源により供給力を提供する容量提供事業者は、対象実需給年度において、以下のいずれかの理由に伴い、電源の出力が停止又は抑制(以下「出力停止等」という。)する計画がある場合、容量停止計画を提出します(詳細は『2.1 容量停止計画の提出手続』を参照)。

- ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合

(「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修を対象)

※供給力提供開始時期の遅延に伴い、容量確保契約約款第15条の「変更後の供給力提供開始年度の4月1日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションの落札価格及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」が適用される場合、当該年度における運転開始前の供給力を提供できない期間については計画停止としてみなし、出力停止分を容量停止計画として提出してください。

なお、新設電源の工事遅延に伴い、運転開始前の供給力を提供できない期間は、遅延理由が事業者の帰責性有無にかかわらず、容量停止計画を調整できな

いことが明らかであるため、容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由には該当いたしません。

② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合

(高圧及び低圧等の流通設備作業は対象外)

③ 地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

容量停止計画を提出したエリア・期間が追加設備量を利用する場合の基準又は供給信頼度確保に影響を与える場合の基準(以下「供給信頼度の基準」という。)を満たしていない場合、容量停止計画の調整に応じていただきます。調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア(ブロック)・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額が減額されます。

注1：対象となる容量停止計画

「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」で、計画補修、定期補修、中間補修は次のとおり定義しています。

計画補修：定期補修及び中間補修とし、発電機別に付帯作業等も考慮した実計画補修日数を考慮。

定期補修：定期的に実施する点検・補修作業で定期自主検査などが該当。

中間補修：定期補修に対し必要に応じ実施される補修作業などが該当。

注2：注1に記載の計画補修や定期補修、中間補修に該当する場合でも、日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、通常、停止電力としては見込まず、本業務マニュアルの調整対象には含みません。

注3：電源等の維持・運営に必要な作業以外(事故や運用による供給力の減少、燃料制約など)に起因する出力停止等は本業務マニュアルの調整対象には含みません。

注4：計画補修による停止電力の算定(図2-2～図2-4参照)

「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」で、停止電力の算定方法は次のとおり定義しています。

- ・計画補修による停止電力は、原則、月平均値とします。
- ・調整係数が適用される電源の出力可能容量は調整係数を乗じて算定します。
- ・供給力は本機関が供給区域ごとに指定する記載断面の³「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」、「前半」、「後半」の平均値として算定します。
- ・月を跨ぐ作業計画は、それぞれの月単位で出力可能容量を算定します。

³ 対象実需給年度2年度前のものを参照して算定します。

注5：出力可能容量における停止電力の考慮

純揚水・蓄電池の出力可能容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。

変動電源は、調整係数に停止電力が考慮されているため、容量停止計画において停止電力の反映は不要ですが、作業計画把握のため「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」として容量停止計画を提出する必要があります。

注6：水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している場合

基本的に容量停止計画は号機単位で作成いただきますが、水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源ごとのアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出する必要があります。

注7：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者と作業調整を行ったうえで、容量停止計画を提出する必要があります。

注8：端数処理について

出力可能容量の単位は1kWとし、小数点以下第1位を切り捨てとします。

月平均値の算出例 (月間)

【条件】

- ・供給力：1,000kW (送電端)
- ・4月1日～10日まで計画補修
- ・算定期間：月間

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (10\text{日} \div 30\text{日}) = 333.3\text{kW}$$

月平均した供給力 (出力可能容量※1)

$$1,000\text{kW} - 333.3\text{kW} = 666\text{kW} \quad \text{※2}$$

※1：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※2：小数点以下第1位切り捨て

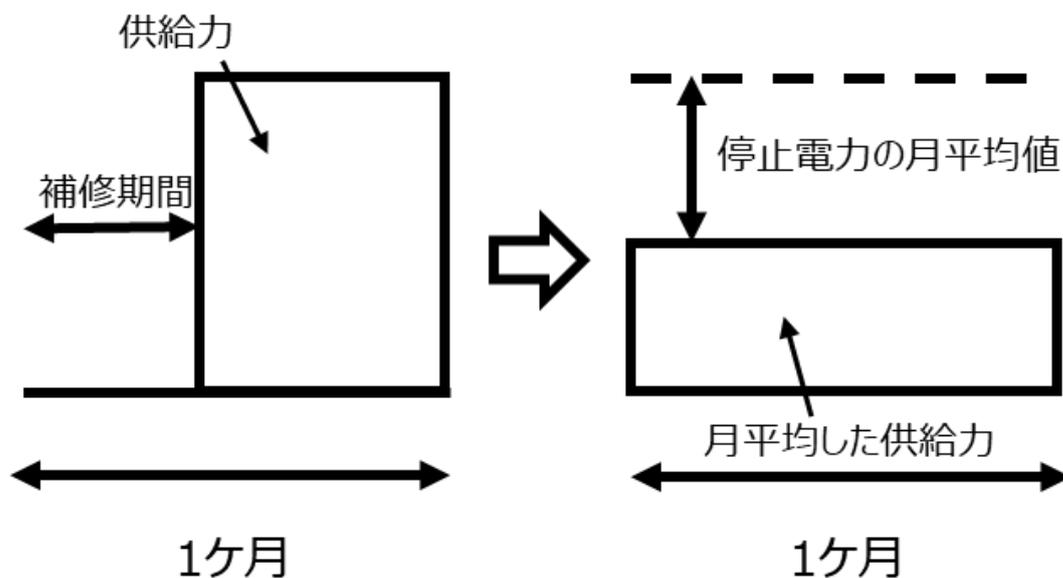


図 2-2 月平均値の算定方法(「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」の月の例)

月平均値の算出例 (後半)

【条件】

- ・供給力：1,000kW (送電端)
- ・7月10日～20日まで計画補修
- ・算定期間：後半※1

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (5\text{日} \div 16\text{日}) = 312.5\text{kW}$$

月平均した供給力 (出力可能容量※2)

$$1,000\text{kW} - 312.5\text{kW} = 687\text{kW} \text{※3}$$

※1：31日の月は16日～31日(16日)となる

※2：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※3：小数点以下第1位切り捨て

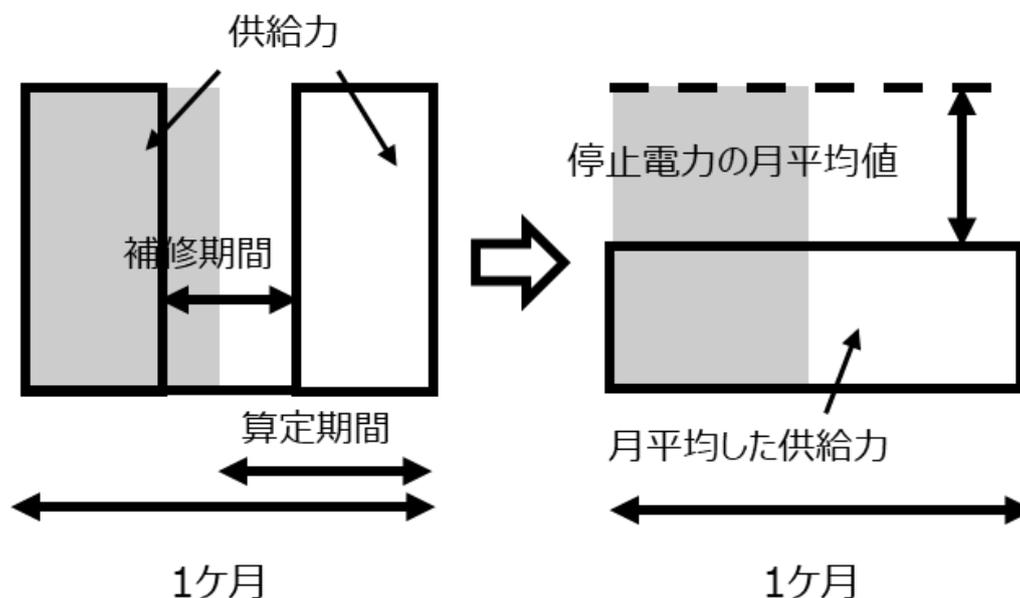


図 2-3 月平均値の算定方法(「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「後半」の月の例)

月平均値の算出例 (月を跨ぐ作業)

【条件】

- ・供給力：1,000kW (送電端)
- ・4月11日～5月5日まで計画補修
- ・算定期間：月間

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (20\text{日} \div 30\text{日}) = 666.7\text{kW} (4\text{月})$$

$$1,000\text{kW} \times (5\text{日} \div 31\text{日}) = 161.3\text{kW} (5\text{月})$$

月平均した供給力 (出力可能容量※1)

$$1,000\text{kW} - 666.7\text{kW} = 333\text{kW} (4\text{月}) \text{※2}$$

$$1,000\text{kW} - 161.3\text{kW} = 838\text{kW} (5\text{月}) \text{※2}$$

※1：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※2：小数点以下第1位切り捨て

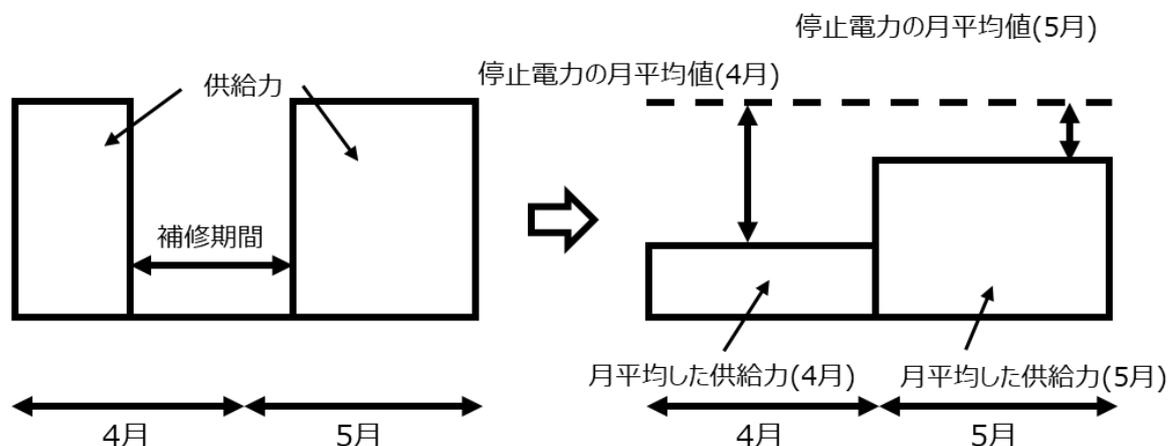


図 2-4 月平均値の算定方法 (月を跨ぐ作業の例)

- 2.1 容量停止計画の提出手続
- 2.2 容量停止計画の調整手続
- 2.3 容量確保契約金額の減額の確定手続
- 2.4 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務

2.1 容量停止計画の提出手続

本節では、容量停止計画の提出手続に関する以下の内容について説明します (図 2-5 参照)。

- 2.1.1 年間作業停止計画の共有
- 2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出
- 2.1.3 流通設備作業の情報共有
- 2.1.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出

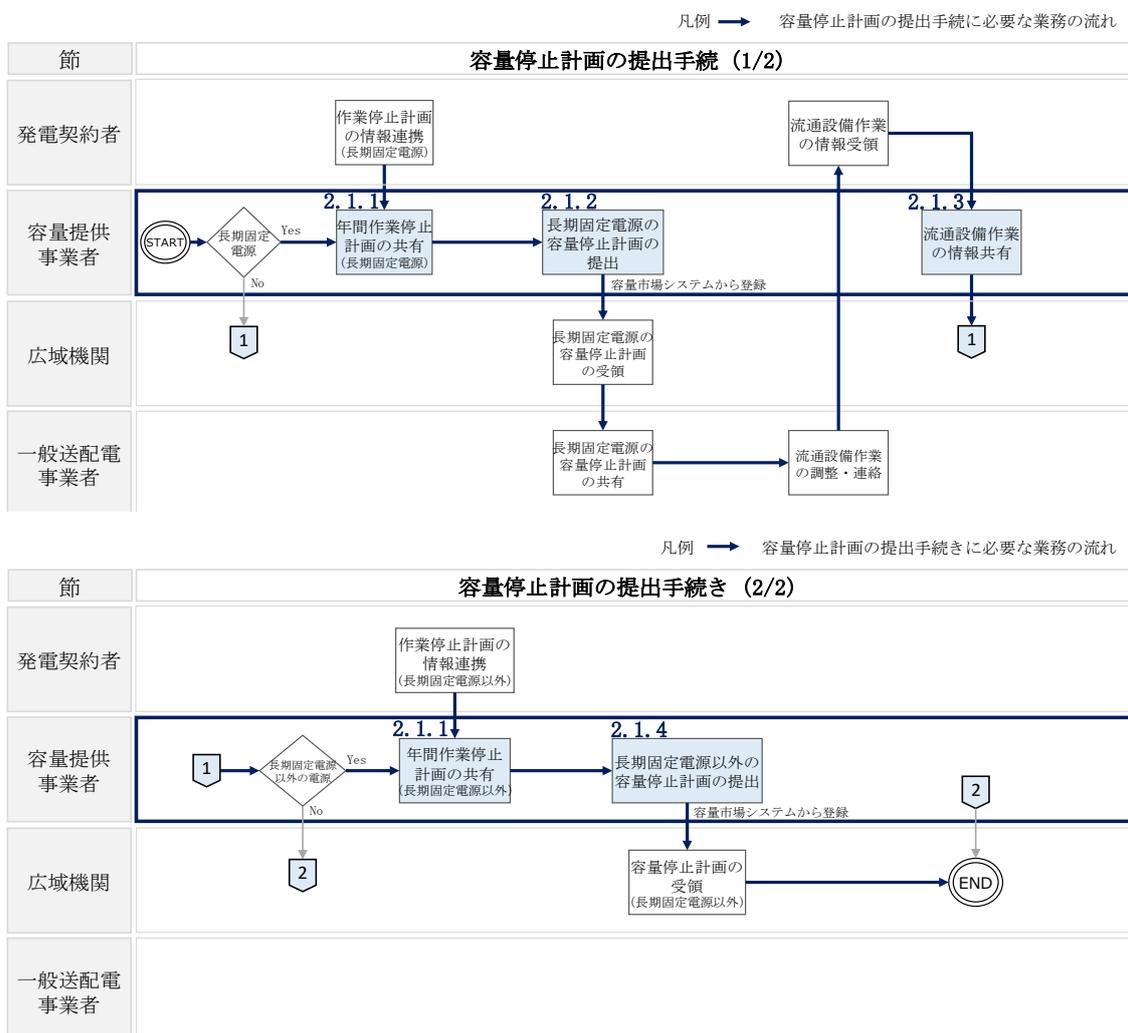


図 2-5 容量停止計画の提出手続の詳細構成

(詳細は Appendix. 2 参照)

2.1.1 年間作業停止計画の共有

【概要】

容量停止計画は、年間作業停止計画と整合を図ったうえで、提出する必要があるため、本項では、まず作業停止計画の共有について説明します。

【詳細説明】

発電契約者は、電力設備の点検や修繕等の作業停止計画を作業停止計画調整マニュアルに基づき提出する必要があります。発電契約者が広域機関システムへ作業停止計画を登録する方法については、広域機関システム操作マニュアル入力支援ツール（作業停止計画）⁴を参照してください。

容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図ったうえで、本章『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.1.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』において容量停止計画を提出する必要があります。

2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出

【概要】

本項では、長期固定電源の容量停止計画の提出方法について説明します。

【詳細説明】

当該年度において長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）に出力停止等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則として調整されますが、各エリアの系統状況や計画停止調整状況により同調できない場合があります。当該年度において出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める長期固定電源を保有する容量提供事業者は、対象実需給2年度前の7月末日までに、容量市場システムに該当する長期固定電源の容量停止計画を提出する必要があります。

その他の長期固定電源は『2.1.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』にて対象実需給2年度前の10月末日までに容量停止計画を提出する必要があります。

長期固定電源の容量停止計画は作業ごとに提出する必要があります。同年度内に複数の作業がある場合、それぞれの作業で個々に長期固定電源の容量停止計画を提出して

⁴ <https://www.occto.or.jp/occtosystem2/manual.html>

ください。また、月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能容量を算定し、作業ごとに長期固定電源の容量停止計画を提出してください。

注1：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量提供事業者と発電契約者が異なる場合においても、容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図ったうえで、本章『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.1.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』において容量停止計画を提出する必要があります。

注2：容量停止計画提出後の変更について

容量市場システムに流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画を提出した以降は、属地一般送配電事業者と同調に係る他の事業者の同意が得られることを条件に追加・変更が認められます。

容量市場システムへの容量停止計画の提出方法としては次の2通りがあり、それぞれについて説明します。

- ・ CSV ファイルのアップロードによる登録 (新規登録を一括で実施する場合)
- ・ 容量市場システム上で直接登録 (新規登録を個別で実施する場合)

【詳細説明】

＜CSV ファイルのアップロードによる登録方法 (新規登録を一括で実施する場合)＞

容量停止計画の提出は、容量市場システムからダウンロードする CSV ファイルを用いて、以下の記載項目一覧 (表 2-1 エラー! 参照元が見つかりません。参照) に沿って、登録してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号 (10桁)」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します (図 2-6 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめて提出することも可能です。

なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用 CSV ファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- ・1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号(10桁)をファイル名に記載してください。
- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。ただし、水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源ごとのアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出してください。
- ・月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- ・複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除のうえ提出してください。

必要事項を入力する (表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧) を参照

【停止情報追加後】

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備 (号機単位の名称)”、“系統コード (号機単位)”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

```
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,330000000000000000020,1,1号機,21111,20260401,1000,20260430,2000,1234567,1500,1
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,330000000000000000020,2,2号機,22221,20260515,1000,20260530,2000,1234568,2500,1
2026,0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,330000000000000000020,3,3号機,23331,20260620,1000,20340630,2000,1234569,3500,1
```

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 2-6 容量停止計画設定 CSV

表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください (空欄、又は入力済みの値のまま)
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 (登録済みの場合は変更不要)
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号 (10桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要)
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID (10桁) を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) で入力してください。
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号 (10桁) を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) で入力してください。

CSV データ配列	項目	留意点
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号 (22桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要) ※新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出 (容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出)
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑨	停止設備 (号機単位の名称)	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑩	系統コード (号機単位)	提出する容量停止計画の電源等の系統コード (5桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要) ※新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出 (容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出)
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例: 2025年10月1日に作業開始の場合 「20251001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例: 9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例: 2025年10月3日に作業終了の場合「20251003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例: 9:05に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号 (7桁) を入力

CSV データ配列	項目	留意点
		※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzz」と入力
⑩	出力可能容量[kW]	1以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が0kWの場合は「1」と入力
⑪	容量停止計画登録状況	編集しないでください(空欄、又は入力済みの値のまま)
⑫	登録区分	1, 2のいずれかの半角数字を入力 1: 初回登録 2: 変更(2回目以降)

容量停止計画の入力後、保存をして容量市場システムに提出します。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード(4桁)_対象実需給年度_電源等識別番号(10桁)_R変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード(4桁)_対象実需給年度_電源等識別番号(10桁)_A枝番_R変更回数.CSV」としてください⁵。

例) ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV
事業者 対象 電源等 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

例) ファイルを2個に分割する場合

1個目: 容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV
事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

2個目: 容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV
事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

⁵ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します (図 2-7 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。

注：容量停止計画の提出

容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、突発的な事象や一般送配電事業者との調整によって容量停止計画の調整期間の終了以降に出力停止等が必要となった場合は、例外的に容量停止計画の調整期間の終了以降にも容量停止計画の提出が認められます。この場合の手続きについては、『2.4 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務』を参照してください。

なお、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

市場退出した場合は、提出した容量停止計画の変更若しくは取消をしてください。

容量停止計画（年間）を「ファイル選択」ボタンから選択し、アップロードボタンをクリックしてください。

図 2-7 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます(図 2-8 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておりませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し⁶、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

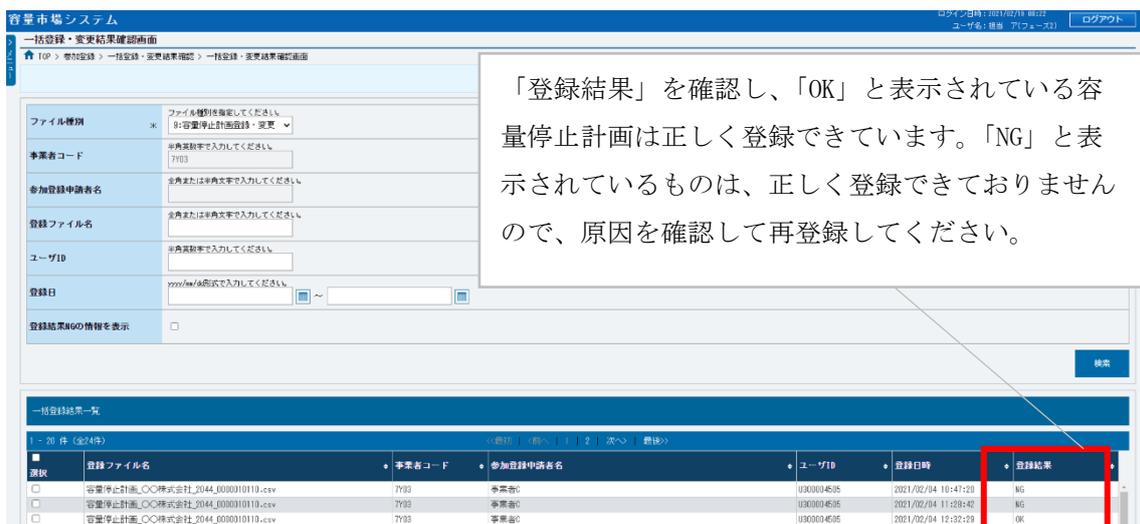


図 2-8 一括登録・変更結果確認画面

<容量市場システム上で直接登録(新規登録を個別で実施する場合)>

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することが可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号(10桁)」を入力、「検索」ボタンを

⁶ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL形式で開くと文字化け等によりうまく読み込めないことがあります。その場合はTXTファイル形式等で開き、内容を確認してください。

クリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択のうえ、画面に従って必要項目を入力してください(図 2-9 参照)。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

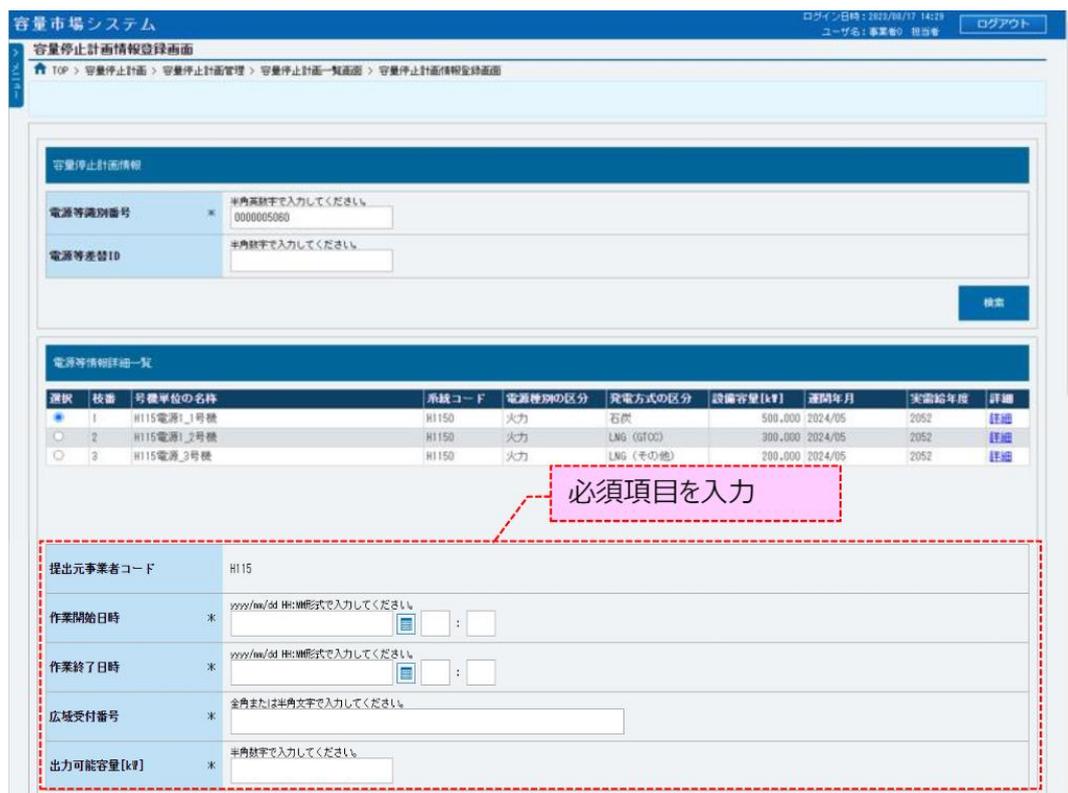


図 2-9 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前(「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」)の状態であれば、容量停止計画は取下げ⁷が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後(「調整不調電源反映済」)の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消⁸することができません。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます(図 2-10 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをク

⁷ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

⁸ 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。

リックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」、「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます(図 2-11 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。

また、容量停止計画のシステム登録手続き一覧を表 2-2 エラー! 参照元が見つかりません。に、容量市場システムにおける容量停止計画に登録ステータス一覧を表 2-3 エラー! 参照元が見つかりません。に、ステータスの偏移図を図 2-12 エラー! 参照元が見つかりません。に示します。

容量市場システム

ログイン日時: 2022/04/21 09:26
ユーザー名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

容量停止計画一覧画面

TOP > 容量停止計画 > 容量停止計画管理 > 容量停止計画一覧画面

事業者コード	半角英数字で入力してください。 7Y04
実需給年度	半角数字で入力してください。 *
電源等識別番号	半角英数字で入力してください。
容量停止計画登録状況	容量停止計画登録状況を絞り込みたい場合は、チェックしてください。(複数チェック可) <input type="checkbox"/> 登録確認待ち <input type="checkbox"/> 変更確認待ち <input type="checkbox"/> 取消確認待ち <input type="checkbox"/> 調整不調電源反映済 <input type="checkbox"/> 登録確認中 <input type="checkbox"/> 変更確認中 <input type="checkbox"/> 取消確認中 <input type="checkbox"/> 調整不調電源取消済 <input type="checkbox"/> 登録確認待ち取下げ <input type="checkbox"/> 変更確認待ち取下げ

設定用 CSV出力 検索

Copyright ©CCTO. All Rights Reserved.

図 2-10 容量停止計画一覧画面イメージ

表 2-2 容量停止計画のシステム登録手続き一覧

手続	状態	留意点
初回登録	容量停止計画を新規で提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする ・ 提出時に容量停止計画 ID が入力されている場合は取込エラーとなる ・ 容量停止計画 CSV の登録区分は「1」で入力
変更	提出済みの容量停止計画を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする ・ システムの登録状況が「登録確認待」もしくは「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能 ・ 容量停止計画 CSV の登録区分は「2」で入力 ・ 変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
取消	提出済みの容量停止計画を取消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場システムにおいて操作 ・ 提出済みの容量停止計画が削除される ・ システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の申請中の容量停止計画を取下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場システムにおいて操作 ・ 手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくなる ・ システムの登録状況が「登録確認待」、「変更確認待」、「取消確認待」の際に手続きが可能

表 2-3 容量市場システムにおけるステータス一覧

ステータス		状態
①	なし	容量停止計画が提出されていない状態です。
②	登録確認待	初回登録の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、③登録確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑩登録確認待取下げのステータスに移行します。
③	登録確認中	本機関において初回登録された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
④	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の更なる変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑤変更確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑪変更確認待取下げのステータスに移行します。
⑤	変更確認中	本機関において変更された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑥	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態であり取下げのみ可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑦取消確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて取下げを行うと⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑦	取消確認中	本機関において取消された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑨調整不調電源取消済のステータスに移行します。
⑧	調整不調電源反映済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(登録・変更)が反映された状態です。
⑨	調整不調電源取消済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(取消)が反映された状態です。
⑩	登録確認待取下げ	新規登録の容量停止計画を取下げた状態です。
⑪	変更確認待取下げ	変更の容量停止計画を取下げた状態です。

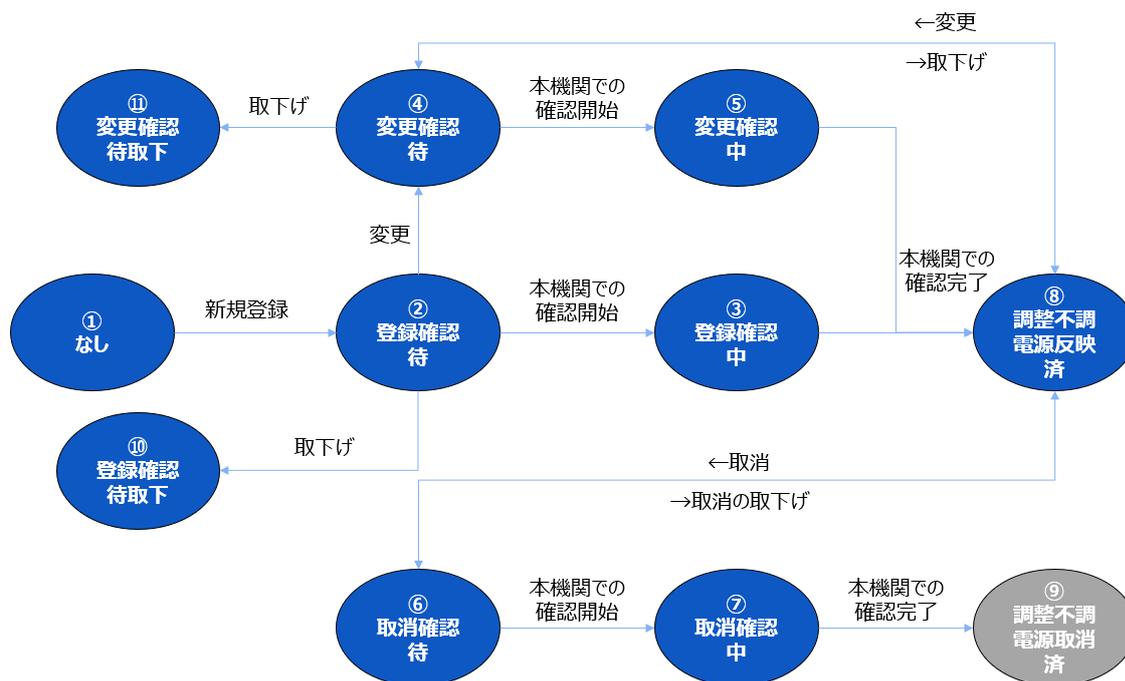


図 2-12 容量市場システムのステータス遷移図

2.1.3 流通設備作業の情報共有

【概要】

本項では、流通設備作業の情報共有について説明します。

【詳細説明】

属地一般送配電事業者は、『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』において提出された容量停止計画に同調することを原則とし電源の出力停止等を伴う流通設備作業を調整し、当該流通作業に関する以下の事項（表 2-4 参照）について、対象実需給2年度前の9月末までに、出力停止等が必要となる発電契約者に EXCEL ファイル（様式 1）にて通知します。

流通設備の作業に追加・変更があった場合は属地一般送配電事業者から変更後の出力停止等が関係する発電契約者に通知されます。

表 2-4 流通設備作業として通知される事項

項目	備考
作業停止範囲	対象となる流通設備名及び番号
作業開始時刻	流通設備作業の開始時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
作業終了時刻	流通設備作業の終了時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
作業内容	流通設備作業の内容
制約開始時刻	作業制約の開始時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
制約終了時刻	作業制約の終了時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
制約対象発電機	制約の対象となる発電機
制約量	属地一般送配電事業者から通知される内容を確認
制約理由	制約の理由

注1：流通設備作業に関する事項の通知について

流通設備作業に関する事項については、属地一般送配電事業者から発電制約が必要となる発電契約者に通知されます。

なお、原則として、対象実需給2年度前の9月末までに流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画が通知されます。ただし、各エリアの計画停止調整状況により、通知期日以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、都度通知されます。

注2：流通設備作業に伴う発電制約一覧（様式2）について

属地一般送配電事業者が制約量を「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」及び「発電機作業停止がない場合における発電制約量（送電端）」の2種類で通知した場合、「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」の制約量を用いて検討をお願いいたします。

特殊日は需要等に影響がある日として属地一般送配電事業者ごとに定めます。

2.1.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出

【概要】

本項では、長期固定電源以外の容量停止計画の提出方法について説明します。

【詳細説明】

出力停止等(『2.1.3 流通設備作業の情報共有』において属地一般送配電事業者から通知された出力停止等を含む。)を必要とする電源を有する場合は、対象実需給2年度前の10月末日までに、容量市場システムに容量停止計画を提出する必要があります。

ただし、『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』において、長期固定電源の容量停止計画を提出している場合、再提出は不要となります。

容量停止計画の調整期間においては、原則容量停止計画の新規の提出はできません。ただし、容量停止計画の変更に伴う新規追加は除きます。

長期固定電源以外の容量停止計画は作業ごとに提出する必要があります。同年度内に複数の作業がある場合、それぞれの作業で個々に容量停止計画を提出してください。また、月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能容量を算定し、作業ごとに長期固定電源以外の容量停止計画を提出してください。

注1：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量提供事業者と発電契約者が異なる場合においても、容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図ったうえで、本章『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.1.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』において容量停止計画を提出する必要があります。

注2：容量停止計画の調整期間以降に新規の容量停止計画の提出が認められる場合

提出済みの容量停止計画の変更のために新規で提出する場合のみ認められます。

例：作業時期変更により新たな月に計画変更する場合

変更前 11月1日～11月30日(11月分を提出)

変更後 11月15日～12月15日(11月分を変更及び12月分を新規提出)

容量市場システムへの容量停止計画の提出方法としては次の2通りがあり、それぞれについて説明します。

- CSV ファイルのアップロードによる登録 (新規登録を一括で実施する場合)
- 容量市場システム上で直接登録 (新規登録を個別で実施する場合)

【詳細説明】

＜CSV ファイルのアップロードによる登録方法 (新規登録を一括で実施する場合)＞

容量停止計画の提出は、容量市場システムからダウンロードする CSV ファイルを用いて、以下の記載項目一覧 (表 2-5 エラー! 参照元が見つかりません。参照) に沿って、登録してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号 (10 桁)」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します (図 2-13 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめて提出することも可能です。

なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用 CSV ファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を 1 つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- 1 行に 1 つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は 2 行目以降に入力してください。
- 1 ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号 (10 桁) をファイル名に記載してください。
- 容量停止計画は号機単位で作成してください。ただし、水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源ごとのアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出してください。
- 月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- 複数事業者の容量停止計画を 1 ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- 容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除のうえ提出してください。

必要事項を入力する (表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧) を参照

【停止情報追加後】

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備 (号機単位の名称)”、“系統コード (号機単位)”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

```
2026.0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,1,1号機,21111,20260401,1000,20260430,2000,1234567,1500,
2026.0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,2,2号機,22221,20260515,1000,20260530,2000,1234568,2500,
2026.0000009141,電源7Y10,安定1,0000000352,0000009043,3300000000000000000020,3,3号機,23331,20260620,1000,20340630,2000,1234569,3500,
```

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 2-13 容量停止計画設定 CSV

表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください (空欄、又は入力済みの値のまま)
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 (登録済みの場合は変更不要)
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号 (10桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要)
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID (10桁) を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) で入力してください。

CSV データ配列	項目	留意点
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号 (10桁) を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) で入力してください。
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号 (22桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要) ※新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出 (容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出)
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑨	停止設備 (号機単位の名称)	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑩	系統コード (号機単位)	提出する容量停止計画の電源等の系統コード (5桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要) ※新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出 (容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出)
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例: 2025年10月1日に作業開始の場合 「20251001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例: 9:05 に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例: 2025年10月3日に作業終了の場合「20251003」と入力

CSV データ配列	項目	留意点
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05 に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号 (7桁) を入力 ※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzz」と入力
⑯	出力可能容量[kW]	1以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が0kWの場合は「1」と入力
⑰	容量停止計画登録状況	編集しないでください (空欄、又は入力済みの値のまま)
⑱	登録区分	1, 2のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更 (2回目以降)

容量停止計画の入力後、保存をして容量市場システムに提出します。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード (4桁)_対象実需給年度_電源等識別番号 (10桁)_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード (4桁)_対象実需給年度_電源等識別番号 (10桁)_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください⁹。

例) ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV

事業者 対象 電源等 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

例) ファイルを2個に分割する場合

1 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV

事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

⁹ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

2 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します(図 2-14 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。

注：容量停止計画の提出

容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、突発的な事象や一般送配電事業者との調整によって容量停止計画の調整期間の終了以降に出力停止等が必要となった場合は、例外的に容量停止計画の調整期間の終了以降にも容量停止計画の提出が認められます。この場合の手続きについては、『2.4 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務』を参照してください。

なお、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

市場退出した場合は、提出した容量停止計画の変更若しくは取消をしてください。

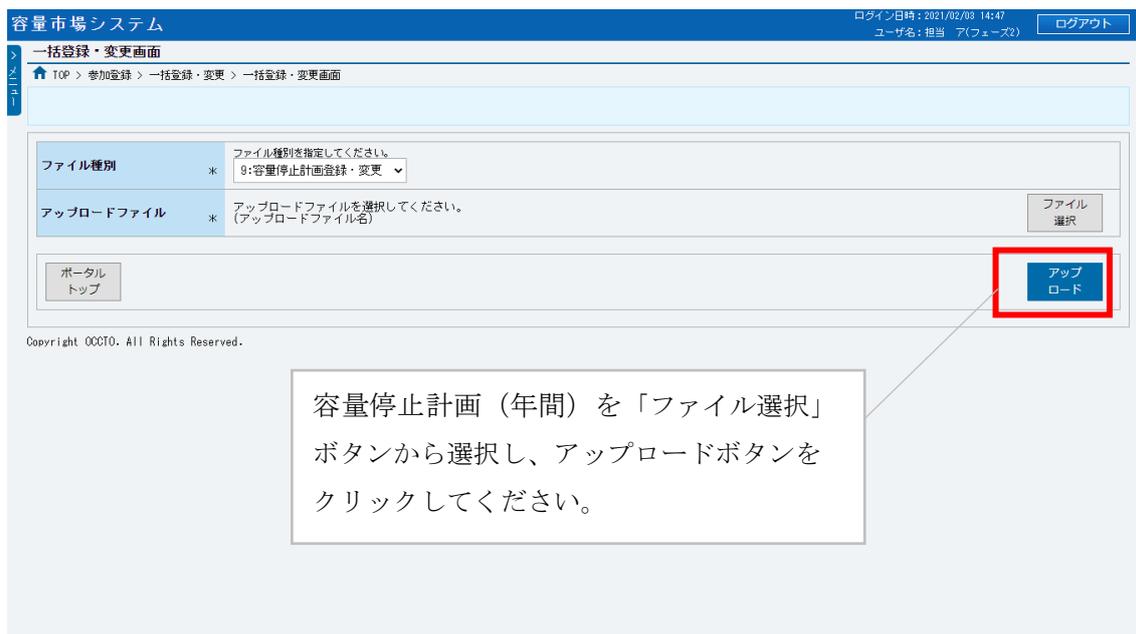


図 2-14 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます（図 2-15 エラー! 参照元が見つかりません。参照）。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておきませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し¹⁰、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

¹⁰ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL形式で開くと文字化け等によりうまく読み込めないことがあります。その場合はTXTファイル形式等で開き、内容を確認してください。

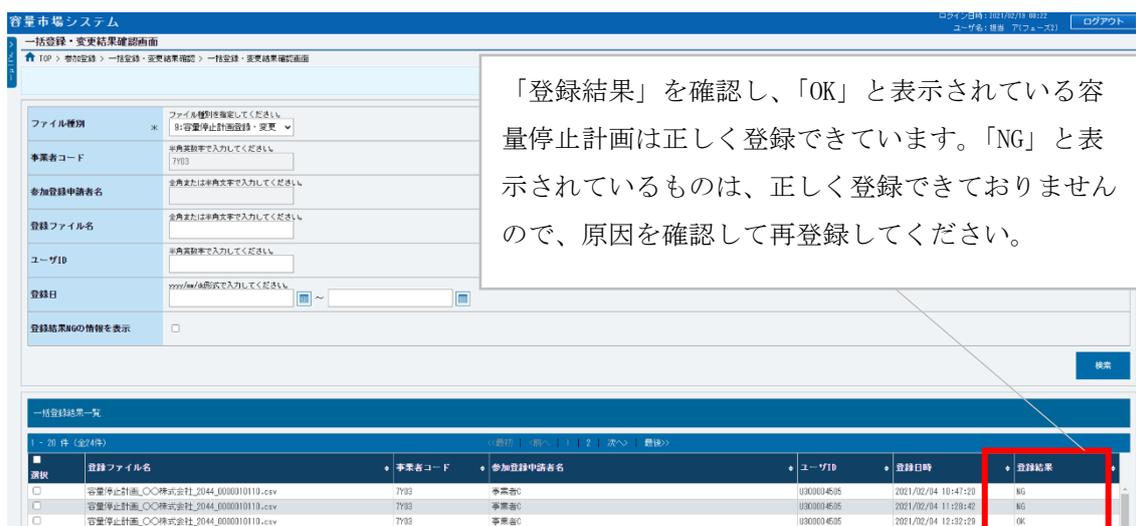


図 2-15 一括登録・変更結果確認画面

<容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）>

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することが可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号（10桁）」を入力、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択のうえ、画面に従って必要項目を入力してください（図 2-16 参照）。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

容量市場システム

容量停止計画情報登録画面

電源等識別番号 * 半角英数字で入力してください。 0000005060

電源等差替ID 半角数字で入力してください。

検索

選択	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	実需給年度	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	1	H115電源_1号機	H1150	火力	石炭	500,000	2024/05	2052	詳細
<input type="checkbox"/>	2	H115電源_2号機	H1150	火力	LNG (GDFC)	300,000	2024/05	2052	詳細
<input type="checkbox"/>	3	H115電源_3号機	H1150	火力	LNG (その他)	200,000	2024/05	2052	詳細

必須項目を入力

提出元事業者コード H115

作業開始日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。

作業終了日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。

広域受付番号 * 全角または半角文字で入力してください。

出力可能容量[kW] * 半角数字で入力してください。

図 2-16 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態であれば、容量停止計画は取下げ¹¹が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後（「調整不調電源反映済」）の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消¹²することができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます(図 2-17 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」、「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます(図 2-18 エラー! 参照元が見つかりません。参照)。

また、容量停止計画のシステム登録手続き一覧を表 2-6 エラー! 参照元が見つかりません。に、容量市場システムにおける容量停止計画に登録ステータス一覧を表 2-7 エ

¹¹ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

¹² 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。

表 2-6 容量停止計画のシステム登録手続き一覧

手続	状態	留意点
初回登録	容量停止計画を新規で提出	<ul style="list-style-type: none"> • CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする • 提出時に容量停止計画 ID が入力されている場合は取込エラーとなる • 容量停止計画 CSV の登録区分は「1」で入力
変更	提出済みの容量停止計画を変更	<ul style="list-style-type: none"> • CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする • システムの登録状況が「登録確認待」もしくは「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能 • 容量停止計画 CSV の登録区分は「2」で入力 • 変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
取消	提出済みの容量停止計画を取消	<ul style="list-style-type: none"> • 容量市場システムにおいて操作 • 提出済みの容量停止計画が削除される • システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の申請中の容量停止計画を取下げ	<ul style="list-style-type: none"> • 容量市場システムにおいて操作 • 手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくなる • システムの登録状況が「登録確認待」、「変更確認待」、「取消確認待」の際に手続きが可能

表 2-7 容量市場システムにおけるステータス一覧

ステータス		状態
①	なし	容量停止計画が提出されていない状態です。
②	登録確認待	初回登録の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、③登録確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑩登録確認待取下げのステータスに移行します。
③	登録確認中	本機関において初回登録された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
④	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の更なる変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑤変更確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑪変更確認待取下げのステータスに移行します。
⑤	変更確認中	本機関において変更された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑥	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態であり取下げのみ可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑦取消確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて取下げを行うと⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑦	取消確認中	本機関において取消された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑨調整不調電源取消済のステータスに移行します。
⑧	調整不調電源反映済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(登録・変更)が反映された状態です。
⑨	調整不調電源取消済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(取消)が反映された状態です。
⑩	登録確認待取下げ	新規登録の容量停止計画を取下げた状態です。
⑪	変更確認待取下げ	変更の容量停止計画を取下げた状態です。

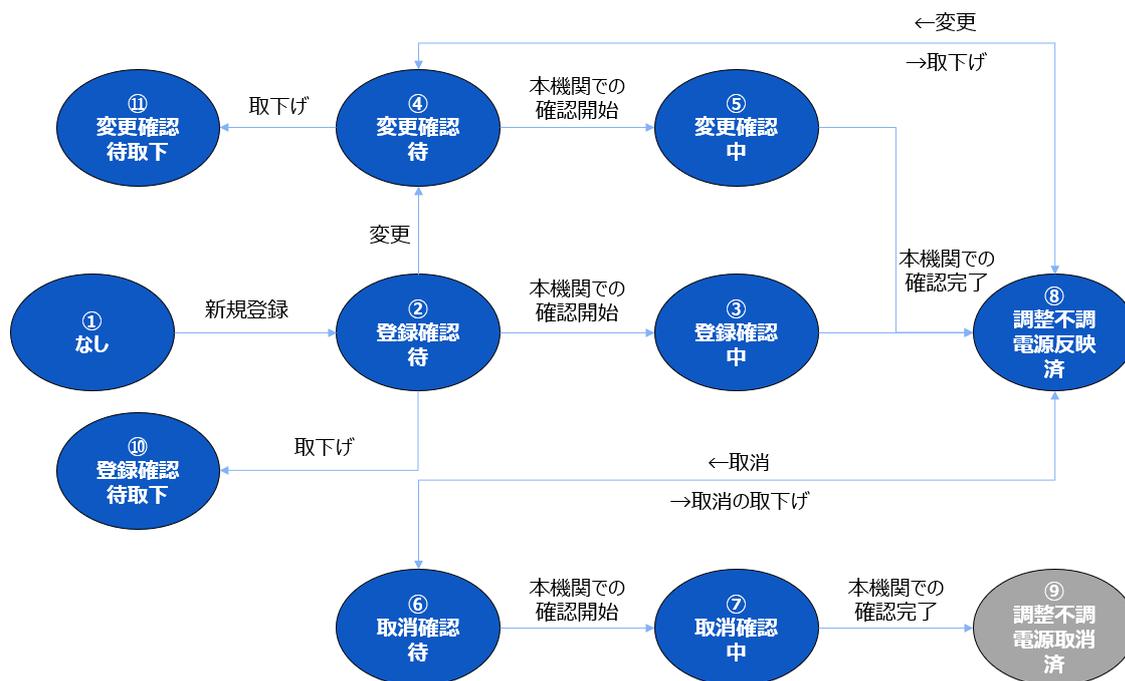


図 2-19 容量市場システムのステータス遷移図

2.2 容量停止計画の調整手続

容量停止計画を提出したエリア（ブロック）・期間が「供給信頼度の基準」を満たしていない場合、容量停止計画の調整に応じていただきます。調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア（ブロック）・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額が減額されます。

本節では、容量停止計画の調整手続に関する以下の内容について説明します（図 2-20 参照）。

- 2.2.1 調整が必要なエリア・時期の確認
- 2.2.2 容量停止計画の変更検討
- 2.2.3 変更調整後の容量停止計画の提出

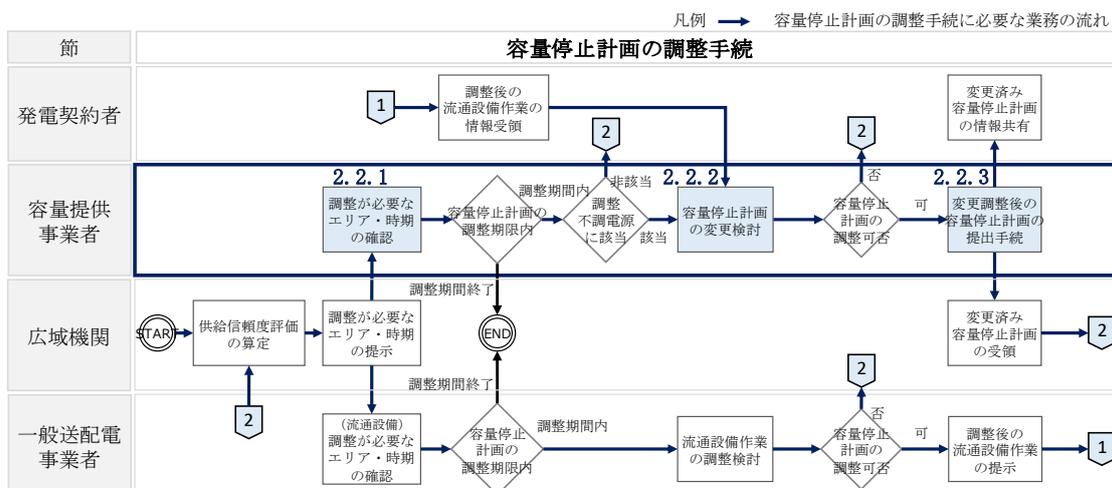


図 2-20 容量停止計画の調整手続の詳細構成

(詳細は Appendix. 2 参照)

注 1：調整期間における手続について

容量停止計画の調整が必要である場合は、調整期間の間に容量停止計画の変更ができます。容量提供事業者は、必要に応じて『2.2.1 調整が必要なエリア・時期の確認』から『2.2.3 変更調整後の容量停止計画の提出』を期間中に繰り返し行うこととなります。なお、容量停止計画の調整期間は、供給力の確保状況により必要により延長する場合があります。

注 2：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について

容量停止計画の調整期間が終了すると、『2.3 容量確保契約金額の減額の確定手続』に移行します。

容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。

同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。この場合の具体的な業務については『2.4 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務』を参照してください。

なお、対象実需給年度1年度前の3月末以降の容量停止計画の変更は、実需給期間中の容量停止計画として提出いただきます。

また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

2.2.1 調整が必要なエリア・時期の確認

【概要】

本項では、調整が必要なエリア・時期の確認について説明します。

【詳細説明】

本機関が次の処理を行った場合、対象となる容量提供事業者にメールで通知されます。

- ① 本機関において調整が必要なエリア・時期の算定を行った場合
- ② 特定のエリア・時期で供給力が一定の水準を下回り、電源が調整不調電源として登録された場合
- ③ 一度調整不調電源として登録された後、作業調整の結果、調整不調電源情報(日数、減額率、広域機関判断結果)に更新があった場合

調整不調電源として登録された場合及び登録状況が変更された場合、調整が必要なエリア・時期の算定を行った場合の通知メールは、容量市場システムの事業者情報に登録されているメールアドレス及び管理者のユーザID(2件)に登録されているメールアドレスに対して送付されます。

調整が必要なエリア・時期は本機関 HP¹³の供給信頼度の確保状況にて確認ができます(図 2-21 参照)。

¹³ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/>



図 2-21 調整が必要なエリア・時期の情報イメージ

注1：調整のブロック構成について

実需給年度：2026年度以降の調整業務より、どのエリアのどの時期の停止計画を調整すれば良いかを見えやすくし、より効果的に調整業務を行えるようにするため、調整の範囲となるブロックについて、最新の供給信頼度状況を踏まえてブロック構成を随時更新します。

なお、STEP1では約定結果時点のブロック構成にもとづいて開始し、調整期間中の調整状況により、ブロック構成を更新し、更新後のブロック単位で信頼度確保状況を確認します。

注2：ブロック構成の更新方法について

オークション結果をもとに設定した各エリア・各月の供給信頼度に影響を与える基準（赤基準）と、容量停止計画を反映した供給信頼度の算定結果を比較し、当該月の不足・充足を確認します。停止計画の変更要否がより明確になるよう、全ての月の状況が完全に一致している隣接エリアでブロックを構成し、ブロック単位・月単位の供給信頼度確保状況を公表します。なお、追加設備量を利用する基準（緑基準）を超過している月は、充足している月として扱います（図 2-22 参照）。

注3：調整不調電源の判定について

供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源は、調整不調電源の対象外として登録されます。調整不調電源の判定は各STEP終了時点のブロック構成での供給信頼度確保状況にて行います。このため、調整不調月には容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変化し、調整不調月ではなくなった場合、容量停止計画の変更をしていなくても、調整不調電源の対象外として登録されます。ブロック構成が変化しても、調整不調月のままだった場合は、調整不調電源として登録されます。

また、調整不調月ではない月に容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変化し調整不調月となったとしても、容量停止計画を変更し

ていなければ、調整不調電源として登録されません(図 2-23 参照)。
1つの電源で複数作業を登録している場合は、全ての作業が上記条件に合致した場合に調整不調電源の対象外として登録されます。

注4: 減額率は約定時点ブロック構成における作業停止量で算定します。

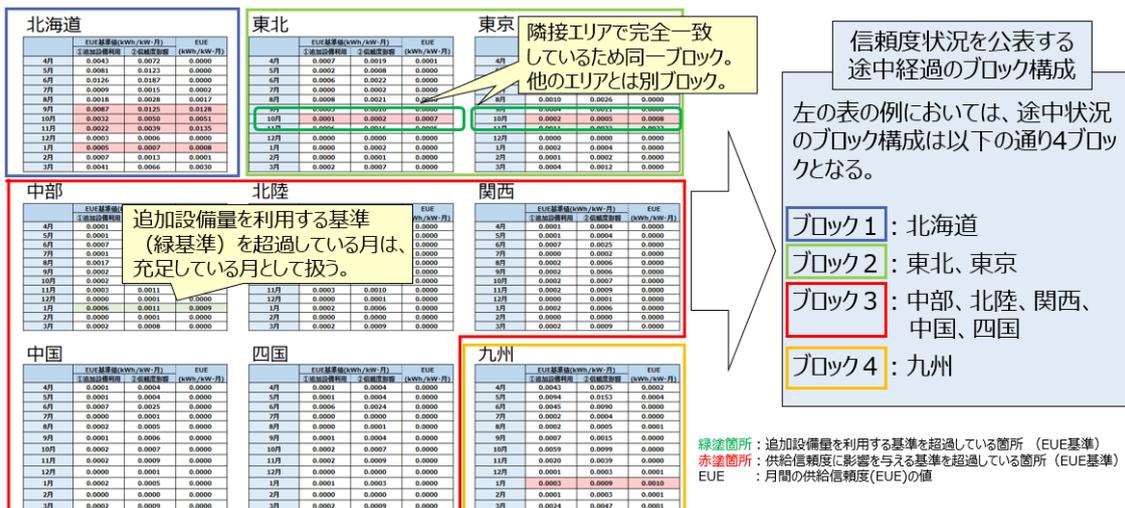
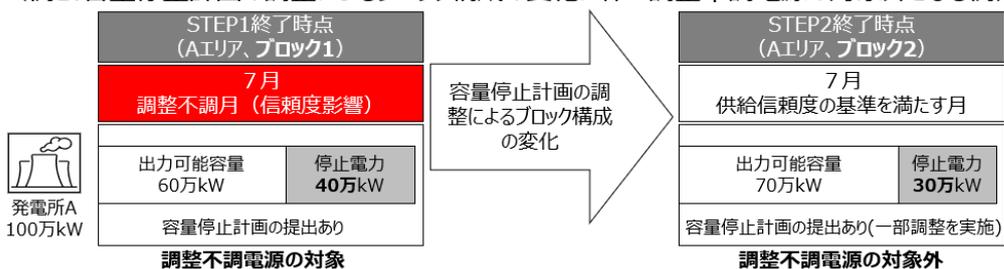
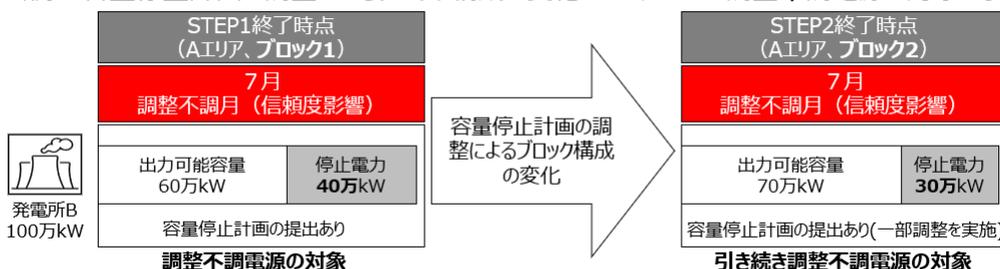


図 2-22 ブロック構成の更新方法のイメージ

＜例1:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化に伴い調整不調電源の対象外となる例＞



＜例2:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象となる例＞



＜例3:ブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象外となる例＞

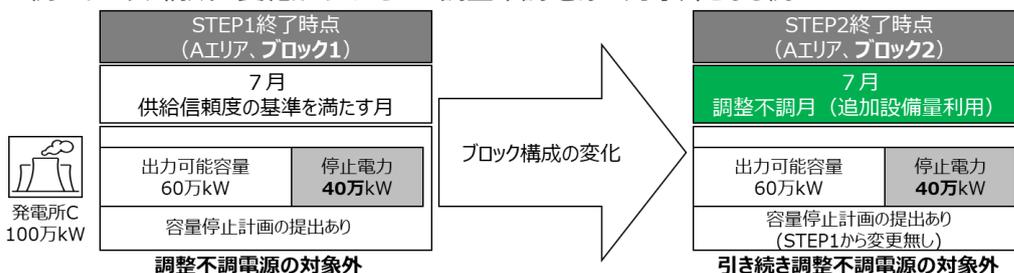


図 2-23 ブロック構成の変化に伴う調整不調電源の判定

調整不調電源の登録状況は、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧」画面へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧 (安定電源)」又は「電源等情報一覧 (変動電源)」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックします。「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率 [%]」「広域機関判断結果」を確認してください (図 2-24 参照)。電源が調整不調電源として登録された場合、作業調整の結果に基づく「日数」「減額率 [%]」¹⁴が表示されます。なお、各 STEP 終了時に登録される「日数」「減額率 [%]」は表 2-8、表 2-9 の

¹⁴ 減額率、調整不調日数が両方変数のため、算定は減額率を 0.3% で固定し、調整不調相当の日数を算定。

とおりです。電源が調整不調電源でない場合は、「広域機関判断結果」が「調整不調対象外」と表示されます。

< 電源が調整不調電源として登録された場合 >

電源等情報詳細画面		
実需給年度	2044	
事業者コード	7703	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者C000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数【%】	59.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率【%】	6.0000
	広域機関判断結果	
削除状態	未削除	

< 電源が調整不調電源でない場合 >

電源等情報詳細画面		
実需給年度	2044	
事業者コード	7704	
参加登録申請者名	事業者D	
電源等識別番号	0000010123	
電源等の名称	事業者D000_安定5	
受電地点特定番号	2345678901234567890125	
系統コード	20045	
エリア名	関西	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数【%】	59.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	0.0000
	減額率【%】	0.0000
	広域機関判断結果	調整不調対象外
削除状態	未削除	

図 2-24 調整不調電源としての登録状況の画面イメージ

表 2-8 電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率[%]	広域機関判定結果
STEP1 期間中	999.9999	0.0000	空白
STEP1 終了時	作業調整の結果に基づく結果 ¹⁵	0.3000 ¹⁵	
STEP2 終了時			
STEP3 終了時			
STEP4 終了時			

表 2-9 電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率[%]	広域機関判定結果
STEP1 期間中	999.9999	0.0000	空白
STEP1 終了時	0.0000	0.0000	調整不調対象外
STEP2 終了時			
STEP3 終了時			
STEP4 終了時			

2.2.2 容量停止計画の変更検討

【概要】

本項では、容量停止計画の変更検討について説明します。

【詳細説明】

容量停止計画を提出した電源のうち、本機関から調整不調電源として登録された旨が通知された電源は、調整に応じることができないやむを得ない理由がない限り、調整期間中において容量停止計画の調整依頼に応じていただきます。

容量停止計画の調整が必要な電源等を保有する容量提供事業者は、出力停止等の理由をふまえ、必要に応じ発電契約者等の関係者と停止容量・停止時期等の調整が可能か確認します。

調整が可能である場合、必要に応じ発電契約者等の関係者と停止容量・停止時期等の調整及び変更を行い、容量停止計画を提出してください (図 2-25 参照)。

注 1：調整期間中の容量停止計画の変更について

調整期間中は各ステップで変更可能な電源を対象とし容量停止計画の変更ができません。調整期間中及び調整期間終了後の新規追加は原則できませんので、対象実需給

¹⁵ 減額率、調整不調日数が両方変数のため、算定は減額率を 0.3%相当で固定し、調整不調日数を算定します。

2年度前の10月末までに提出をお願いします。提出に関するスケジュール詳細は別途本機関 HP にて公表します。

なお、STEP1 からのすべての STEP において供給信頼度 (EUE) 評価を調整不調電源の判定基準とし、各 STEP の終了時点で供給信頼度の基準を満たしていない月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象として登録されます。

・STEP1 (3 週間程度)

全ての電源を対象に容量停止計画の変更が可能です。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP1 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月にのみ容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP2 (2 週間程度)

STEP2 の期間は、STEP1 終了時に本機関が提示する情報で、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が STEP1 終了時より増加する変更は原則できません。

上記を条件とし、条件に当てはまらないすべての電源を対象に容量停止計画の変更が可能です。なお、STEP1 終了時点で調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、調整不調電源の対象外として判定された状態が一旦無効となります。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP2 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月にのみ容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP3 (2 週間程度)

STEP3 の期間は、本機関が提示する情報で、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更は原則できません。

上記を条件とし、原則として、STEP2 終了時点で調整不調電源となり、供給信頼度の基準を満たしていない月に計画している容量停止計画のみ変更が可能です。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP3 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP4 (2 週間程度)

STEP3 までの作業調整の結果、供給信頼度に影響を与える状況が解消されなかった場合に限り、個別調整が実施されます。

個別調整が実施される場合、事業者情報に登録されているメールアドレスに直接調整依頼のメールが送付されます。容量停止計画の変更が可能な容量提供事業者は、調整に応じてください。

なお、供給力の確保状況により調整期間を延長する場合があります

注2：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者から情報共有を受け、作業調整を行ったうえで、容量停止計画を提出する必要があります。

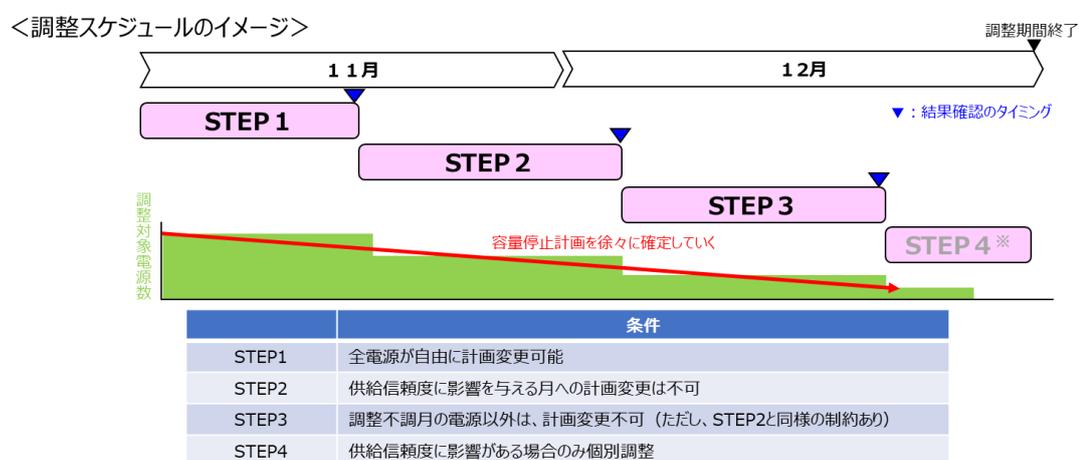


図 2-25 容量停止計画調整スケジュールのイメージ

調整期間終了時において調整不調電源と通知されている電源のうち、調整を行わず容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の提出を行わなかった電源及びやむを得ない理由が認められなかった電源は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額が確定し、容量確保契約金額が減額されます。

2.2.3 変更調整後の容量停止計画の提出

【概要】

本項では、変更調整後の容量停止計画の提出手続について説明します。

【詳細説明】

容量停止計画の出力可能容量を調整した容量提供事業者は、変更調整後の容量停止計画を容量市場システムに登録する必要があります。

容量停止計画の提出用 CSV ファイルは、容量市場システムからダウンロードして修正してください。容量停止計画の提出方法は、『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』を参照してください。なお、修正登録に対しては以下の点を留意してください。

(留意点)

- ・ 容量停止計画設定 CSV の「登録区分」項目には半角数字の「2」を入力してください。
- ・ 修正した容量停止計画のファイル名は『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出エラー! 参照元が見つかりません。』を参照し、「容量停止計画_事業者コード (4桁)_対象実需給年度_電源等識別番号 (10桁)_R 変更回数.CSV」としてください。
- ・ 水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源ごとのアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出してください。

一括登録・変更画面

TOP > 参加登録 > 一括登録・変更 > 一括登録・変更画面

ファイル種別 * ファイル種別を指定してください。

アップロードファイル * アップロードファイルを選択してください。(アップロードファイル名)

ポータルトップ

ファイル選択

アップロード

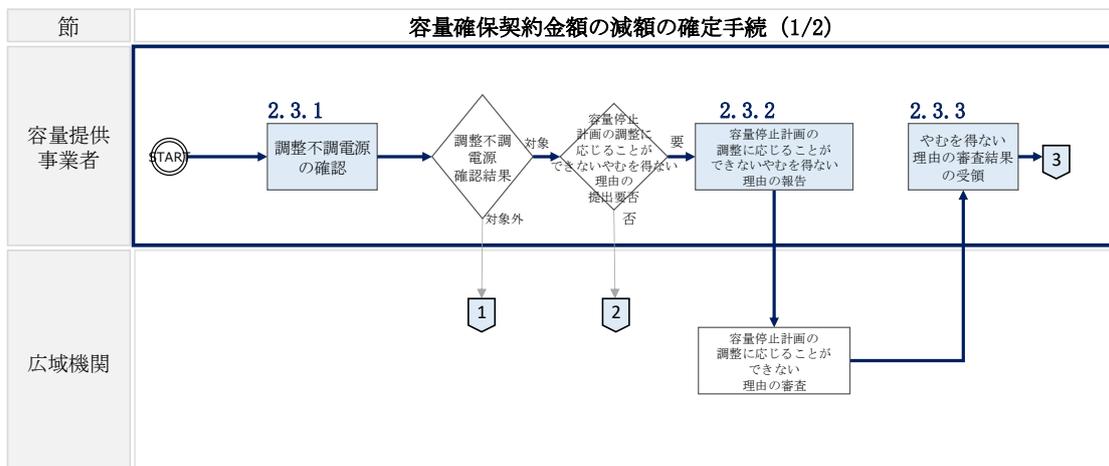
図 2-26 容量停止計画登録・変更

2.3 容量確保契約金額の減額の確定手続

本節では、容量確保契約金額の減額の確定手続に関する以下の内容について説明します (図 2-27 参照)。

- 2.3.1 調整不調電源の確認
- 2.3.2 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告
- 2.3.3 やむを得ない理由の審査結果の受領
- 2.3.4 審査結果への異議申立
- 2.3.5 異議申立の妥当性審査結果の受領
- 2.3.6 最終的な判断結果の確認

凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ



凡例 → 容量確保契約金額の減額の確定手続に必要な業務の流れ

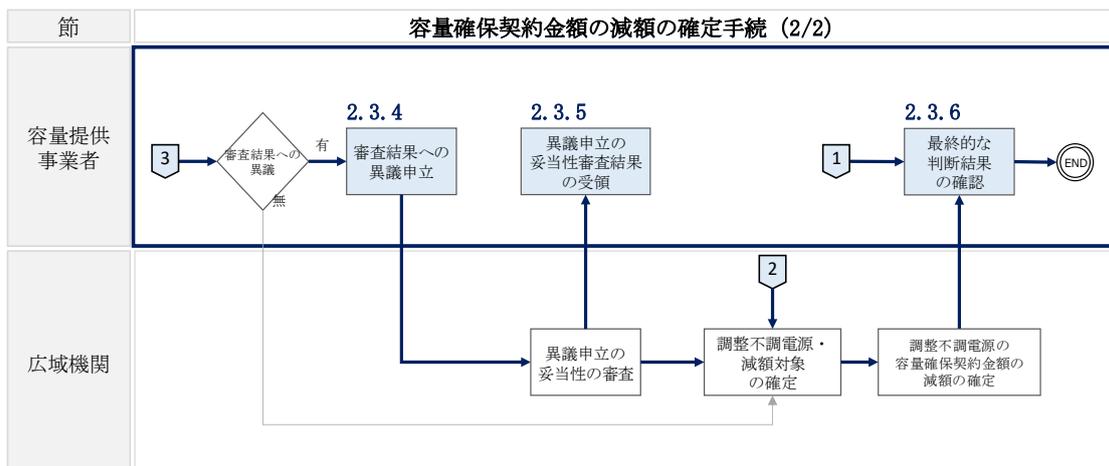


図 2-27 容量確保契約金額の減額の確定手続の詳細構成

(詳細は Appendix. 2 参照)

2.3.1 調整不調電源の確認

【概要】

本項では、調整不調電源の確認について説明します。

【詳細説明】

容量停止計画の調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア（ブロック）・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額が減額されます。

容量停止計画の調整期間終了後、調整不調電源の対象外と登録されている電源は容量確保契約金額の減額対象とはなりません。

調整不調電源の登録状況は、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧」画面へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧 (安定電源)」又は「電源等情報一覧 (変動電源)」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックします。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」を確認してください (図 2-28 参照)。電源が調整不調電源でない場合は、「日数」「減額率[%]」の欄が「0」と表示されます。なお、容量停止計画を提出していない場合は、「空欄」となります。

< 電源が調整不調電源として登録された場合 >

電源等情報詳細画面		
実需給年度	2044	
事業者コード	7703	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者C000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数【%】	59.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率【%】	6.0000
広域機関判断結果	未判断	
削除状態	未削除	

< 電源が調整不調電源でない場合 >

電源等情報詳細画面		
実需給年度	2044	
事業者コード	7704	
参加登録申請者名	事業者D	
電源等識別番号	0000010123	
電源等の名称	事業者D000_安定5	
受電地点特定番号	2345678901234567890125	
系統コード	20045	
エリア名	関西	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数【%】	59.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	0.0000
	減額率【%】	0.0000
広域機関判断結果	調整不調対象外	
削除状態	未削除	

図 2-28 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ

2.3.2 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告

【概要】

本項では、容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告について説明します。

【詳細説明】

電源が調整不調電源の登録を受けた後でも、調整に応じることができないやむを得ない理由があるときは本機関に理由を報告し、本機関が容量停止計画の調整ができなかった理由が合理的と判断する場合や、一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の対象外となる可能性があります。

容量停止計画の調整に応じられなかった場合、別途公表する期日までに、下記の注に記載されているやむを得ない理由をメールにて報告することができます。必要事項を記載した「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について_報告様式」(<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/index.html>)と、調整相手が作成したやむを得ない理由を証明する資料を添付してメールにて報告してください。送付先は以下の通りです。

容量市場受付窓口：youryou_uketsuke@occto.or.jp

なお、調整に応じることができないやむを得ない理由がない場合は、調整に応じることができないやむを得ない理由の報告を行う必要はありません。その場合、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額が確定し、容量確保契約金額が減額率に基づいて減額されます（『2.3.6 最終的な判断結果の確認』参照）。

注1：調整に応じることができないやむを得ない理由

容量停止計画の調整が必要となる場合でも、やむを得ない理由により調整に応じることができない場合は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の対象とならない可能性があります。やむを得ない理由としては以下が挙げられます。具体的には理由を本機関に提出していただき、個別に確認いたします。

- ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）
- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・その他、本機関が妥当であると認めた場合

注2：「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」の対象外とならない理由

調整不調電源となった場合、容量停止計画を提出しているエリア・時期の供給信頼度の確保状況に応じて、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」と「追加設備量を利用する場合の減額」が科されます。

調整に応じることができないやむを得ない理由を提出し、「追加設備量を利用する場合の減額」の対象外となった場合においても、次の理由の場合は、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の減額」については減額対象外となりません。

- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・その他本機関が対象外であると判断した場合

注3：調整相手が作成したやむを得ない理由を証明する資料

- ・作業調整を実施した相手先（他部所を含む。）が作成した資料

2.3.3 やむを得ない理由の審査結果の受領

【概要】

本項では、やむを得ない理由の審査結果の受領について説明します。

【詳細説明】

容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由を提出した電源の審査結果が別途公表する期日までに本機関よりメールで送付されます。容量提供事業者は本機関からの審査結果を受領後、内容を確認してください。

メールには、電源ごとの審査結果と、減額率が記載されています。

注1：減額の算定

減額（円）は、容量確保契約金額に本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。減額率は、追加設備量利用する場合と供給信頼度確保に影響する場合で異なります（図 2-29 参照）。

$$\cdot \text{減額} = (\text{契約単価}^{(1)} \times \text{契約容量} \times \text{減額率}^{(2)} \times \text{調整不調の日数}^{(3)})$$

(1) 契約単価

本オークションにおける「契約単価」＝ 応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正した単価（物価変動分は制度適用期間の年度ごとに毎年補正する。）

なお、容量停止計画の調整業務の減額は算定時点の契約単価を用いて算定しますが、物価補正後の契約単価を用いた減額金額は、対象実需給年度の容量確保契約金額の算定時に包含し通知します。

(2) 減額率

減額率 = 追加設備量を利用する場合の減額率⁽¹⁻¹⁾+供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率⁽¹⁻²⁾

(2-1) 追加設備量を利用する場合の減額率

追加設備量を利用する場合の減額率

$$= 0.3\%/日 \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{追加設備量}) \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{停止対象容量})$$

(2-2) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率＝

$$0.6\%/日 \times (\text{供給信頼度確保に影響を与える容量} \div \text{停止対象容量})$$

(3) 調整不調日数＝

出力可能容量に関する補正率⁽²⁻¹⁾×1ヶ月の日数

(3-1) 出力可能容量に関する補正率

出力可能容量に関する補正率＝

$$(1 - \text{出力可能容量} \div \text{応札単位のアセスメント対象容量})$$

注2：調整期間の終了以降に容量停止計画を提出・変更した場合の減額率

容量停止計画の調整期間の終了以降にやむを得ない理由がなく作業調整の対象となる容量停止計画を追加・変更し、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

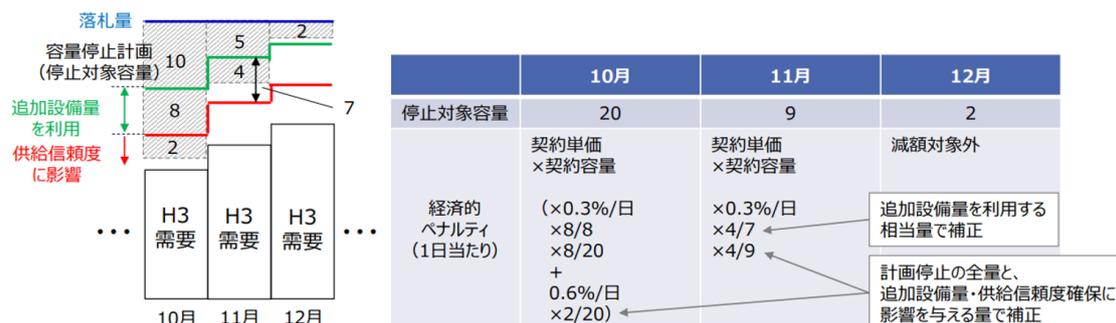


図 2-29 減額率の補正の考え方

2.3.4 審査結果への異議申立

【概要】

本項では、審査結果への異議申立について説明します。

【詳細説明】

本機関から受領したやむを得ない理由の審査結果に対して異議がある場合、容量提供事業者は審査結果の受領から5営業日以内に異議申立を行うことができます。

異議申立を行う際は、別紙（調整に応じることができないやむを得ない理由）に「やむを得ない理由の妥当性審査結果」、「異議申立の内容」を明記し、メールにて送付します。送付先は以下の通りです。

容量市場受付窓口：youryou_uketsuke@occto.or.jp

2.3.5 異議申立の妥当性審査結果の受領

【概要】

本項では、異議申立の妥当性審査結果の受領について説明します。

【詳細説明】

本機関は異議申立受領後、異議申立の妥当性について審査し、容量提供事業者はその結果をメールにて連絡します。容量提供事業者は、本機関からの異議申立の妥当性審査結果を受領後、内容を確認してください。

異議申立が認められた場合は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の対象となることを免れ、減額対象ではなくなります。ただし、容量停止計画を提出しているエリア・時期が供給信頼度確保に影響を与えている場合は、メーカー・作業員の

確保の理由等で調整不調電源に科される追加設備量を利用する場合の減額対象となることを免れたとしても、供給信頼度確保に影響を与える際の減額対象であることは変わりません。

異議申立が認められなかった場合は、調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額が確定します。調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額が確定した場合は、容量確保契約金額が減額率に基づいて減額されます。

2.3.6 最終的な判断結果の確認

【概要】

本項では、本機関の最終的な判断結果の確認について説明します。

【詳細説明】

容量停止計画の調整業務の対象となる電源等は、対象実需給2年度前の2月末頃、調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額が確定します。

容量提供事業者は、対象の電源が調整不調電源となっているか減額対象となっているか、本機関が行った最終的な判断結果の確認を行ってください。

電源が調整不調電源となっているか否かは、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧画面」へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧 (安定電源)」又は「電源等情報一覧 (変動電源)」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックして「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」「広域機関判断結果」を確認してください (図 2-30 参照)。

電源等情報詳細画面		
実需給年度	2044	
事業者コード	7Y03	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者C000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[%]	58.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率[%]	6.0000
	広域機関判断結果	

図 2-30 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ

「広域機関判断結果」は「ペナルティ要素対象外」、「ペナルティ要素対象」、「調整不調対象外」の何れかが登録されますので確認を行ってください(図 2-31 参照)。確認の結果、「広域機関判断結果」が「ペナルティ要素対象」となっている場合、容量確保契約金額の減額を反映した変更契約書の締結が必要となります。ペナルティ要素対象となった事業者に対しては、本機関より減額される容量確保契約金額を記載した「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書(以下、減額通知書)」(図 2-32 参照)及び契約変更等の手続を記載したメールを送付しますので、内容をご確認ください。当該減額通知書をもって契約変更を実施いたします。なお、対象実需給1年前の物価補正後の契約単価を用いた最終的な減額金額は、対象実需給年度の容量確保契約金額の算定時に包含し通知します。

変更契約に係る手続は、『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション(電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編)』の『5.1 容量確保契約の変更』を参照してください。

	やむを得ない理由	減額の有無 契約変更の有無	日数	減額率[%]	広域機関判断結果
調整不調電源	認められた場合	無	0.0000	0.3000%	ペナルティ要素対象外
	認められなかった場合 /未提出	有※	*.****	0.3000%	ペナルティ要素対象
調整不調電源 以外	—	無	空欄or「0」	空欄or「0」	調整不調対象外

図 2-31 「広域機関判断結果」

※減額率 0%で減額が 0 円の場合は、ペナルティ要素対象外とする。

※やむを得ない理由が認められても調整不調電源となる。

調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書

通知No	XXXX
通知日	YYYY年XX月XX日

XXXXXXXX 御中

■事業者情報

応札年度[年]	YYYY
事業者コード	XXXX
事業者名	事業者D
対象実需給年度[年度]	YYYY

■対象となる調整不調電源の詳細情報

電源等識別番号	XXXXX
電源等の名称	事業者D000_安定1
エリア名	関西
停止期間(作業開始日時/終了日時)	YYYYMMDD/YYYYMMDD
出力可能容量[kW]	70,000

■広域機関判断結果

ペナルティ要素対象有無	ペナルティ要素対象			
減額情報	減額[円/年] ^{※1}	XXXX		
判断結果の内訳 ^{※2}	1)算定時点の契約単価[円/kW/年] ^{※1}	XXX		
	2)算定時点の契約容量[kW]	XXX		
	3)減額率[%]	XXX		
	4)調整不調日数[日]	30		

※1: 実需給1年前の物価補正後の契約単価を用いた最終的な減額金額は、実需給年度の容量確保契約金額の算定時に包含し通知します
※2: 減額 = 1)契約単価×2)契約容量×3)減額率×4)調整不調日数

■月別EUE及び供給信頼度/追加設備量への影響有無

月	2024年	2025年	2026年	2027年
1月	1.000	1.000	1.000	1.000
2月	1.000	1.000	1.000	1.000
3月	1.000	1.000	1.000	1.000
4月	1.000	1.000	1.000	1.000
5月	1.000	1.000	1.000	1.000
6月	1.000	1.000	1.000	1.000
7月	1.000	1.000	1.000	1.000
8月	1.000	1.000	1.000	1.000
9月	1.000	1.000	1.000	1.000
10月	1.000	1.000	1.000	1.000
11月	1.000	1.000	1.000	1.000
12月	1.000	1.000	1.000	1.000

提供される情報のイメージ

図 2-32 「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書」のイメージ

2.4 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務

本節では、対象実需給年度2年度前の2月頃に実施する容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務に関する以下の内容について説明します(図 2-33 図 2-33 参照)。

注：本業務については、対象実需給年度2年度前の2月頃に実施する容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降に容量停止計画の追加・変更が生じた場合の手続きとなります。このため、変更が発生していない容量提供事業者については、実施いただく業務はありませんので、対応は不要となります。

2.4.1 影響を受ける他の事業者の同意の取得

2.4.2 変更が生じた旨の連絡

2.4.3 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の容量停止計画の提出

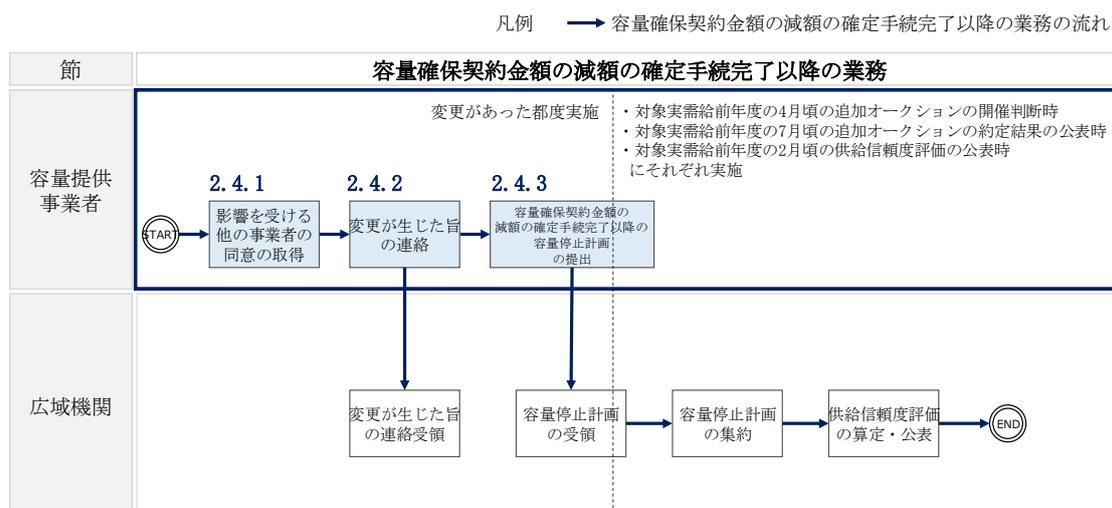


図 2-33 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務

(詳細は Appendix. 2 参照)

2.4.1 影響を受ける他の事業者の同意の取得

【概要】

本項では、影響を受ける他の事業者の同意の取得について説明します。

【詳細説明】

注：容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。

同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。

作業変更等の必要が生じた場合は、作業工程を再検討したうえで、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意を取得してください。影響を受ける他の事業者については属地一般送配電事業者を確認を行ってください。また、同意を得るための調整は容量提供事業者が主体的に実施していただく必要があります。

2.4.2 変更が生じた旨の連絡

【概要】

本項では、変更が生じた旨の連絡について説明します。

【詳細説明】

容量停止計画の追加・変更の必要が発生した場合は、速やかに以下の容量市場受付窓口にてその容量停止計画と変更前後の出力可能容量の増減値・変更理由を示す資料を送付してください。

容量市場受付窓口： youryou_uketsuke@occto.or.jp

注：容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、容量確保契約約款第18条よ

り、対象実需給2年度前の2月末頃の判断結果で算定される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

2.4.3 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の容量停止計画の提出

【概要】

本項では、容量停止計画の容量市場システムへの提出方法について説明します。

【詳細説明】

提出方法としては次の2通りがあり、それぞれについて説明します。なお、変更後の容量停止計画については、供給計画や作業停止計画の内容と整合させることが必要です。

<CSVファイルのアップロードによる登録方法(新規登録を一括で実施する場合)>

容量停止計画の提出は、容量市場システムからダウンロードするCSVファイルを用いて、以下の記載項目一覧(表2-10参照)に沿って、登録してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号(10桁)」を入力し、「設定用CSV出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定CSV」が出力されます。

出力したCSVファイルは、TXTファイル形式で開き、編集します(図2-34参照)。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1ファイルにまとめて提出することも可能です。

なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用CSVファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- ・1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号(10桁)をファイル名に記載してください。
- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。ただし、水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している電源については、号機単位の容量停止計画を契約電源ごとのアクセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出してください。

- ・月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- ・複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除のうえ提出してください。

必要事項を入力する (表 2-10 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧) を参

【停止情報追加後】

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備 (号機単位の名称)”、“系統コード (号機単位)”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

```
2026.000009141,電源7Y10,安定1,000000352,000009043,33000000000000000020,1,1号機,21111,20260401,1000,20260430,2000,1234567,1500,,1
2026.000009141,電源7Y10,安定1,000000352,000009043,33000000000000000020,2,2号機,22221,20260515,1000,20260530,2000,1234568,2500,,1
2026.000009141,電源7Y10,安定1,000000352,000009043,33000000000000000020,3,3号機,23331,20260620,1000,20340630,2000,1234569,3500,,1
```

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 2-34 容量停止計画設定 CSV

表 2-10 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください (空欄、又は入力済みの値のまま)
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 (登録済みの場合は変更不要)
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号 (10桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要)
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID (10 桁) を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) で入力してください。

CSV データ配列	項目	留意点
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号 (10桁) を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) で入力してください。
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号 (22桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要) ※新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出 (容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出)
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑨	停止設備 (号機単位の名称)	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑩	系統コード (号機単位)	提出する容量停止計画の電源等の系統コード (5桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要) ※新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出 (容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出)
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例: 2025年10月1日に作業開始の場合 「20251001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例: 9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例: 2025年10月3日に作業終了の場合「20251003」と入力

CSV データ配列	項目	留意点
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05 に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号 (7桁) を入力 ※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzz」と入力
⑯	出力可能容量[kW]	1以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が0kWの場合は「1」と入力
⑰	容量停止計画登録状況	編集しないでください (空欄、又は入力済みの値のまま)
⑱	登録区分	1, 2のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更 (2回目以降)

容量停止計画の入力後、保存をして容量市場システムに提出します。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード (4桁)_対象実需給年度_電源等識別番号 (10桁)_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード (4桁)_対象実需給年度_電源等識別番号 (10桁)_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください¹⁶。

¹⁶ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

例) ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV

事業者 対象 電源等 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

例) ファイルを2個に分割する場合

1 個目: 容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV

事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

2 個目: 容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV

事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します(図 2-35 参照)。

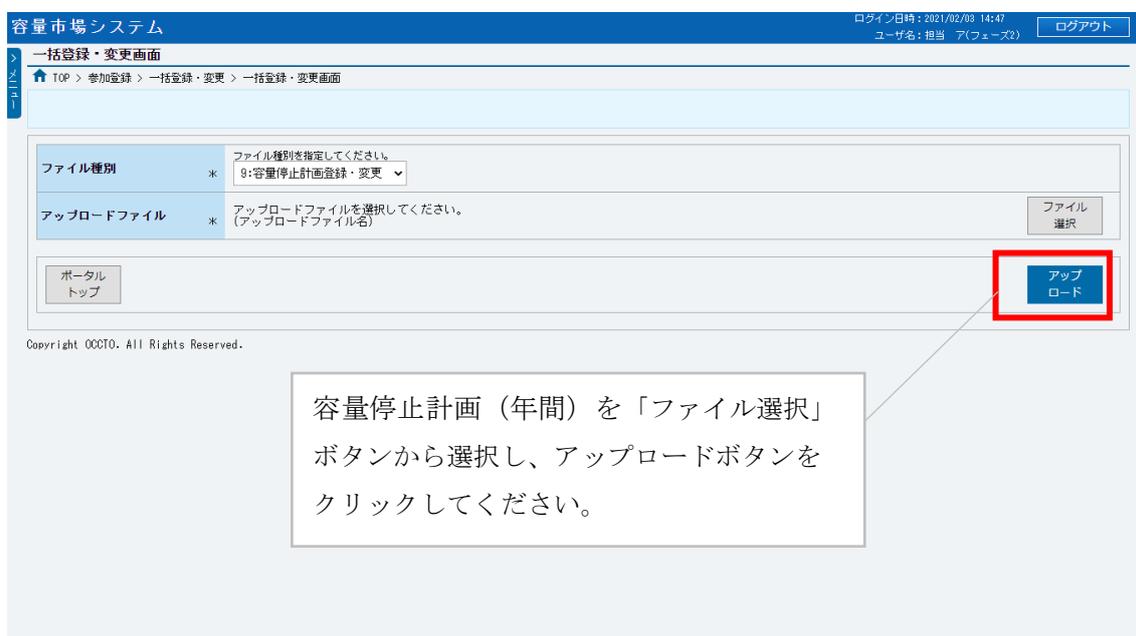


図 2-35 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます(図 2-36 参照)。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておりませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し¹⁷、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

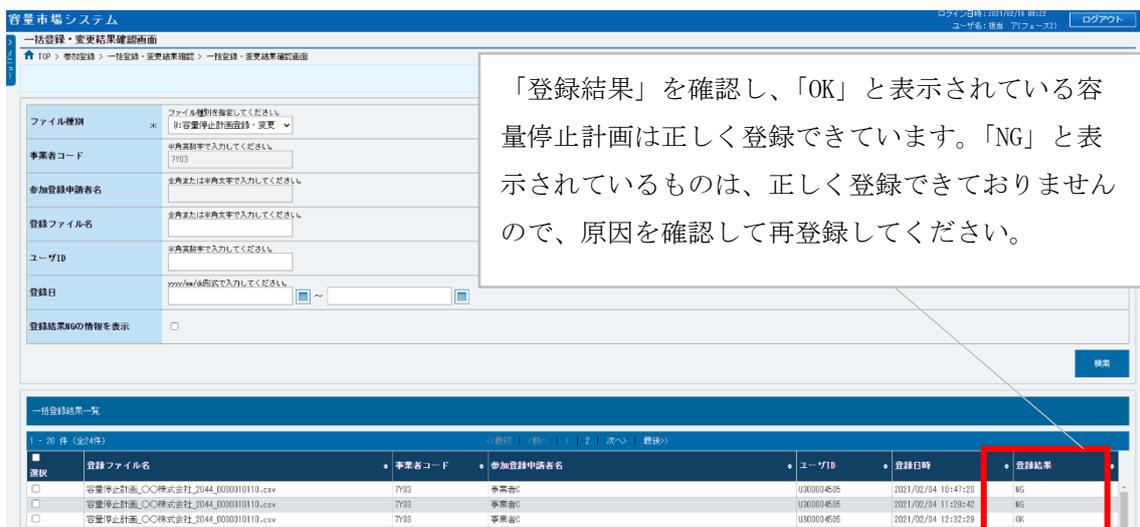


図 2-36 一括登録・変更結果確認画面

<容量市場システム上で直接登録(新規登録を個別で実施する場合)>

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することが可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号(10桁)」を入力、「検索」ボタンを

¹⁷ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL形式で開くと文字化け等によりうまく読み取れないことがあります。その場合はTXTファイル形式等で開き、内容を確認してください。

クリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択のうえ、画面に従って必要項目を入力してください(図 2-37 参照)。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

The screenshot shows the '容量停止計画情報登録画面' (Capacity Stop Plan Information Registration Screen) within the '容量市場システム' (Capacity Market System). The page includes a search form for power source information and a table of power source details. A red dashed box highlights the registration form fields, with a pink callout box pointing to it that says '必須項目を入力' (Enter required items).

選択	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	実需給年度	詳細
<input checked="" type="radio"/>	1	H115電源1_1号機	H115	火力	石炭	500,000	2024/05	2052	詳細
<input type="radio"/>	2	H115電源1_2号機	H115	火力	LNG (GFC)	300,000	2024/05	2052	詳細
<input type="radio"/>	3	H115電源1_3号機	H115	火力	LNG (その他)	200,000	2024/05	2052	詳細

The registration form fields include:

- 提出元事業者コード: H115
- 作業開始日時: * (Date and time selection)
- 作業終了日時: * (Date and time selection)
- 広域受付番号: * (Text input)
- 出力可能容量[kW]: * (Text input)

図 2-37 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前(「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」)の状態であれば、容量停止計画は取下げ¹⁸が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後(「調整不調電源反映済」)の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消¹⁹することができません。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます(図 2-38 参照)。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止

¹⁸ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

¹⁹ 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。

計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」、「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます(図 2-39 参照)。

注：容量市場システム上のステータスは、容量停止計画の調整期間と同様(『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出エラー! 参照元が見つかりません。』参照)になりますが、容量停止計画の調整期間終了後に登録された容量停止計画については、広域確認前(「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」)の状態で維持されます。対象実需給前年度の4月頃の追加オークションの開催判断時、対象実需給前年度の7月頃の追加オークションの約定結果の公表時、対象実需給前年度2月頃の供給信頼度評価の公表時に、ステータスが変更されます。

容量市場システム

ログイン日時: 2022/04/21 09:26
ユーザー名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

容量停止計画一覧画面

TOP > 容量停止計画 > 容量停止計画管理 > 容量停止計画一覧画面

事業者コード	半角英数字で入力してください。 7Y04
実需給年度	半角数字で入力してください。 *
電源等識別番号	半角英数字で入力してください。
容量停止計画登録状況	容量停止計画登録状況を絞り込みたい場合は、チェックしてください。(複数チェック可) <input checked="" type="checkbox"/> 登録確認待 <input type="checkbox"/> 変更確認待 <input type="checkbox"/> 取消確認待 <input type="checkbox"/> 調整不調電源反映済 <input type="checkbox"/> 登録確認中 <input type="checkbox"/> 変更確認中 <input type="checkbox"/> 取消確認中 <input type="checkbox"/> 調整不調電源取消済 <input type="checkbox"/> 登録確認待取下げ <input type="checkbox"/> 変更確認待取下げ

設定用 CSV出力 検索

Copyright OCCTO. All Rights Reserved.

図 2-38 容量停止計画一覧画面イメージ

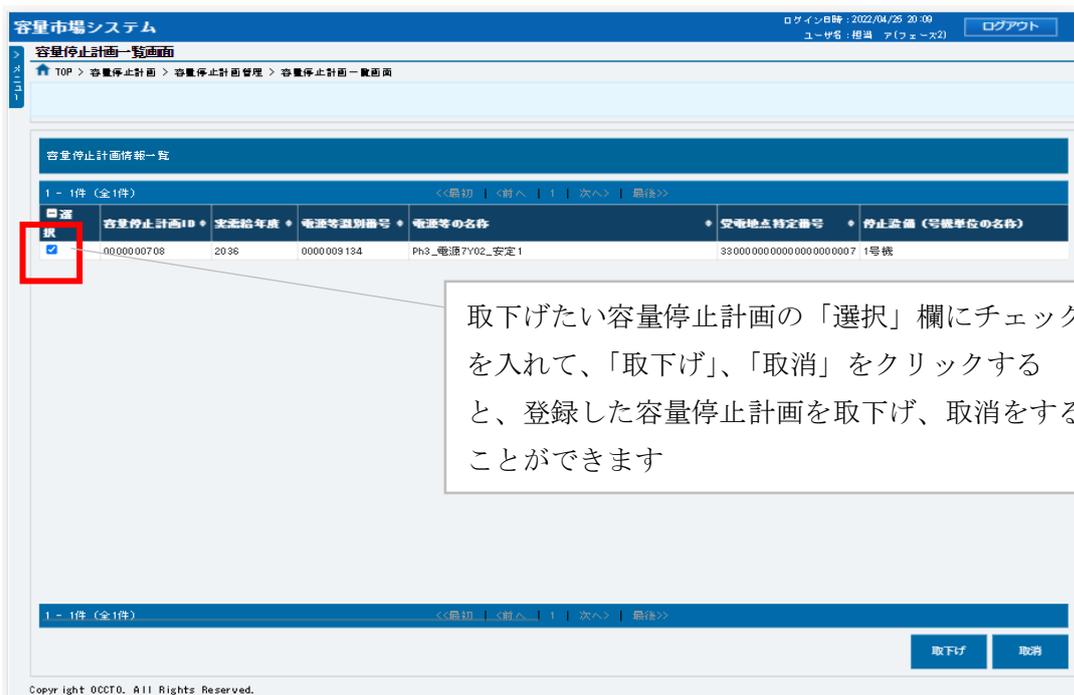


図 2-39 容量停止計画の取下げ・取消イメージ

注：対象実需給前年度の4月頃の追加オークションの開催判断時、対象実需給前年度の7月頃の追加オークションの約定結果の公表時、対象実需給前年度の2月頃に容量停止計画調整期間終了後に提出のあった容量停止計画を集約して、供給信頼度評価を公表します。

対象実需給前年度の2月頃に公表する供給信頼度評価にて、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、『長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款』の『第18条』より、対象実需給2年度前の2月末頃の判断結果で算定される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

なお、対象実需給前年度の4月頃の追加オークションの開催判断時、対象実需給前年度の7月頃の追加オークションの約定結果の公表時の供給信頼度評価では、上記の算定は行いません。

1.5倍のペナルティ要素対象となった事業者に対しては、本機関より減額される容量確保契約金額を記載した「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書(調整期間終了後)(以下、減額通知書(調整期間終了後))」(図2-40参照)及び契約変更等の手続を記載したメールを送付しますので、内容をご確認ください。当該減額通知書(調整期間終了後)をもって契約変更を実施いたします。なお、対象実需給1年前の物価補正後の契約単価を用いた最終的な減額金額は、対象実需給年度の確保契約金額の算定時に包含し通知します。

調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書 (調整期間終了後)

通知No	XXXX
通知日	YYYY年XX月XX日

XXXXXX 御中

■事業者情報

応札年度[年]	YYYY
事業者コード	XXXX
事業者名	事業者D
対象実需給年度[年度]	YYYY

■対象となる調整不調電源の詳細情報

電源等識別番号	XXXXX
電源等の名称	事業者D000_安定1
エリア名	関西
停止期間 (作業開始日時/終了日時)	YYYYMMDD/YYYYMMDD
出力可能容量[kW]	70,000
容量停止計画提出時期	YYYYMMDD

■広域機関判断結果

ペナルティ要素対象有無	ペナルティ要素対象		
ペナルティ倍率に関する判断結果	容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加・変更により供給信頼度確保へ影響を与えたため1.5倍のペナルティを科す		
判断結果の内訳	減額情報	減額[円/年] ^{※1}	XXXX
	※2	1)算定時点の契約単価[円/kW/年] ^{※1}	XXX
		2)算定時点の契約容量[kW]	XXX
		3)減額率[%]	XXX
		4)調整不調日数	30
5)調整期間の終了後の変更に係るペナルティ[倍]		1.5	

※1: 実需給1年前の物価補正後の契約単価を用いた最終的な減額金額は、実需給年度の容量確保契約金額の算定時に包含し通知します
 ※2: 減額 = 1)契約単価 × 2)契約容量 × 3)減額率 × 4)調整不調日数 × 5)調整期間の終了後の変更に係るペナルティ

■月別EUE及び供給信頼度/追加設備量への影響有無

図 2-40 「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書 (調整期間終了後)」のイメージ

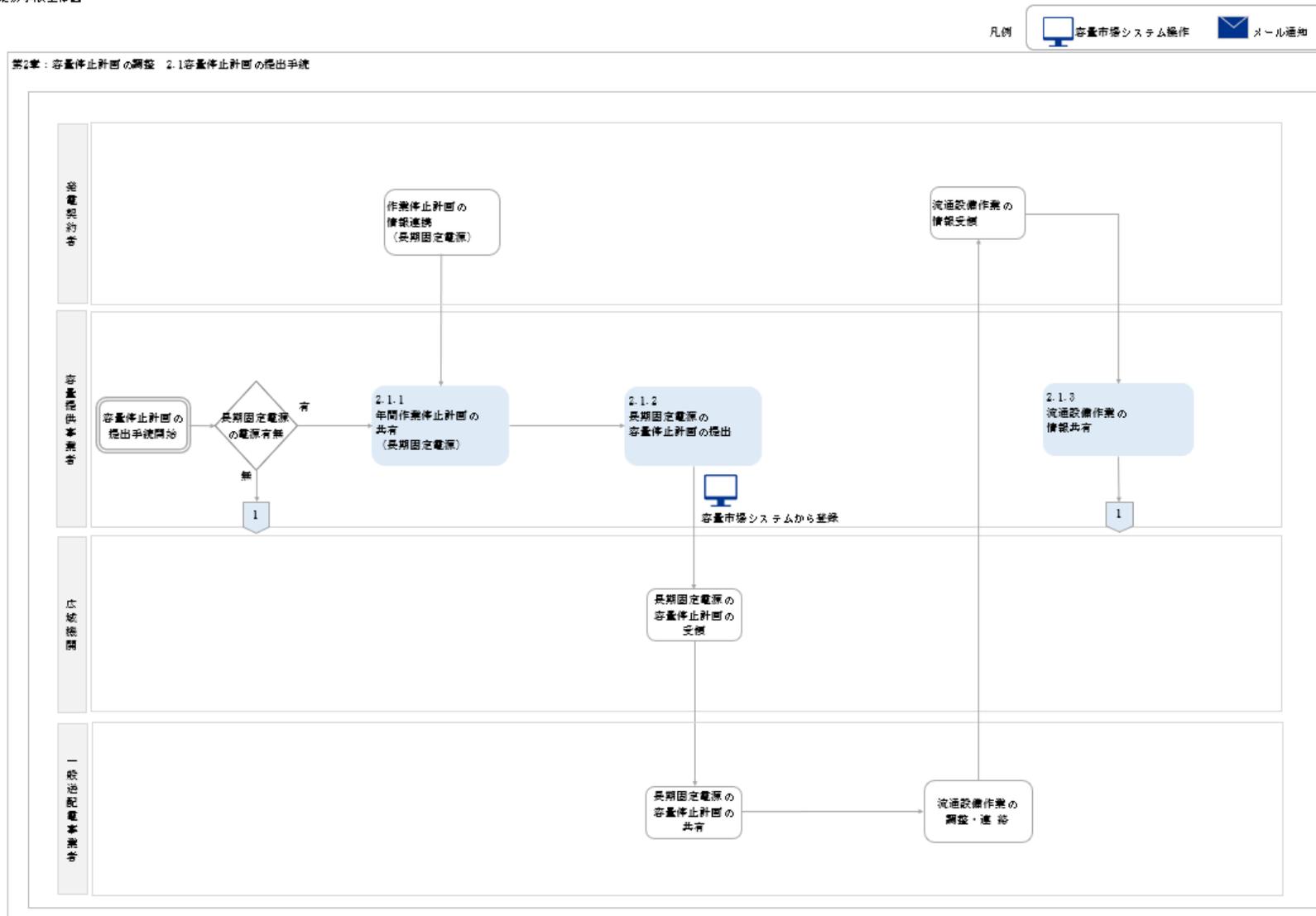
Appendix.1 図表一覧

図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルに掲載中の業務	4
図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務	5
図 1-3 容量停止計画の調整業務に関する実施期間	5
図 1-4 容量停止計画の調整業務の構成	6
図 1-5 本業務マニュアルの構成 (第1章除く)	7
図 2-1 第2章の構成	8
図 2-2 月平均値の算定方法(「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」の月の例)	11
図 2-3 月平均値の算定方法(「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「後半」の月の例)	12
図 2-4 月平均値の算定方法(月を跨ぐ作業の例)	13
図 2-5 容量停止計画の提出手続の詳細構成	14
図 2-6 容量停止計画設定 CSV	18
図 2-7 容量停止計画登録の画面イメージ	21
図 2-8 一括登録・変更結果確認画面	22
図 2-9 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ	23
図 2-10 容量停止計画一覧画面イメージ	24
図 2-11 容量停止計画の取下げ・取消イメージ	25
図 2-12 容量市場システムのステータス遷移図	28
図 2-13 容量停止計画設定 CSV	32
図 2-14 容量停止計画登録の画面イメージ	35
図 2-15 一括登録・変更結果確認画面	36
図 2-16 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ	37
図 2-17 容量停止計画一覧画面イメージ	38
図 2-18 容量停止計画の取下げ・取消イメージ	39
図 2-19 容量市場システムのステータス遷移図	42
図 2-20 容量停止計画の調整手続の詳細構成	43
図 2-21 調整が必要なエリア・時期の情報イメージ	45
図 2-22 ブロック構成の更新方法のイメージ	46
図 2-23 ブロック構成の変化に伴う調整不調電源の判定	47
図 2-24 調整不調電源としての登録状況の画面イメージ	49
図 2-25 容量停止計画調整スケジュールのイメージ	52
図 2-26 容量停止計画登録・変更	53
図 2-27 容量確保契約金額の減額の確定手続の詳細構成	54

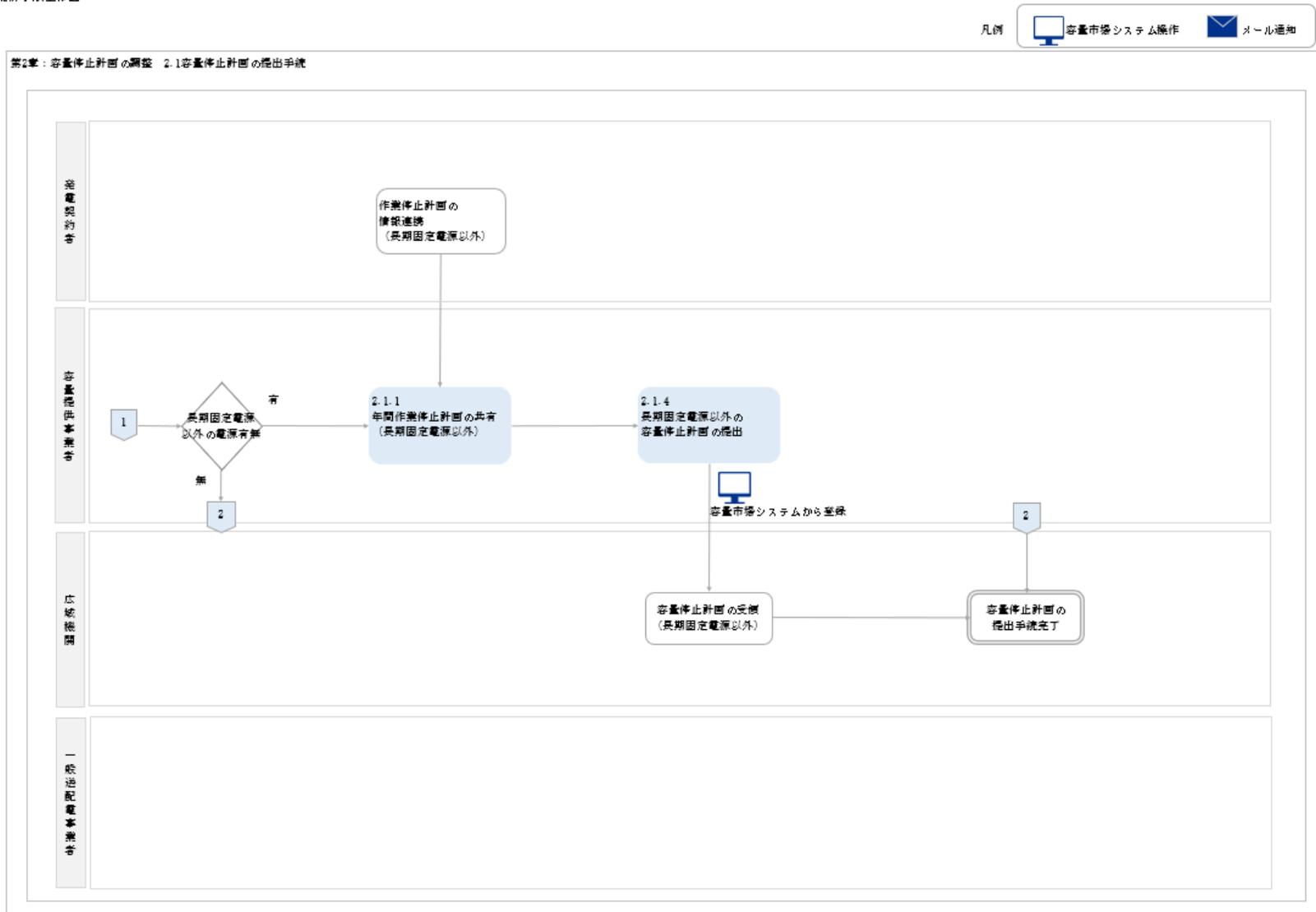
図 2-28 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ.....	56
図 2-29 減額率の補正の考え方.....	60
図 2-30 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ.....	62
図 2-31 「広域機関判断結果」.....	63
図 2-32 「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書」のイメージ.....	63
図 2-33 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務.....	64
図 2-34 容量停止計画設定 CSV.....	67
図 2-35 容量停止計画登録の画面イメージ.....	70
図 2-36 一括登録・変更結果確認画面.....	71
図 2-37 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ.....	72
図 2-38 容量停止計画一覧画面イメージ.....	73
図 2-39 容量停止計画の取下げ・取消イメージ.....	74
図 2-40 「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書 (調整期間終了後)」のイメージ.....	75
表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース.....	7
表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧.....	18
表 2-2 容量停止計画のシステム登録手続き一覧.....	26
表 2-3 容量市場システムにおけるステータス一覧.....	27
表 2-4 流通設備作業として通知される事項.....	29
表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧.....	32
表 2-6 容量停止計画のシステム登録手続き一覧.....	40
表 2-7 容量市場システムにおけるステータス一覧.....	41
表 2-8 電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値.....	50
表 2-9 電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値.....	50
表 2-10 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧.....	67

Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図

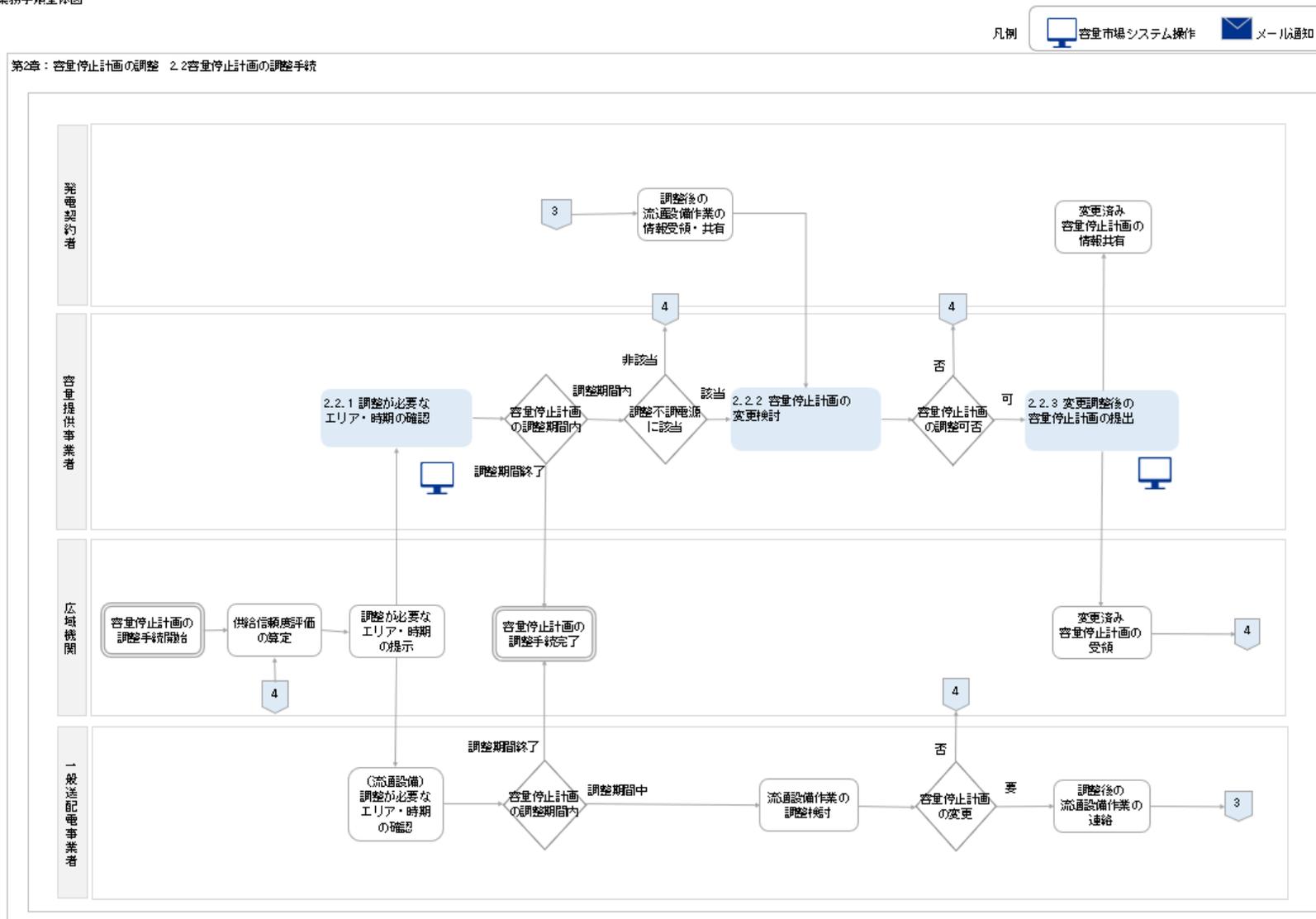


業務手順全体図

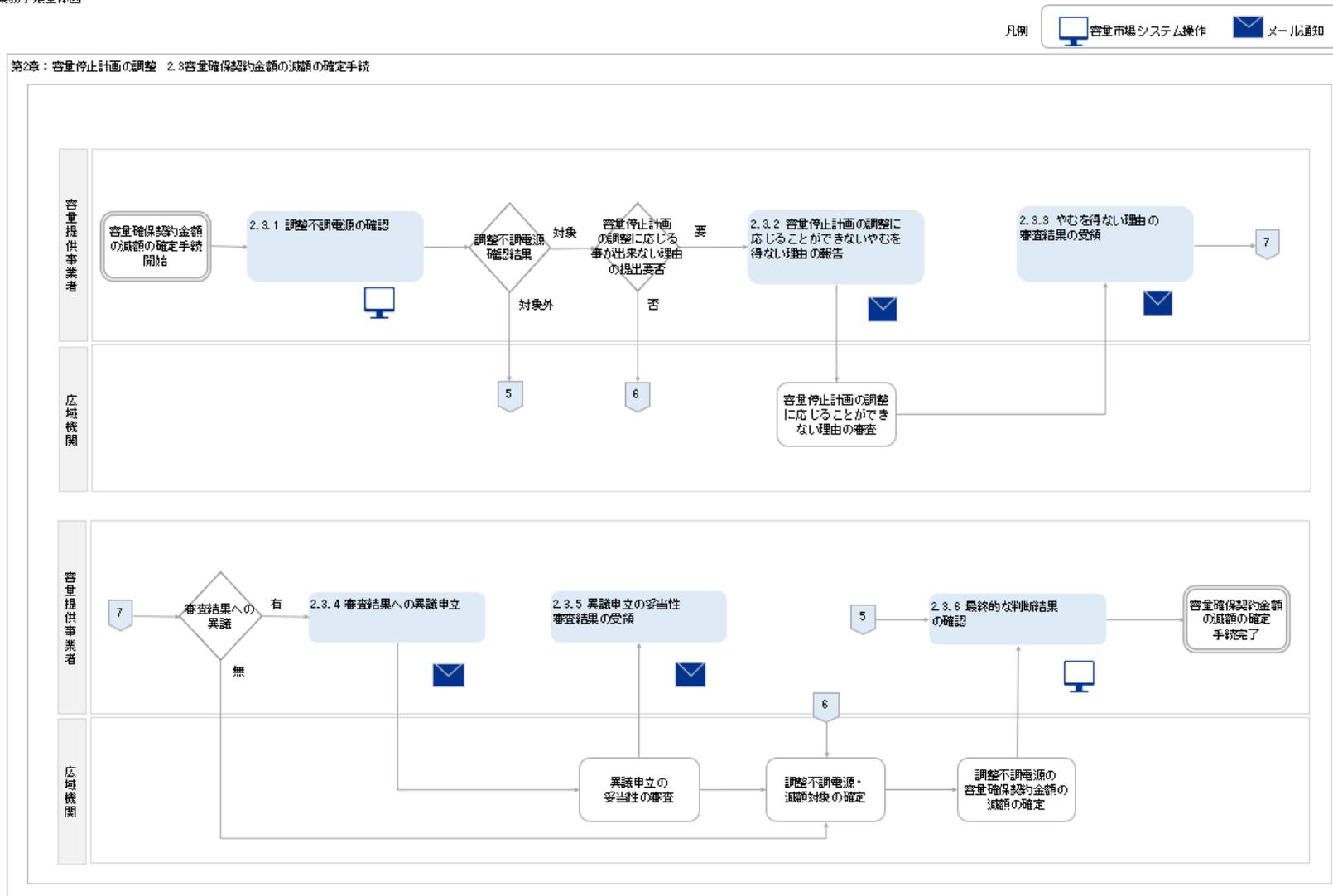


Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図

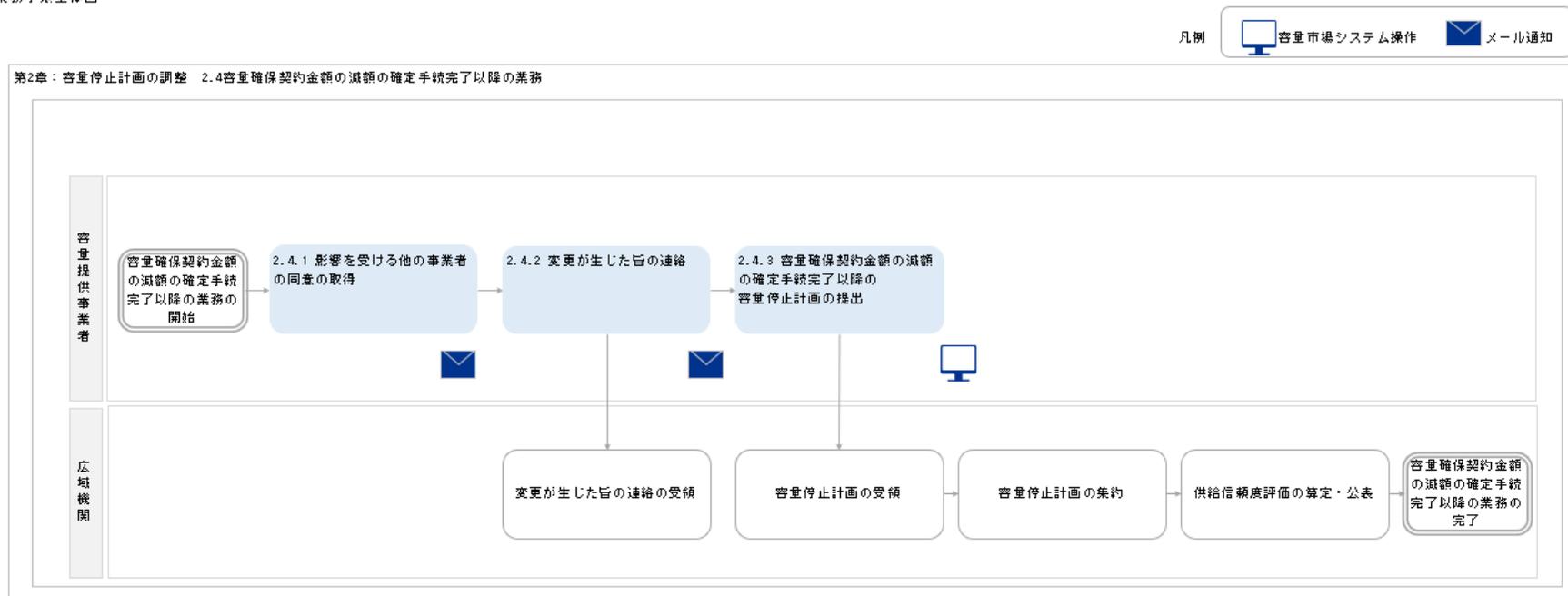


業務手順全体図



Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図



Appendix.3 様式一覧

様式1 流通設備作業に伴う発電制約一覧

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧(YYYY年度 受渡分)』

YYYY年MM月DD日

〇〇株式会社殿
(または)電力広域的運営推進機関

〇〇電力〇〇株式会社
〇〇部 中央給電指令所
所長名 等

YYYY年度の流通設備作業停止に伴い、貴社の発電制約は以下のとおり必要となります。

作業 NO	作業停止範囲 (流通設備名・番号)		作業期間		区分	作業 内容	制約 NO	制約期間		制約対象 設備	制約対象 発電機	制約量	制約理由	備考
			開始	終了				開始	終了					
1	〇〇送電線	2号線	MM月DD日 hh時mm分	MM月DD日 hh時mm分				MM月DD日 hh時mm分	MM月DD日 hh時mm分			別紙〇		
2	△△変電所 275kV	乙母線												
3	□□変電所 154kV	1号変圧器												
4														
5														

〈補足事項〉

- ・区分:「単日」、「毎日」、「連続」(制約が発生する区分を記載)
- ・制約理由:「熱容量」、「安定度」、「電圧」、「短絡地絡容量」、「周波数」

Appendix.3 様式一覧

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧(YYYY年度 受渡分)』(別紙○)

作業停止範囲	制約期間開始	制約期間終了	制約対象設備	制約対象発電機

【発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量(送電側値)】

(単位: kW)

時間	MMJ分				MMJ分			
	平日	土曜	日曜日	祭休日	平日	土曜	日曜日	祭休日
0:00~0:30								
0:30~1:00								
1:00~1:30								
1:30~2:00								
2:00~2:30								
2:30~3:00								
3:00~3:30								
3:30~4:00								
4:00~4:30								
4:30~5:00								
5:00~5:30								
5:30~6:00								
6:00~6:30								
6:30~7:00								
7:00~7:30								
7:30~8:00								
8:00~8:30								
8:30~9:00								
9:00~9:30								
9:30~10:00								
10:00~10:30								
10:30~11:00								
11:00~11:30								
11:30~12:00								
12:00~12:30								
12:30~13:00								
13:00~13:30								
13:30~14:00								
14:00~14:30								
14:30~15:00								
15:00~15:30								
15:30~16:00								
16:00~16:30								
16:30~17:00								
17:00~17:30								
17:30~18:00								
18:00~18:30								
18:30~19:00								
19:00~19:30								
19:30~20:00								
20:00~20:30								
20:30~21:00								
21:00~21:30								
21:30~22:00								
22:00~22:30								
22:30~23:00								
23:00~23:30								
23:30~24:00								

(補足事項)

- ・“-”と表記されたコマは「制約期間外のため発電制約無し」、「0」と表記されたコマにおいて「同属した発電機作業工區変更、送電需要等が変更となった場合の制約量は【発電機作業停止がない場合における発電制約量(送電側値)】をご覧ください。
- ・発電機作業停止を実施しても制約設備の運用容量を超過する(発電制約が生じる)場合は、作業停止発電機も含めた発電機で発電制約量を算出しています。
- ・“特殊日”とは、○月○日(○○の日)、○月○日(○○○の日)を指します。(一般送配電事業者等に定める日)

Appendix.3 様式一覧

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧(YYYY年度 受渡分)』(別紙〇)

作業停止範囲	制約期間開始	制約期間終了	制約対象設備	制約対象発電機

【発電機作業停止がない場合における発電制約量(送電端値)】

(単位: kW)

時間	MM/月分				MM/月分			
	平日	土曜	日曜祝日	特種日	平日	土曜	日曜祝日	特種日
0:00~0:30								
0:30~1:00								
1:00~1:30								
1:30~2:00								
2:00~2:30								
2:30~3:00								
3:00~3:30								
3:30~4:00								
4:00~4:30								
4:30~5:00								
5:00~5:30								
5:30~6:00								
6:00~6:30								
6:30~7:00								
7:00~7:30								
7:30~8:00								
8:00~8:30								
8:30~9:00								
9:00~9:30								
9:30~10:00								
10:00~10:30								
10:30~11:00								
11:00~11:30								
11:30~12:00								
12:00~12:30								
12:30~13:00								
13:00~13:30								
13:30~14:00								
14:00~14:30								
14:30~15:00								
15:00~15:30								
15:30~16:00								
16:00~16:30								
16:30~17:00								
17:00~17:30								
17:30~18:00								
18:00~18:30								
18:30~19:00								
19:00~19:30								
19:30~20:00								
20:00~20:30								
20:30~21:00								
21:00~21:30								
21:30~22:00								
22:00~22:30								
22:30~23:00								
23:00~23:30								
23:30~24:00								

(補足事項)

- “-”と表記されたコマは「制約期間外のため発電制約無し」となります。
- “特種日”とは、○月○日(○の日の)、○月○日(○の日の)を指します。(一般送配電事業者等に定める日)

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編 (別冊)容量停止計画の調整業務 (実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整)
Appendix.3 様式一覧

別紙3

「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2026年度以降）【改訂版】」の意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

項番	頁	ご意見	回答
1	63	5-1.影響を受ける他の事業者の同意の取得項目内の【注】の以下記載について意見があります。 記載：容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。 意見：昨年度、調整期間終了後に属地TSOより流通設備作業の変更依頼を受けた実例があったことを受け、調整期間終了以降の期間に一般送配電事業者から流通設備作業に起因する調整依頼が発生した場合等、容量提供事業者の責によらない容量停止計画の追加・変更を許容すること、またこの場合、ペナルティが発生しないことを明確にご記載いただきますようお願いいたします。なお、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更時において経済的ペナルティが発生しないことは、第3章容量停止計画の調整手続の42頁注2「調整期間の終了後の容量停止計画の変更について」に記載のただし書きの記載で担保されていると考えておりますが、より明示的に規定いただけると幸いです。	ご指摘を踏まえ、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合についての追加・変更を認める旨を業務マニュアルに反映いたします。
2	9	注5にて「変動電源（単独）は、調整係数に停止電力が考慮されているため、容量停止計画において停止電力の反映は不要ですが、作業計画把握のため「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」として容量停止計画を提出する必要があります。」と記載されています。 ご記載いただいているとおり、変動電源（単独）については、調整係数にて停止電力が考慮されているため、容量停止計画の提出は供給信頼度評価へ影響がないと考えております。 供給信頼度評価へ影響がないものの、作業計画把握のために提出が必要となっておりますが、電力広域的運営推進機関殿より公表していただいている「作業停止計画調整スケジュール変更の概要」とおり、以前は提出時期に相違があることから変動電源（単独）においても作業計画把握のために提出が必要と理解しておりました。 作業停止計画調整スケジュール変更案のとおり、容量停止計画と作業停止計画の7月末の長期固定電源の容量停止計画の提出に合わせて、作業停止計画の原案提出を7月末へ前倒しし、8月以降、流通作業等においても一体的な作業調整を可能とするように変更いただいたことから、変動電源（単独）において、「作業計画把握」は容量停止計画でなくても、把握できるかと思えます。 容量停止計画への提出を省略できるようご検討いただきたい。提出が必要な場合は必要性をご教授いただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。対象実需給2027年度向けの調整業務はこれまで通りのルールでの運用とさせていただきます。今後の対応につきましては検討いたします。
3	9	注5の記載について修正を提案します。 原文：「なお、純揚水の出力可容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。」 修正案：「なお、純揚水・蓄電池の出力可容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。」 理由：2027年度から蓄電池も安定電源の対象とされているため。	ご記載いただいた通り 「なお、純揚水の出力可容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。」 ⇒「なお、純揚水・蓄電池の出力可容量は、停止電力を考慮した供給力に、運転継続時間（作業考慮）に対応した調整係数を乗じた値とします。」に修正いたします。
4	8	注4の3ボツ目について、いつ公表された記載断面に基づきkW算定をするのか明記いただけませんか。	対象実需給年度2年前のものを参照して算定してください。対象実需給年度2027年度向けの場合は、2025年度をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/sankoushiryou_2025.html ご指摘を踏まえ、業務マニュアルに追記いたします。
5	17	容量停止計画の提出方法として、CSVによる登録と、容量市場システム上で直接登録する2パターンが記載されていますが、本登録方法は新規登録時に限定されるのでしょうか。登録済容量停止計画の登録内容の変更方法についても同様の登録方法が可能という理解でよろしいでしょうか。	新規登録のみではなく、変更の際にもCSVファイルのアップロードによる登録、容量市場システム上で直接登録のいずれの方法でも登録が可能です。
6	44	注4の記載について、「作業可能量」は誤記であり、正しくは「作業停止量」ではないでしょうか。	作業可能量でも誤りではありませんが、明確化の観点からご指摘を踏まえ、修正いたします。

項番	頁	ご意見	回答
7	73	容量提供事業者の事由か否かについては、計画が追加・変更された都度、容量提供事業者を確認されるのでしょうか。実需給2年度前の容量停止計画の調整業務とは異なり、異議申立手続きの記載がなかったため確認させていただいた次第です。	業務マニュアル「5.2変更が生じた旨の連絡」に記載のとおり、容量停止計画の提出前にメールにて変更理由を受領しますので、その際に個別に確認いたします。
8	73	「容量提供事業者の事由」に該当しない例を記載いただけないでしょうか。例えば、メーカー・業者都合に依るものは「容量提供事業者の事由」ではないのでしょうか。実需2年度前に実施する容量停止計画の調整業務とは扱いが異なるのでしょうか。	業務マニュアルに記載のとおり、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更が例として該当します。その他の個別事例については、発生した都度判断させていただきます。
9	73	実需給前年度4月頃に供給信頼度評価を公表した後～実需給前年度7月頃に供給信頼度評価を公表するまでの間に容量停止計画を追加・変更した時、4月公表断面では供給信頼度確保に影響があったが、7月公表断面では影響がなかった場合などにおけるペナルティの判定基準を明確にいただけないでしょうか。	・実需給前年度の2月頃に公表する供給信頼度評価にて、判断いたします。 対象実需給2026年度向けの算定結果につきまして以下に掲載を予定しております。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/2026/index.html ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを明確化いたします。
10	73	実需給2026年度について、前年度の4月頃の追加オークション開催判断時（今年4月）の供給信頼度評価を公表される予定はありますでしょうか。	対象実需給2026年度の追加オークション約定結果公表資料（7月末頃公表予定）に記載する予定です。
11	73	実需給2年度前の2月末頃の判断結果で当該エリアの減額率が0%だった場合、かつ調整期間の終了以降に容量停止計画を提出・変更していないのであれば、それ以降に更新された供給信頼度評価に依らず、後からペナルティが料されることはないという認識でよろしいでしょうか。	実需給2年度前の2月末頃の判断結果で当該エリアの減額率が0%だった場合、かつ調整期間の終了以降に容量停止計画を提出・変更していないのであれば、それ以降に更新された供給信頼度評価に依らず、後からペナルティが料されることはありません。
12	73	1.5倍のペナルティ要素対象か否かの判定はいつ頃されるのでしょうか。容量停止計画を追加・変更してから数か月以内、もしくは年度末に判定されるのでしょうか。	・実需給前年度の2月頃に公表する供給信頼度評価にて、判断いたします。 対象実需給2026年度向けの算定結果につきまして以下に掲載を予定しております。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/2026/index.html ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを明確化いたします。

別紙 4

「容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編 (別冊)容量停止計画の調整業務」の意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

項番	頁	ご意見	回答
1	9	「注6：水素・アンモニア混焼の火力電源においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している場合」の記載についてお伺いさせていただきます。 1-1. メインオークションおよび長期脱炭素電源オークションの両方に約定している電源については、同一電源であっても、各オークションに基づく契約ごとに個別の容量停止計画を作成し、出力可能容量をアセスメント対象容量に応じて按分のうえ提出するという理解でよろしいでしょうか。また、容量停止計画は両オークションで分割する一方で、供給信頼度評価においてはメインオークション分と長期脱炭素電源オークション分をまとめて算定される、という理解でよろしいでしょうか。	各オークションに基づく契約ごとに個別の容量停止計画を作成し、出力可能容量をアセスメント対象容量に応じて按分のうえ提出をお願いします。供給信頼度の算定においては、ご認識の通り両オークションでまとめて算定されます。
2	9	1-2. 上記の理解に相違がない場合、容量市場システムにおいてメインオークション分と長期脱炭素電源オークション分の容量停止計画がどのように区別されるかをご教示ください。 提出先、提出内容については両オークション間で差がございませんが、仮にファイル名に記載する電源等識別番号により区別される場合、電源等識別番号の違いにより同一電源と認識されず、調整不調月がメインオークション分と長期脱炭素電源オークション分とで異なるケースが発生し、同一電源および同一作業にもかかわらず、異なる日程調整が発生しないか、確認させていただきます。	電源等識別番号によって区別しているため、別電源として認識されます。容量停止計画調整業務において契約ごとのアセスメント対象容量分の出力可能容量を提出しますが、同一電源であるため作業停止日時には差異はない認識です。したがって、調整不調月の判定があれば契約ごとに通知されますが異なる日程調整はオークション間で発生はいたしません。
3	9	1-3. 仮に1-2に記載した事象が発生する虞がある場合やその他にも課題が顕在化した場合には、メインオークション分と長期脱炭素電源オークション分の容量停止計画を分割せずに提出する運用も検討頂けないでしょうか。	メインオークションと長期脱炭素電源オークションでは契約が異なるため、提出方法についての見直しはいたしません。
4	9	2. 実需給期間に提出する容量停止計画については、出力可能容量の記載が不要となるため、メインオークション分と長期脱炭素電源オークション分とで分割する必要はない、という認識で相違ないでしょうか。	実需給期間に提出が求められる容量停止計画においてはご認識の通り「出力可能容量」項目の内容は登録時に使用しません。※1 ただし、容量停止計画自体は契約ごとに提出が必要となります。 なお、その他の算定諸元においてはメインオークションと長期脱炭素電源オークションの各アセスメント対象容量分に按分し提出※2を求める可能性がありますが、こちらは今後公表される実需給期間のリクワイアメント・アセスメントに係る業務マニュアルにおいて公表予定です。 ※1：以下マニュアル参照 「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源) 編 (対象実需給年度：2025 年度)」 P25「表2-2 ④」 241212_2025_gyoummanual_rikuwaiamento_antei.pdf ※2：アセスメント対象容量比での按分が求められる諸元の一例：発電上限・発電計画
5	8	本業務の対象となる容量停止計画について、電源の出力が停止又は抑制する計画と記載されているが、新設電源の工事遅延に伴い、運開前の供給力を提供できない期間は、計画停止としてみなし、容量停止計画の提出が必要となりますでしょうか	長期脱炭素電源オークション落札電源において、供給力提供開始年度が遅れた場合、制度適用開始年度も遅れることになるため、原則、容量停止計画の提出は不要です。 ただし、供給力提供開始時期遅延に伴い、約款第15条の「変更後の供給力提供開始年度の4月1日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションの落札価格およびリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」が適用される場合、当該年度における運開前の供給力を提供できない期間は、計画停止としてみなし、出力停止分を容量停止計画として提出してください。なお、新設電源の工事遅延に伴い、運開前の供給力を提供できない期間は、遅延理由が事業者の帰責性有無にかかわらず、容量停止計画を調整できないことが明らかであるため、容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由には該当いたしません。